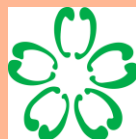


保健事業のまとめ

— 平成27年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～平成27年度～ 目次

I 佐倉市の概要	
1. 佐倉市の概況	7
2. 健康こども部行政組織	8
3. 健康増進課事務分掌	9
4. 保健センター施設概要	10
5. 歳入歳出決算額の推移	12
6. 地域健康危機管理体制	13
7. 健康増進計画「健康さくら21」	15
II 子どもの保健	
1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	21
2. マタニティクラス	24
3. 母子訪問指導	30
(1) 妊産婦	30
(2) 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	30
(3) 乳児・幼児訪問指導	32
4. 妊婦・乳児一般健康診査	33
5. 乳児相談	35
6. もぐもぐ教室	37
7. 1歳6か月児健康診査	39
8. 3歳児健康診査	42
9. 幼児歯科健診	45
10. すくすく発達相談	47
11. ことばと発達の相談室	50
12. 親子教室	52
(1) たんぽぽグループ	52
(2) ひまわりグループ	53
13. 健康教育・健康相談	54
(1) 保健センターでの健康教育	54
(2) 地区の集まりにおける健康教育	55
(3) 女性の健康づくり教育	55
(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	56
(5) 健康教育に伴う健康相談	56
14. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	57
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	57
(2) 未熟児訪問指導	60
15. 母子保健事業未受診者勧奨事業	61
III 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取組み	67
IV 感染症予防	
1. 感染症予防及び防疫	71
(1) ヒブ予防接種	74
(2) 小児用肺炎球菌予防接種	75
(3) BCG予防接種	76

(4) 不活化ポリオ	77
(5) 麻しん (はしか)・風しん	78
(6) 四種混合・三種混合・二種混合	80
(7) 日本脳炎	83
(8) 水痘 (みずぼうそう)	85
(9) 子宮頸がん予防接種 (サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価)	86
(10) インフルエンザ	87
(11) 高齢者肺炎球菌予防接種	88
2. 予防接種 (任意)	89
(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	89
3. 結核予防	90
(1) 結核検診	90

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付	95
2. 健康教育	97
(1) 集団健康教育	97
3. 健康相談	107
4. 健康診査	109
(1) 健康診査	109
(2) 成人歯科健康診査	111
(3) 骨粗しょう症検診	113
(4) 肝炎ウイルス検診	116
5. 各種がん検診等	119
(1) 胃がん検診	119
(2) 子宮頸がん検診	122
(3) 乳がん検診	129
(4) 肺がん検診	136
(5) 大腸がん検診	138
6. 訪問指導	142
7. 特定健康診査 (健康診査)・特定保健指導	144
(1) 特定健康診査 (健康診査)	144
(2) 特定保健指導 (保健指導)	147
8. こころの健康づくり	150
(1) 精神科医によるこころの健康相談	150
(2) カウンセラーによるこころの健康相談	151
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業	152
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	154
(5) 普及啓発活動	155

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業	159
(1) 歯ピーかみんぐフェア (むし歯予防大会)	159
(2) よい歯のコンクール	160
2. 市民公開講座	161
3. 食生活改善推進員事業	163
(1) 食生活改善推進員養成講座	163
(2) 食生活改善推進員研修	164
(3) 食生活改善推進員地区活動	166

4. その他啓発事業	168
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	170
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	177
(1) 休日夜間急病診療所	177
(2) 休日当番医	180
2. 小児初期急病診療所事業	181
3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業	184
4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業	185
VIII 各種委員会名簿	189
IX 衛生関係統計	199

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から40キロメートルの距離にあり、成田国際空港から西へ約15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20キロメートル、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.59(国土地理院より平成27年3月公表103.69平方キロメートル)平方キロメートルの首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいる。標高30メートル前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な生活道路網を形成しています。



佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、第4次佐倉市総合計画における基本構想の将来都市像に「歴史・自然・文化」は、長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務を果たすためには、佐倉を大切にしていきたいという気持ち、佐倉に住み続けたいという愛着、佐倉を更に素晴らしいまちにしていきたいという意欲など市民一人ひとりの「佐倉への思い」が必要となり、この「佐倉への思い」を一つひとつ「かたち」にかえていくことがすべての人に優しいまちづくりにつながるとともに、人々の共感を得ることで、まちの求心力を高めることとなり、市全体の活力を創出するまちづくりを実現するために取り組みを進めている。

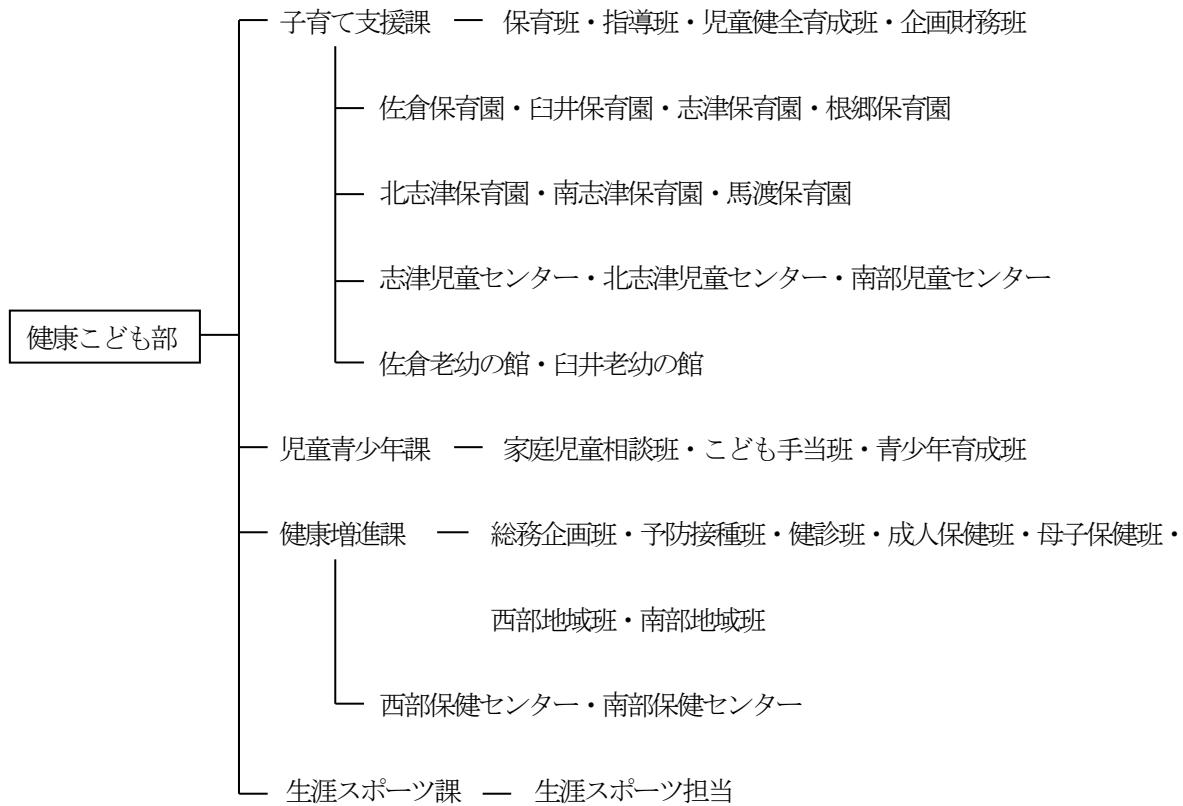
また、平成16年4月には、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、本市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として計画された健康増進推進計画「健康さくら21」を公表し、

「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」

を基本理念として、ヘルスプロモーション概念を基調とした「健やかなまちづくり」に向けた取り組みを始めていくところである。

2. 健康こども部行政組織

(平成27年4月1日現在)



[健康増進課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康増進課	17	2	2	4	9	34
西部保健センター	4	1	1	—	—	6
南部保健センター	2	1	1	—	—	4
合計		4	4	4	9	44

*上記配置人数の他、任期付採用の保健師職員として、健康増進課 保健師1の配置あり。

3. 健康増進課事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 特定疾患見舞金支給に関すること。
- 7 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関すること。
- 8 低体重児の届出に関すること。
- 9 未熟児の訪問指導に関すること。
- 10 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 11 佐倉市保健センターに関すること。
- 12 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 13 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター—施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

・敷地面積	2,739 m ²	
・建物面積(延床)	2,486.21 m ²	
1階	1,057.33 m ²	休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・ 栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
2階	1,065.14 m ²	予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
3階	363.74 m ²	大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

・敷地面積	4,250 m ²	
・建物面積(延床)	2,490 m ²	
1階	1,192.90 m ²	運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
2階	1,106.12 m ²	西部地域福祉センター
機械室棟	191 m ²	

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

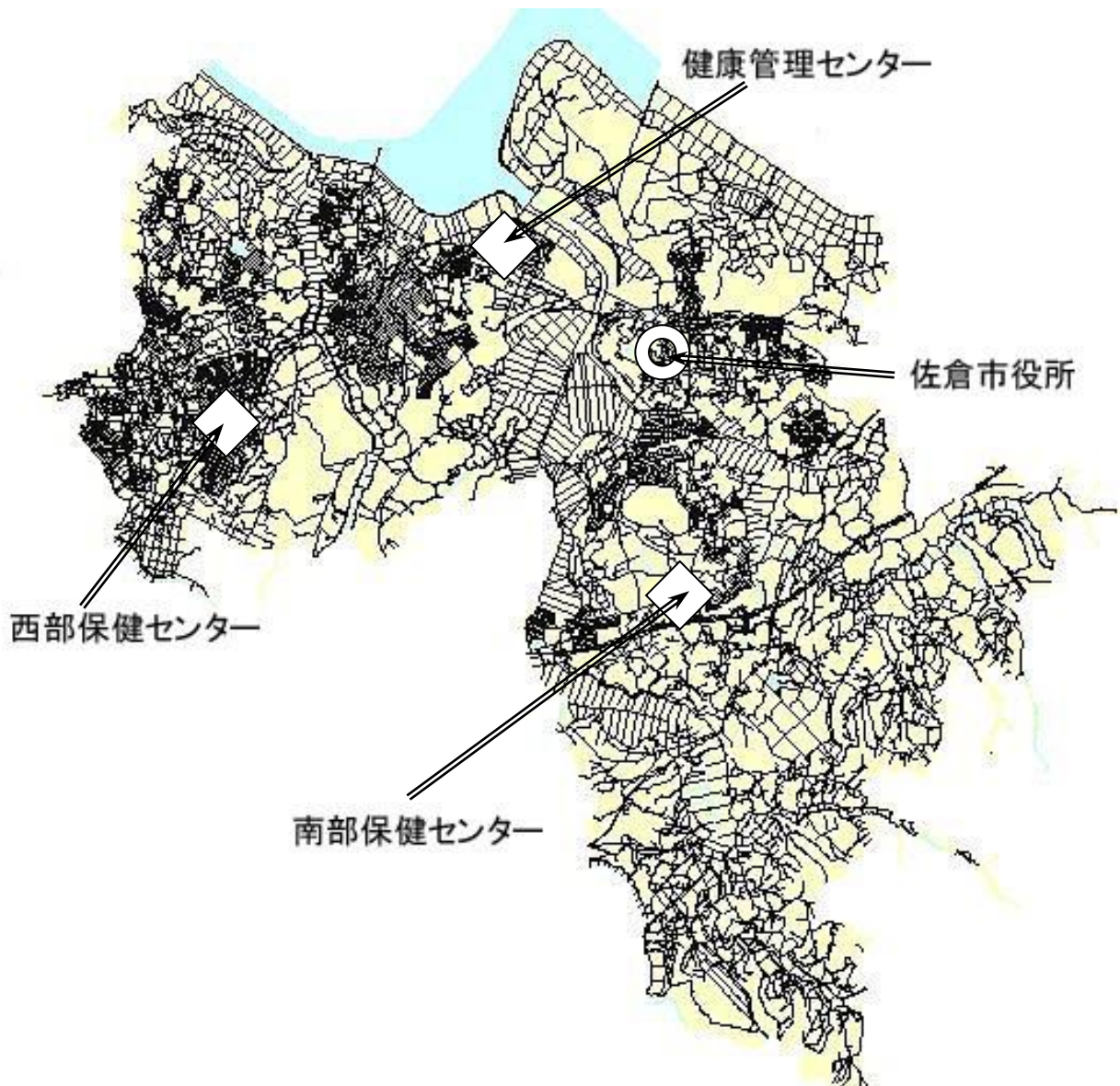
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保健衛生総務費	763,570	379,893	402,801	432,303	414,102
保健衛生費	380,857	393,875	410,224	428,826	454,171
予防費	408,169	426,222	336,006	386,898	402,438
休日夜間急病診療所費	182,784	183,100	181,686	189,903	185,614
合計	1,735,380	1,383,090	1,330,717	1,437,930	1,456,325

財源別歳入決算額

(単位：千円)

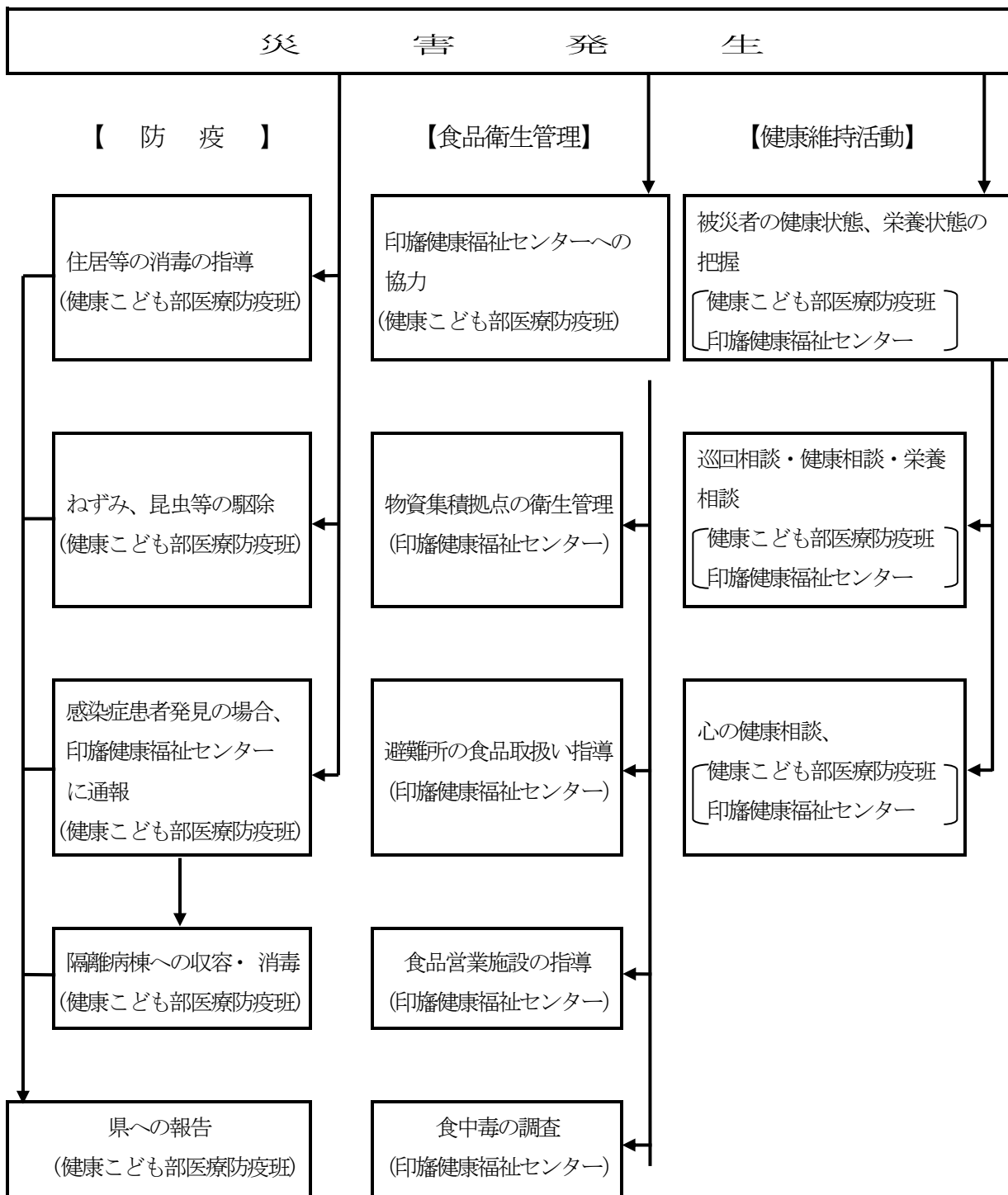
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国庫支出金	11,599	13,929	6,417	17,752	8,446
県支出金	118,212	119,130	11,999	9,280	13,365
その他	157,722	146,899	150,152	159,174	144,467
一般財源	1,447,847	1,103,132	1,162,149	1,251,724	1,290,047

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。 2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。 3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。 4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。 5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。 6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。 9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。 12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21」

① 計画策定の背景とその経過

1999年のWHOのデータによると、日本人の平均寿命は男性が77.6歳、女性84.3歳と、ともに世界第1位となっている。しかし、人口の急速な高齢化と共に、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の増加、あるいはこれに伴ない痴呆、寝たきり等の要介護者の増加や医療費の増加が深刻な社会問題となってきている。

平成12年の総死亡原因に占める生活習慣病による死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病を合すると、国が60%、県が62%、佐倉市が63%と、いずれも過半数を大きく上回っているのが現状である。

2008年に中間見直し

② 従来の日本における健康づくり関連の取り組み

昭和53年 「第1次国民健康づくり対策」

昭和63年 「第2次国民健康づくり対策—アクティブ80ヘルスプラン」

平成12年 「第3次国民健康づくり対策 健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—」

- ・早期発見・早期治療と言われる「2次予防」はもとより、病気にならずに健康づくりを増進する「1次予防」に重点をおき、平均寿命の延伸から、寝たきりにならず人間らしく生きるための健康寿命の延伸へと、量的な問題から質的な問題が重要視されるようになった。

平成14年8月 「健康増進法」

- ・第3次国民健康づくり対策（健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—）の基本方針等が法制化され、都道府県は元より市町村においても地方計画を策定し、計画的な健康づくり施策を推進するよう明文化されてきた。健康さくら21は、まさにこの健康日本21の地方計画として、計画されたものである。

平成24年7月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」の全部改正

- ・「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成24年度末で終了となることから、平成25年度から始まる新たな計画策定（健康日本21（第二次））に併せ、旧基本方針を見直し、全部を改正したものである。

③ 「健康日本21がめざすもの」

- ・すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。
- ・健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題。個人の力とあわせ、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援。
- ・個人の健康観に基づき健康の増進に努めることを国民の責務とし、それを社会全体で支援していくもの。ここでいう社会全体とは、国や地方公共団体をはじめ、健康増進事業実施者、医療機関、その他の関係者が想定されている。
- ・健康寿命を伸ばしていくために、まず、健康に関するさまざまな指標において具体的な目標を設定。
- ・行政主導型ではなく、国民が一体となった健康づくり運動を展開していかなければならないとしている。そのために行政として健康に関する意識の啓発と情報提供をし、国民の健康づくりを側面的に支援。
- ・「健康日本21」の運動期間については、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」、平成20年4月の医療制度改革に伴い「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」

の一部改正が行われたことを踏まえ改正され、2010年から2012年に延長された。また、健康指標は、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん、9つの分野で79項目（75項目→79項目に増加）の目標設定となった。

- ・平成24年度末で、今までの基本方針の理念に基づく具体的な計画として位置づけられている「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が終了となることから、平成24年7月に、平成25年度から始まる新たな計画策定に併せ、今までの基本方針が見直され、全部改定が行われた。

平成25年度からの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」とその具体的な目標については、全部改正後の基本方針で示されることとされた。なお、この基本方針は平成25年4月1日から適用される。

- ・健康日本21（第2次）では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を持続可能なものとするのが目標とされた。
- ・これまでの健康日本21では、分野別に設定されていた目標が、5つの基本的方向に対応させた目標になった。
- ・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの新たな課題に対応した目標が設定された。
- ・健康格差の縮小や、社会環境の整備に関する目標が設定された。

④ 健康さくら21策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、健康さくら21策定委員会の設置
平成15年度	計画策定
平成16年度	計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	健康さくら21（第2次）計画策定、公表

⑤ 健康さくら21の位置づけと期間

本計画は、国の「健康日本21」・「健やか親子21」の地方計画として位置づけるとともに、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、佐倉市母子保健計画を含むものとなっている。

さらに、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）」に基づき、各分野や他計画との連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進するための行動計画として位置づけられる。計画の期間については、平成16年度を初年度とし、平成22年度を最終目標年度とする計画としていたが、中間評価及び「健康日本21」の計画期間が延長されたことより、平成24年度までの計画とした。

次期計画についても、（第4次総合計画（平成23～32年度））に基づき、他分野の計画との連携のもと、佐倉市の地域性を尊重した健康さくら21（第二次）計画策定を行った。計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とし、5年後を目途に中間見直しを行う予定であり、国や県の健康増進計画の動向を注視しながら計画を推進するものとしている。

〔基本方針〕

- ・「健康日本21」と「健やか親子21」とを含めた一体的な計画 にします。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

〔基本理念〕

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

〔めざすべき姿〕

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

〔基本姿勢〕

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）

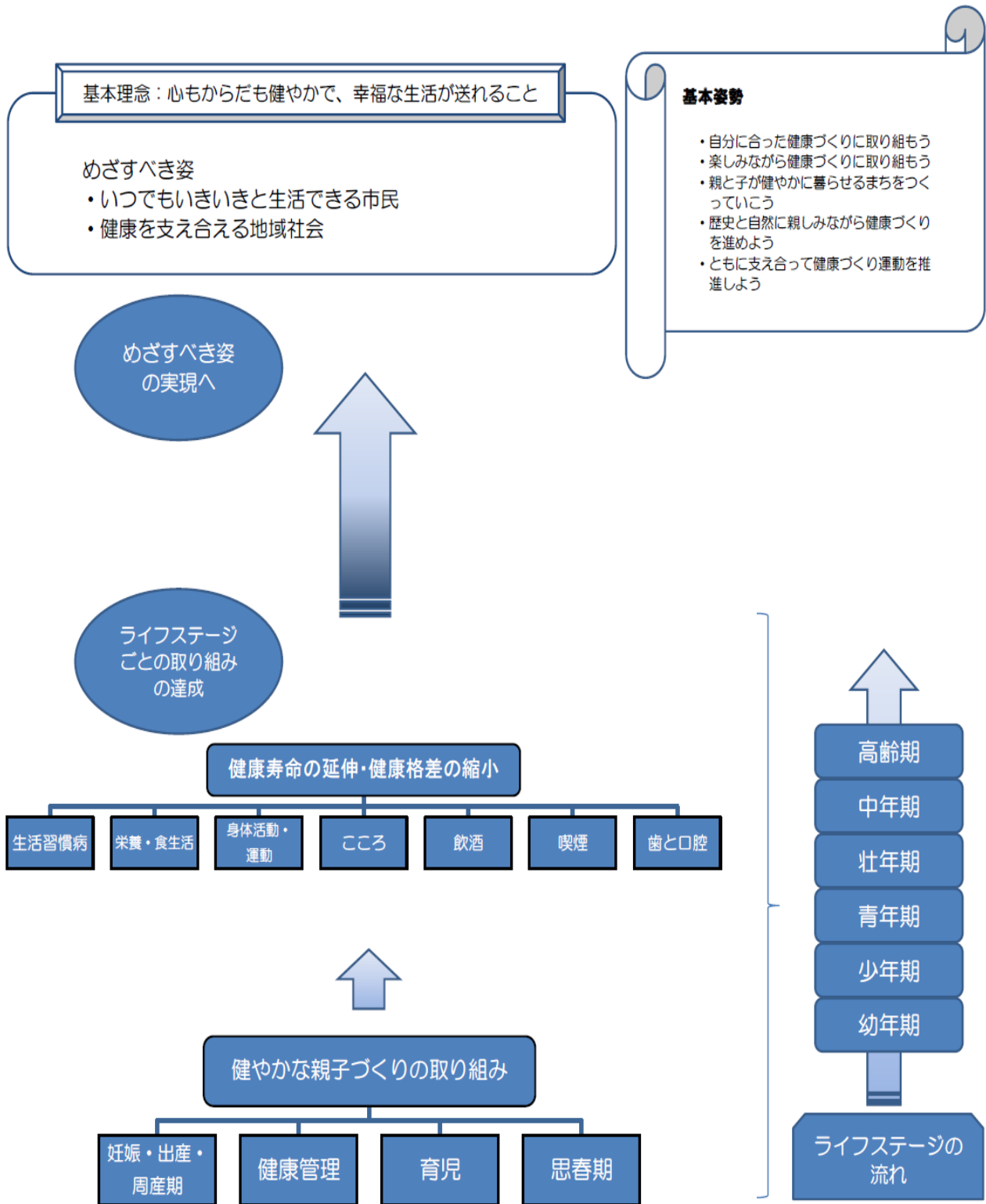
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）

3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）

4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）

5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）

□計画の基本理念と基本姿勢



Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条	
健康さくら21(第2次)目標値	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合	(市の現状) → (目標) 87.6% → 95.0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3保健センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター)市役所市民課及び出張所(志津、臼井・千代田、根郷、ユーカーが丘、和田、弥富派出所)。

《実績》

① 過去5年間妊娠週数別届出数(平成23～27年度) (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合)	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
			0～11週 (割合)	12～19週	20～27週	28週以上			
23年度	1,256	566 (45.1%)	1,100 (87.6%)	130	18	6	2	—	
24年度	1,186	527 (44.4%)	1,036 (87.4%)	128	16	4	1	1	
25年度	1,172	525 (44.8%)	1,066 (91.0%)	85	12	7	0	2	
26年度	1,217	538 (44.2%)	1,094 (89.9%)	95	12	6	9	1	
27年度	1,082	505 (46.7%)	970 (89.6%)	81	16	8	0	7	

※ 平成27年度 妊娠届出による母子健康手帳交付数は、1,098件(多胎の場合胎児数発行するため妊娠届出数と異なる)。紛失等による母子健康手帳再交付数43件。

② 地区別妊娠週数別届出数(平成27年度) (件)

地区	総数	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
		0～11週	12～19週	20～27週	28週以上			
佐倉	147	133	10	1	2	0	1	
臼井	171	150	12	6	3	0	0	
志津	522	479	36	2	1	0	4	
根郷	175	151	19	3	0	0	2	
和田	5	4	0	1	0	0	0	
弥富	4	4	0	0	0	0	0	
千代田	58	49	4	3	2	0	0	
合計	1,082	970	81	16	8	0	7	

③ 妊婦・乳児一般健康診査受診票交付・再交付数（平成 27 年度） (件)

妊娠届出時に交付	届出後多胎が判明し交付	転入のため交付	紛失・その他
1,082	3	218	20

④ 交付場所別届出数及び割合 (件)

年度	妊娠届出数	市役所及び6出張所		3保健センター	
		届出数	割合 (%)	届出数	割合 (%)
23年度	1,256	957	76.2	299	23.8
24年度	1,186	835	70.4	351	29.6
25年度	1,172	834	71.2	338	28.8
26年度	1,217	831	68.3	386	31.7
27年度	1,082	705	65.2	(※) 377	34.8

※平成 27 年度 各保健センターの届出の内訳

健康管理センター112件、西部保健センター208件、南部保健センター57件

⑤年代別届出数

年代	件数 (割合)
10代	24 (2.2%)
20代	395 (36.5%)
30代	600 (55.5%)
40代	63 (5.8%)
計	1,082 (100%)

⑥特定妊婦把握状況 (※1)

特定妊婦把握協力医療機関		連絡件数	
		26年度	27年度
市 内	長岡産婦人科クリニック	4	3
	春成祥子レディースクリニック		
	高橋レディースクリニック	1	2
	たて産婦人科		
	みやけクリニック		
	成尾医院		
	東邦大学医療センター佐倉病院		
市 外	そうクリニック (四街道市)		
	日本医科大学北総病院 (印西市)	1	
	成田赤十字病院 (成田市)		
	松岸レディースクリニック (成田市)		1
	勝見産婦人科 (八千代市)		1
	東京女子医科大学八千代医療センター (八千代市)		
計		6	7

※1 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 5 項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【医療機関からの連絡内容】

平成 26 年度…若年母子 3 件、経済困窮 1 件、育児不安・ストレス（保護者が未熟等） 1 件、
母の聴覚障害 1 件

平成 27 年度…若年母子 3 件、多胎妊娠 2 件、精神不安定 1 件 育児生活態度 1 件

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し、135件減少し、過去5年間で最も少ない状況となった。

妊娠20週以降の届出は、昨年度より増加しており、母胎の安全のために早めの妊娠届出に至るよう、医療機関とともに啓発していく必要がある。また、妊婦との面接を通し、遅い届出の背景を把握し、今後の妊娠経過、出産、育児について適切な対応がとれるよう支援していく。

交付場所別届出数は、市民課及び出張所での届出数は減少し、保健センターでの届出数は、過去5年間で最多となった。保健センターでの届出数の増加は、保健師による妊婦への面接件数の増加にもつながるため、妊娠期からの早期支援の機会となる。

次年度は、切れ目ない妊娠期からの支援として、子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課）が開設され、保健師による妊娠届出時全数面接を実施する。妊娠届出、母子健康手帳の交付を初回支援の機会とし、妊婦の心身、家族、サポート体制等の状況をより分析できるよう新たなアンケートを導入予定である。妊婦ひとりひとりに合わせたケアプランを作成し、妊婦主体のもと母胎ともに健康な妊娠経過をたどれるよう支援する。

引き続き各医療機関との連携を図りながら、ハイリスク妊婦の早期把握・早期支援に努めたい。

2. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標）
	・ 育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加
	・ 夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加
	・ 市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加
	・ 妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0%
	・ 妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0%
	・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。

（1）マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各コース定員30人（初妊婦優先）
- ② 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー
ホームページ掲載、各保健センター・市民課・出張所にポスター掲示
- ③ 実施回数 年6回
- ④ 実施会場 健康管理センター 3回、西部保健センター 3回

⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:20

《実績》

① 受講状況

妊婦参加人数
74人 (再掲 経産婦 0人)

② 年度別受講状況

年度	対象者数 (人)	受講者数 (人)	受講率 (%)
23 年度	562	136	24.2
24 年度	527	91	17.3
25 年度	525	65	12.4
26 年度	538	73	13.6
27 年度	505	74	14.7

※対象者数は妊娠届出数。

③ 地区別受講状況

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率 (%)
佐 倉	83	7	8.4
臼 井	81	11	13.6
志 津	226	42	18.6
根 郷	89	12	13.5
和 田	3	1	33.3
弥 富	0	0	0
千代田	23	1	4.3
合 計	505	74	14.7

④ 参加妊婦の就労状況

年度	受講者数 (人)	就労者数 (人)	就労率 (%)
23 年度	136	60	44.1
24 年度	91	45	49.5
25 年度	65	20	30.8
26 年度	73	31	42.5
27 年度	74	32	43.2

⑤ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用)

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数(人)	5	0	0	0	13	18

【主な相談内容】母の精神疾患、体重増加、産後の支援など

⑥ 参加妊婦の喫煙状況 (参加人数に対して)

(%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
23 年度	0	0.8	96.6	2.5
24 年度	1.1	4.4	93.4	1.1
25 年度	1.5	0	98.5	0
26 年度	1.4	4.1	94.5	0
27 年度	1.4	1.4	97.3	0

⑦ 家族の喫煙状況（参加人数に対して） (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
23年度	31.8	3.4	62.2	2.0
24年度	25.3	3.3	70.3	1.1
25年度	29.2	-	70.8	0
26年度	32.9	-	67.1	0
27年度	33.8	-	66.2	0

⑧ 参加妊婦の飲酒状況（参加人数に対して） (%)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
23年度	1.4	95.9	2.7
24年度	0	98.9	1.1
25年度	0	100	0
26年度	0	100	0
27年度	0	100	0

《考 察》

平成26年10月から平成27年9月までの新生児訪問で、母親（両親）学級の受講状況に関するアンケートを実施。（回答数437名、うち第1子 346名）その結果、第1子の母親（両親）学級受講率は6割強であった。また、参加した妊婦の6割は、医療機関で受講していた。（市のクラスとの重複受講もあり）健康さくら21の市民意識調査の結果からも、市町村で受講した人に比べ、医療機関で受講した人の割合が増加している。医療機関での母親（両親）学級が充実してきていることが理由と考えられるが、市で実施しているマタニティクラスの特徴（調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流）を周知し、参加を勧奨していきたい。

（2）パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各コース定員30組（初妊婦優先）
- ②周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー
ホームページ掲載・各保健センター・市民課・出張所にポスター掲示
- ③実施回数 年間8回、土・日に開催
- ④実施会場 健康管理センター 3回、西部保健センター 5回
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介	保健師・助産師	9:00- 12:15
2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」		
3. 妊婦体験・沐浴実習		
4. 個別相談（希望の方・必要な方）		

《実績》

① 受講状況

年度 (実施回数)	妊婦参加実人数	夫参加人数	夫以外の家族参加人数
平成 23 年度 (2 回)	43 人 (再掲 経産婦 2 人)	43 人	0 人
平成 24 年度 (8 回)	199 人 (再掲 経産婦 6 人)	188 人	3 人
平成 25 年度 (8 回)	133 人 (再掲 経産婦 0 人)	126 人	0 人
平成 26 年度 (8 回)	161 人 (再掲 経産婦 3 人)	153 人	2 人
平成 27 年度 (8 回)	167 人 (再掲 経産婦 4 人)	150 人	4 人

②地区別受講状況 (対象者数に対して)

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐倉	83	20	24.1
臼井	81	27	33.3
志津	226	89	39.4
根郷	89	23	25.8
和田	3	2	66.7
弥富	0	0	0.0
千代田	23	5	21.7
市外	-	1	-
合計	505	167	33.1

※市外：依頼文があれば受け入れている。

③夫の参加状況 (参加妊婦に対して)

年度	妊婦参加数(人)	夫参加数(人)	受講率(%)
23 年度	43	43	100.0
24 年度	199	188	94.5
25 年度	133	126	94.7
26 年度	161	153	95.0
27 年度	167	150	89.8

⑤参加妊婦の就労状況

年度	受講者数 (人)	就労者数 (人)	就労率 (%)
23 年度	43	26	60.5
24 年度	199	87	43.7
25 年度	133	59	44.4
26 年度	161	80	49.7
27 年度	167	99	59.3

⑥相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	0	0	0	32	32

【主な相談内容】

母の精神疾患、体重管理、体調など

⑦参加妊婦の喫煙状況 (参加人数に対して) (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
23 年度	0	2.3	97.7	0
24 年度	0	5.0	91.0	4.0
25 年度	0	1.5	97.0	1.5
26 年度	0.6	1.2	97.0	1.2
27 年度	0	3.0	97.0	0

⑧家族の喫煙状況 (参加人数に対して) (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
23 年度	25.6	11.6	62.8	0
24 年度	26.1	3.5	66.3	4.0
25 年度	30.8	-	69.2	0
26 年度	28.6	-	68.9	2.5
27 年度	28.1	-	71.3	0.6

⑨参加妊婦の飲酒状況 (参加人数に対して) (%)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
23 年度	0	100.0	0
24 年度	0	96.0	4.0
25 年度	0.8	99.2	0
26 年度	1.2	98.2	0.6
27 年度	1.2	98.8	0

《考 察》

パパママクラスの受講率は高く、定員を超える申し込みがあった回もあった。定員を超えて申し込みがあった方は、安全な教室の実施を考慮し、個別に訪問などで対応したが、参加を希望する方ができるだけ参加しやすいよう、平成28年度は日程を1回増やして設定する。今後も受講状況を確認しつつ、参加しやすい日程を設定していきたい。

3. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導）、児童福祉法第6条の3第4項（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次）目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 87.3% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

(1) 妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
妊娠届出書より訪問が必要と認められる者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

①実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)	産婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)
23年度	1,256	11(15)	4	0	0
24年度	1,186	5(5)	5	0	0
25年度	1,172	8(8)	8	0	0
26年度	1,217	9(9)	9	0	0
27年度	1,082	5(8)	4	0	0

《考察》

妊婦訪問では、妊娠届出に記載する基本情報（過去の妊娠歴、年齢、届け出週数など）等から、問題を抱える妊婦を早期に発見し、妊娠から出産、産後の育児にわたり一貫した支援ができるように関わっている。その結果、妊婦訪問からは、訪問対象者がすべて支援継続となっており、支援継続となった4人は出産後も引き続き支援を地区担当保健師等が継続的に関わる結果となった。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目的》

母子保健法第17条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第6条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助

言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア. 新生児訪問

- ①対 象 原則として産後 28 日以内の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第 1 子全員
 - ・第 2 子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者
 - ・医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後 4 か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対 象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/平成 27 年度は 22 人）
- ②内 容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実 績》

① 実施状況

対象者数 a	生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/a)
1,150 人	1,086 人 (94.4%)	885 人 (81.5%)

②過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数 (人)	訪問数 (人)	要支援者数(人)
23 年度	1,212	1,058	187 (17.7%)
24 年度	1,175	1,089	159 (14.6%)
25 年度	1,182	1,033	181 (17.5%)
26 年度	1,162	1,077	218 (20.2%)
27 年度	1,150	1,086	187 (17.2%)

③こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修

実施日	参加数	内 容
平成 27 年 7 月 27 日	13 人	事例検討 (グループワーク) 平成 26 年度実績報告
平成 28 年 2 月 3 日	12 人	講演会 「訪問協力員だからできること～傾聴・共感」 講師 千葉臨床心理研究所 所長 守屋 均子先生

《考 察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

今年度は、出生通知書が届かない家庭への電話勧奨の強化、連絡が取れない家庭への母子保健担当者の訪問の実施を継続し、訪問率が昨年度よりも1.7ポイント上昇した。今後は、期限内に連絡が取れない場合や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない家庭に対して、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要があると考える。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況

年度	乳 児		幼 児	
	実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)
23 年度	46	63	48	69
24 年度	35	42	58	71
25 年度	72	99	88	199
26 年度	73	107	81	113
27 年度	51	82	60	86

《考 察》

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや自我の芽生えから児へのかかわり方に戸惑う等、疑問や心配などが育児不安につながり、支援を必要とする母子が散見される。家庭訪問により、専門職による相談と傾聴を行うことで、健康や育児に関する情報を得、育児不安・負担の軽減につながっているものと考え。

4. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 94.3% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については、医療機関に委託
受診者は妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	問診・診察 検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査) 保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス)		
必要に応じて行う医学的検査	血液検査(血型・抗体) (初期に1回) 子宮頸部がん検査 (初期に1回) 超音波検査 (期間内に2回)	血液検査(血清・血糖・HTLV-1抗体検査) (期間内に1回) クラミジア核酸同定検査 (期間内に1回) B群溶血性レンサ球菌検査 (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)	血液検査(血清) (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)

イ. 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
- イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
- ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
- エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封(平成26年8月から)

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数 (妊娠届出数)	発券枚数	利用枚数	利用率(%)
23年度	1,256	17,584	14,600（償還分202含む）	83.0
24年度	1,186	16,604	14,094（償還分242含む）	84.9
25年度	1,172	16,408	13,886（償還分215含む）	84.6
26年度	1,217	17,038	14,042（償還分237含む）	82.4
27年度	1,082	15,148	13,754（償還分271含む）	90.8

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (出生数)	発券枚数	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数		利用率(%)			
			3-6か月	9-11か月	3-6か月	9-11か月		
23年度	1,212	2,424	2,052	-	-	84.7	-	-
24年度	1,186	2,372	2,011	-	-	84.8	-	-
25年度	1,182	2,364	1,949	1,071	878	82.4	90.6	74.3
26年度	1,162	2,324	1,994	1,036	958	85.8	89.2	82.4
27年度	1,150	2,300	2,010 (償還分 1含む)	1,069	941	87.4	93.0	81.8

《考察》

平成27年度の妊婦一般健康診査受診状況について、利用率は上昇がみられる。今後も、早期の妊娠届出と、定期的な妊婦健診受診について勧奨していきたい。

一方、乳児一般健康診査受診状況について、利用率は上昇しているが、3～6か月健診の利用率に比較し、9～11か月健診の利用率がまだ低い状況にあるため、母子保健事業のタイミングなどで勧奨していきたい。

5. 乳児相談

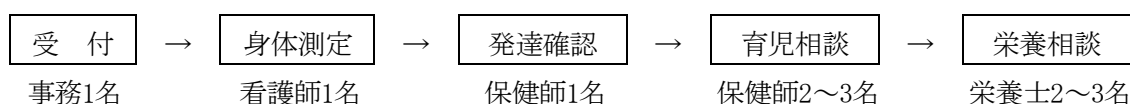
根拠法令等	母子保健法第9条、10条	
健康さくら21（第2次） 目標値	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・育児についての相談相手のいない保護者の割合	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 97.4% → 100% 1.8% → 0.7%

《目的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

- ② 対象 生後4か月の乳児
- ② 実施方法 市内3会場にて月1回実施（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後に実施。南部保健センターは午後に実施。
- ③ 実施内容と流れ



- ④ 周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

① 来所状況（人）

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
23年度	1,189	996	83.8
24年度	1,231	1,038	84.3
25年度	1,176	1,035	88.0
26年度	1,149	1,008	87.7
27年度	1,208	1,090	90.2

② 地区別来所状況（人）

地区	対象者数(人)		来所者数(人)		来所率(%)	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
佐倉	170	175	149	164	87.6	93.7
臼井	163	168	139	142	85.3	84.5
志津	565	581	498	525	88.1	90.4
根郷	167	202	148	179	88.6	88.6
和田	6	6	6	4	100.0	66.7
弥富	9	5	8	4	88.9	80.0
千代田	69	71	60	72	87.0	101.4
市全体	1,149	1,208	1,008	1,090	87.7	90.2

③平成27年度 相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
1,090	898人 (82.4%)	192人 (17.6%)	2人 (0.2%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳 人(%)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(%)	支援理由	要支援者数(%)
発育	76 (39.6)	疾患障害	5 (2.6)
保護者の不安・負担	48 (25.0)	虐待ハイリスク	4 (2.1)
育児・生活態度	25 (13.0)	栄養	1 (0.5)
保護者の精神疾患(疑い含む)	15 (7.8)	その他	2 (1.0)
発達	10 (5.2)	合計	192 (100.0)
保護者の体調・疾患	6 (3.1)		

⑤地区別支援状況

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	164	28	17.1
臼井	142	36	25.4
志津	525	85	16.2
根郷	179	32	17.9
和田	4	0	0.0
弥富	4	0	0.0
千代田	72	11	15.3
市全体	1,090	192	17.6

《考 察》

来所率は90.2%と前年度と比較し増加しており、3年前に開始した未受診者勧奨事業の効果がみられていると考えられる。

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業であるとする。

支援理由としては、全地区を通して「発育」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、定額・寝返り等運動発達面においても、また離乳食を開始する時期であるため栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期である。

乳児相談事業を通して、保健センターが身近な相談の場であることの周知を図り、一人ひとりに合った適切な保健指導、そして保護者の支援に努めていきたい。

6. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: center;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 「あまりしていない」「ほとんどしていない」 幼児の保護者 2.2% → 0% 小学生の保護者 5.6% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 80.7% → 90.0% ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合 1歳児 30.8% → 増加

《目的》

乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回
- ③周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導 ※個別相談は希望者のみ

《実績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
23年度	1,207	772	64.0
24年度	1,256	823	65.5
25年度	1,177	835	70.9
26年度	1,194	841	70.4
27年度	1,215	923	76.0

②センター別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	425	311	73.2
西部保健センター	591	447	75.6
南部保健センター	199	165	82.9

③個別相談状況

	相談者数(人)	主な相談内容
栄養士相談	137	食事時間と回数、食事形態、食事量、授乳量と回数 等
歯科衛生士相談	63	歯・歯列、咬合、はみがき、母乳・ほ乳びん 等
保健師相談	139	発育・発達、保護者の精神面、育児全般の相談

※個別相談は希望者のみ

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行で栄養の大部分を食事にとるようになり、また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、乳歯もはえ始める時期なので、適切な歯の手入れ方法等の健康教育を実施することにより、むし歯予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

来所率は76.0%で昨年度よりも5.6ポイント増加し、問診票送付時に案内文を同封し始めた平成25年度からは70%台を維持している。今後もより多くの対象者に知識を普及するためにも、来所率の維持向上を目指し事業周知に取り組むとともに、集団の中で落ち着いて健康教育が受けられる環境づくりの見直しを含め、健康教育内容の一層の充実を図りたい。

7. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	(市の現状) → (目標)
健康さくら21 (第2次) 目標値	・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合	64.4% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。(計30回)
医師診察は、市内16協力医療機関で医師診察を実施。
- ③周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。
- ④実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版(注)(7項目)の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診) 医師診察

《実績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
23年度	1,331	1,218	91.5	236
24年度	1,257	1,168	92.9	258
25年度	1,259	1,172	93.1	207
26年度	1,233	1,176	95.4	256
27年度	1,192	1,104	92.6	255

②平成27年度地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	169	161	95.3	50
臼井	182	155	85.2	39
志津	584	557	95.4	115
根郷	165	150	90.9	33
和田	6	5	83.3	1
弥富	10	10	100.0	1
千代田	76	66	86.8	16
市全体	1,192	1,104	92.6	255

③平成27年度要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	支援理由	要支援者数
ことば	124	保護者の体調・疾患	2
発達	43	疾患障害	2
保護者の不安・負担	36	歯科(歯科衛生士・保健師)	1
発育	18	その他	3
育児・生活態度	15		
保護者の精神疾患(疑い含む)	6		
虐待、虐待ハイリスク	5	合計	255

④歯科健康診査結果

上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,100	406	435	641	15	9	0	0	0	48	1	67
92.3	36.9	39.5	58.3	1.4	0.8	0.0	0.0	0.0	4.4	0.1	6.1

・むし歯罹患率 0.8% ・1人平均むし歯本数 0.02本

(備考) 歯科健診4名未受診。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果(人)

平成28年6月30日現在

平成27年度集団健診受診者数							
(a)	医師診察受診者数		医師診察結果				
	(b)	(b)/(a)	異常なし	経過観察	要治療	精密健康診査	その他(治療中など)
1,104	894	81.0%	852	31	1	6	4

⑥精密健康診査結果(人)

精密健康診査対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	経過観察	要治療	その他
3	3	0	3	0	0

*経過観察の内訳：停留嚥丸1人、臍ヘルニア2人

《考 察》

平成27年3月「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き～『健やか親子21(第2次)』の達成に向けて～」が配布され、「健やか親子21(第2次)」に掲げる指標に対応した問診項目が示された。そのうち報告義務を伴う「必須問診項目」について、10月から乳児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の問診票に導入した。新たな問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者の支援につなげている。

9月には、厚生労働省からの通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正があり、実施要綱と問診票も改正された。これに伴い、平成28年度から問診票を全面的に見直す予定である。

受診率は、未受診者勧奨事業で勧奨を強化しているものの、2.8ポイント減少している。個別医師診察の受診状況は、保健師面接の場面で、受診勧奨を強化しており、受診率は急激に下がることなく維持できている。引き続き、1歳6か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場に足を運んで頂けるよう、取り組んでいくとともに、医師診察の受診率も向上するよう啓発していく。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト修正版 (M-CHAT) について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1歳6か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん（お父さん）に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん（お父さん）が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん（お父さん）のすることをまねしますか
- (6)お母さん（お父さん）が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん（お父さん）の顔を見て反応を確かめますか

8. 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	(市の現状) → (目標)
健康さくら21(第2次)目標値	・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合	64.4% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、年12回実施。
南部保健センターにおいて2か月に1回、年6回実施。
- ③周知方法 3歳6か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。
- ④実施内容 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、
眼科二次健診、尿二次検査

《実績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
23年度	1,401	1,135	81.0	110
24年度	1,419	1,231	86.8	190
25年度	1,304	1,107	84.9	248
26年度	1,278	1,109	86.8	244
27年度	1,329	1,176	88.5	209

②地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	181	153	84.5	28
臼井	188	149	79.3	39
志津	667	608	91.2	101
根郷	167	150	89.8	22
和田	11	13	118.2	2
弥富	10	11	110.0	3
千代田	105	92	87.6	14
市全体	1,329	1,176	88.5	209

③要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(人)	支援理由	要支援者数(人)
ことば	134	保護者の精神疾患(疑い含む)	3
発達	29	きこえ	2
保護者の不安・負担	26	疾患障害	2
虐待・虐待ハイリスク	7	合計	209
育児・生活態度	6		

④尿検査結果(人)

検査数	有所見数	有所見率(%)	有所見内訳(延数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,104	169	15.3	1	38	133	172

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型			
1,175	49	776	175	58	117	38	2	9	96	0	16
88.4	4.2	66.0	14.9	4.9	10.0	3.2	0.2	0.8	8.2	0.0	1.4

・むし歯罹患率14.1% ・1人平均むし歯数0.56本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照
(備考) 歯科健診1名未受診。

⑥医師診察結果(人)

医師診察数	医師診察結果				
	異常なし	経過観察	要治療	その他	要精密健康診査
1,169	1,127	36	3	0	3

⑦精密健康診査実施状況(人)

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	17	13	8	2	3	0
眼科二次	41	32	3	23	5	1
聴力二次	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	0	0	1	1
計	60	45	11	25	9	2

(備考) 診断確定の内訳 腎性糖尿1人、無症候性血尿1人、遠視・乱視1人、近視・乱視2人、混合乱視1人、弱視16人、斜視・位1人、その他2人

《考察》

市では、3歳児健康診査の受診率向上を目標に掲げ、未受診勧奨に力を入れているため、85%を超えることができた。

3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

平成25年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。

平成27年10月からは、1歳6か月児健康診査と同様、「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく問診項目を追加した。適切な支援に結び付けることで、健診に満足する保護者の割合を増やしていきたい。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書きたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

9. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
- ③周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し（希望者） → ことばの相談（希望者）

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
23年度	4,056	2,929	72.2
24年度	3,959	2,874	72.6
25年度	3,827	2,803	73.2
26年度	3,860	2,887	74.8
27年度	3,836	2,861	74.6

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,401	1,065	76.0
西部保健センター	1,865	1,352	72.5
南部保健センター	570	444	77.9

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	550	424	77.1
臼井	580	411	70.9
志津	1,865	1,401	75.1
根郷	529	402	76.0
和田	19	13	68.4
弥富	22	17	77.3
千代田	271	193	71.2

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※								フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型		
2歳	1,275	1,001	78.5	1	955	19	21	4	0	1	926(92.5)	
2歳6か月	1,277	952	74.5	4	893	30	22	1	0	2	887(93.2)	
3歳	1,284	908	70.7	4	817	24	50	12	0	1	839(92.4)	

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤ことばの相談状況

対象	相談数 (人)	要支援者(人)
2歳	71	38
2歳6か月	60	31
3歳	49	22

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	63	34
西部保健センター	70	45
南部保健センター	41	24

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は85.9%（3歳6か月児健診結果）で、昨年度より0.5ポイント減少した。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。さらに、歯科医院等での高濃度のフッ化物応用に加え、家庭での低濃度のフッ化物応用を行うことで、さらにむし歯予防効果を高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法についても正しい知識を啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は180人で、そのうち91人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は174人、栄養相談は103人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、他職種と連携を図り進めていきたい。

10. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら21(第2次) 目標値	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもをかわいと思える保護者の割合 ・育児についての相談相手のいない保護者の割合	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 97.4% → 100% 1.8% → 0.7%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回(年12回)健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)

《実績》

①来所状況 (人)

年度	実数	延数
23年度	33	44
24年度	26	34
25年度	20	25
26年度	30	41
27年度	24	31

②地区別来所状況(実数) (人)

地区	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
佐倉	4	0	1	8	1
臼井	7	5	4	4	4
志津	13	17	13	11	15
根郷	4	3	2	5	3
和田	0	0	0	0	0
弥富	1	0	0	0	0
千代田	3	1	0	2	1
住登外	1	0	0	0	0
計	33	26	20	30	24

③年齢別来所状況（実数）

（人）

年齢	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0～5か月	0	3	4	2	1
6か月～1歳	8	5	7	1	3
1～2歳未満	8	3	4	16	5
2～3歳未満	9	6	1	4	8
3～4歳未満	4	6	2	1	5
4～5歳未満	1	2	1	1	2
5歳以上	3	1	1	5	0
計	33	26	20	30	24

④相談経路（実数）

（人）

相談経路元事業	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保健師紹介	4	0	0	2	1
電話相談	11	7	7	12	9
ことばの相談室	6	7	3	6	4
乳児相談	1	3	6	2	1
もぐもぐ教室	1	2	2	2	2
1.6健診	1	0	1	4	2
3歳児健診	0	1	0	0	0
幼児歯科健診	0	1	0	0	2
新生児訪問	0	0	1	0	0
他機関からの紹介	3	1	0	2	1
継続	6	4	0	0	—
その他	—	—	—	—	2
計	33	26	20	30	24

⑤相談内容（実数）

（人）

相談内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
運動発達	17	14	14	12	11
言語発達	10	8	3	5	1
社会性の発達	0	0	2	8	11
身体発育	1	0	1	5	0
疾患	0	0	0	0	0
多動	—	—	—	—	1
その他	5	4	0	0	0
計	33	26	20	30	24

⑥年齢別相談内容（実数）

（人）

年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	計
0～5か月	1	0	0	0	0	1
6か月～1歳	2	0	0	0	0	2
1～2歳未満	5	0	1	0	0	6
2～3歳未満	3	0	4	0	1	8
3～4歳未満	0	1	4	0	0	5
4～5歳未満	0	0	2	0	0	2
5歳以上	0	0	0	0	0	0
計	11	1	11	0	1	24

⑦平成27年度すくすく発達相談 相談内容・結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談者数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	11	4	7	5	2	0	0
言語発達	1	1	0	0	0	0	0
社会性の発達	11	2	9	3	4	0	2
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
疾患	0	0	0	0	0	0	0
多動	1	0	1	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	24	7	17	8	7	0	2

※「その他」は、すくすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

すくすく発達相談の利用者は、23年度からの5年間で最も少ない状況となっている。保護者からの相談希望時の他、各事業等から相談を勧めたいケース・相談対応が適切と思われるケースにおいて、早期に支援につながるよう調整していく。

相談利用者年齢は、2～3歳未満が最も多く、次いで1～2歳未満、3～4歳未満である。電話相談から利用につながるケースが多く、保護者自らが当事業の情報を得て、対応行動をとっているケースが多い。相談内容は、昨年度と比較し、社会性の発達の相談数が増加、言語発達、身体発育の相談数の減少が顕著であった。2～3歳未満、3～4歳未満では、社会性の発達の相談が多く、自我の目覚めとともに、児の集団の場での経験が増える時期でもあり、保護者の不安を抱きやすい時期でもあると考えられる。発達に関する相談は、児の成長を長い目で見守ることが必要であることから保護者の不安が長期にわたり継続しやすい。次年度は、相談事後の面接時間を拡大し、医師の説明の受け止め、理解状況、保護者の不安感、不明な点など整理し支援する。小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的な視点で児の発達とともに、保護者への支援を継続していく。

1 1 . こ と ば と 発 達 の 相 談 室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21(第2次) 目標値	(市の現状)→(目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ、発達又は気になる行動等について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な指導を行い、言語面（コミュニケーション能力）の改善や不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は行動面等に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝祭日を除く月曜から金曜日までのほぼ毎日実施（予約制）
健康管理センターにて面接指導を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査又は聴力検査等を実施し、その結果により助言および個別指導を行う。また、医学的検査、療育の支援などを必要とする場合は他機関へ紹介する。
面接時間は1人につき30分から1時間程度。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児歯科健診等や健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別来所者数（人）

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
23年度	308	1,815	139	113
24年度	414	2,698	220	180
25年度	545	3,672	282	154
26年度	579	3,479	216	213
27年度	564	2,895	204	200

② 27年度 地区別来所者数(人)

地 区	実 数
佐 倉	79
臼 井	97
志 津	264
根 郷	68
和 田	6
弥 富	7
千代田	43

③ 27年度 来所者の経路（人）

経 路	実 数
1歳6か月健診	18
3歳児健診	127
訪問指導	2
すくすく発達相談	5
幼児歯科健診	167
電話相談	179
他機関からの紹介	10
面接相談	25
再相談	7
その他	24

④ 27年度 来所者の相談内容 (人)

相談内容	実数
ことばの発達	386
行動面	36
対人面、社会性	33
学習面	1
発音	39
口蓋裂	1
きこえ	2
どもり	13
視知覚認知	7
発達のばらつき	39
その他	7
問題なし	0

⑤ 27年度 年齢別来所者数 (人)

年齢	実数
0歳児	4
1歳児	51
2歳児	89
3歳児	134
4歳児	144
5歳児	142

⑦ 27年度 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者 (実数)	未来所終了者 (実数)
改善	18	6
希望なし	3	25
就学	104	29
転出	3	8
他機関管理	0	1
他の母子事業	0	0
その他	0	1
問題なし	1	1
合計	129	71

⑥ 27年度 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実数
継続	399
終了	129
経過観察	36
未来所終了	71

* 「未来所終了」とは、相談室への来所の履歴がなく「終了」となったケースで、相談来所者の実数には入れない。

《考察》

本事業の利用者は平成25年から平成27年までの過去3年間は実数に大きな変化はなく、新規申込者と終了者の数もほぼ同様の数となっている。年齢別の利用者は前年度同様、3歳児以上が7割を超えている。

相談内容は低年齢児ほど言葉の遅れに関する相談がほとんどで、3歳以上児になると行動や発達のばらつき、視知覚認知など言葉以外の相談が増える傾向にあった。これらの相談は集団生活の適応や学習活動にも影響するため、そうした児の特性に合わせた学習方法や対応方法を児や家族、児にかかわる人々に理解を促し、対応等について啓発し続ける必要がある。

また、例年中断者がいることから、その対応として利用可能な最終年齢に当たる年長児の保護者に対し、アンケート調査を行い、再度相談の希望や対象児の現状の把握に努めた。今後も支援が必要な児とその家族、機関に対して必要な支援を継続できるように配慮していきたい。

12. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児とその保護者
2歳以上で他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 毎月1回 健康管理センターにて実施
1回の開催について、定員15人
- ③実施内容 午前 9:00～9:30 自由遊び
午前 9:30～10:30 一斉活動(体操, 親子遊び, 手遊び, 絵本, おやつ)
午前 10:30～11:00 個別面接
午前 11:00～12:00 事後検討会
- ④参加期間 最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(市内公立保育園に依頼)、栄養士

《実績》

5年間の参加組数

年度	実数(組)	延数(組)
23年度	19	94
24年度	20	101
25年度	20	108
26年度	18	134
27年度	15	95

《考察》

本事業は、幼稚園等に未所属で参加期間が1年に満たない場合は、年度をまたいで継続参加ができる事業である。今年度の参加者で昨年度からの継続参加者は1組であった。

参加当初に保護者とスタッフ間でそれぞれ目標を設け、適切な対応を目指した。その結果、参加当初と終了時の評価を比較すると、いずれかの項目で全員改善傾向にあり、終了時の保護者満足度についてもほとんどの保護者で「満足」の評価であった。これは保護者の相談にその場で対応したことによるものと考えられる。

今年度は担当保育士の確保が難しく、年度内に保育士の変更があったため、来年度は担当保育士の検討、確保を行い、利用者への一貫した対応が必要である。

(2) ひまわりグループ

《目的》

すでに集団生活をしており、発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身につけ、現在所属する集団生活や就学後の学校生活の不応・問題行動をできる限り予防・軽減する。

《内容》

- ① 対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児
保育園、幼稚園などの集団生活に所属している児
年長児で他機関にて継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ② 方法 毎月1回2日間 健康管理センターにて実施
1グループ定員5人とし、7グループを編成（午後3：00と午後4：00のグループは1日目と2日目に2グループずつ開催）
- ③ 実施内容 午前 8：45～9：30
午後 1：00～1：45
午後 2：00～2：45
午後 3：00～3：45
午後 4：00～4：45
集団活動、保護者との連絡調整
- ④ 参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士

《実績》

5年間の参加組数

年度	実数(組)	延数(組)
23年度	11	102
24年度	17	146
25年度	18	153
26年度	28	257
27年度	32	303

《考察》

今年度は、本事業の対象者が大幅に増加したため、7グループ編成で行った。課題の内容としてはルールがあるゲームや制作活動を共同で行い、この活動を通して、協力、自己調整力などに働きかけ、社会性の獲得を促した。

課題であった開催日については、対象者に対し希望する曜日や時間帯のアンケートをとり、調整を行った。また、開催日を2日間にしたことで対象児の増加に対応することができた。

今後は、保護者の対象児に対する認識や対応を明確にしていくために、記録用紙の改良や活動目標の明確化が必要である。

13. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0%

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

(1) 保健センターでの健康教育

《内容》

◆「happy mama style」について

- ① 対象者：若年産婦とその子ども（20歳未満で出産した母と就学前までの乳幼児）
- ② 会場：健康管理センター
- ③ 内容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め、母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、ポスター掲示、対象者へ毎月個別通知（電子メール、手紙送付で対応）

◆「beans circle」について

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め、母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、ポスター掲示、対象者へ年1回個別通知、欠席者に年4回季節刊として情報紙送付

◆「Tiny angel」について

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）
- ② 会場：健康管理センター
- ③ 内容：年1回講演会開催
- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実績》

①参加人数（延）

（人）

実施会場	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
happy mama style	98	73	97	69	97
beans circle	—	219	124	211	287
Tiny angel	—	—	—	25	21
合計	98	292	221	305	405

(2) 地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

佐倉地区 : 佐倉老幼の館、内郷小学校家庭教育学級

臼井地区 : 臼井老幼の館、ファミリーサポートセンター

志津地区 : 志津・北志津児童センター

ハローキッズ(子育て支援センターハローベビー)、西志津小学校区まちづくり協議会、任意団体こどものまち

根郷地区 : 南部児童センター「ひよこタイム」「ゆりかごタイム」、コープみらい、佐倉県立佐倉南高等学校、

和田地区 : 和田公民館「ママのほっとタイム」

千代田地区 : 千代田地区社協「ひよこの会」

《実 績》

①実施状況

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
佐倉	6 回	139 人	6 回	189 人	6 回	228 人	6 回	265 人
臼井	6 回	176 人	4 回	142 人	2 回	70 人	4 回	72 人
志津	18 回	651 人	14 回	379 人	14 回	497 人	12 回	325 人
根郷	4 回	229 人	4 回	269 人	4 回	158 人	7 回	311 人
和田	4 回	64 人	2 回	31 人	2 回	103 人	3 回	58 人
千代田	3 回	50 人	3 回	64 人	3 回	66 人	3 回	72 人
全市	41 回	1,309 人	33 回	1,074 人	33 回	1,122 人	35 回	1,103 人

(3) 女性の健康づくり教育

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

①出前授業

- ・「健康美ボディ入手講座～いつかママになる日のために、今から始めるカラダづくり～」
- ・講師：順天堂大学医学部 医学博士 女性健康医学者 本田 由佳 氏
- ・会場：千葉県立佐倉南高等学校 全2回

②周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉県立佐倉南高等学校の学祭「南櫻祭」、千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAIフェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、ホームページでの情報提供や成人式での啓発リーフレットの配布など。

《実 績》

- ①出前授業参加者：全2回 延66人

②啓発ブース参加者：千葉県立佐倉南高等学校 121人、敬愛短期大学 32人

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

- ① 対象：保育園・幼稚園児
- ② 方法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園22園、幼稚園7園において実施
- ③ 内容：人形劇「歯医者さんにいこう」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
23年度	862	854	1,716
24年度	851	771	1,622
25年度	875	650	1,525
26年度	928	776	1,704
27年度	1,044	759	1,803

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

(5) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

健康教育の実施後に希望者に育児相談を実施。

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他
23年度	1	33	42	-
24年度	-	98	321	27
25年度	-	56	11	19
26年度	7	160	52	33
27年度	10	64	62	31

《考察》

若年で出産した親や多胎児の親などを対象に、保健センターで健康教育を実施しており、共通の思いを抱えている者同士で交流を図れる場にもなっている。また、地域の児童センター等に出向いて健康教育・健康相談を行うことで、市民にとって身近な場所で気軽に相談ができ育児不安の軽減にもつながっている。今後も地域の子育て支援関連施設と連携を図りながら、知識の普及・相談対応に努めたい。

女性の健康づくり教育では、若い世代の女性をターゲットに周知啓発活動を行った。出前授業では、将来に向け今から生活習慣や食生活を見直したいという声が聞かれた一方、その後の基礎体温測定の実施率は低かった。「不妊予防」に関する関心の低さも見られた。

今後も継続的に周知啓発を行っていく必要がある中で、若い世代の興味関心を引く効果的な周知方法を検討し、また、若い世代だけではなく、10代の子を持つ保護者にも「不妊予防」に関する知識を普及していきたい。

14. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条	
健康さくら21（第2次） 目標値		(市の現状) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	9.6% → 0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%

(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2500g未満の児
- ②方法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数

	全出生数	低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
25年度	1,182	129 (10.9%)	28 (2.4%)
26年度	1,162	130 (10.9%)	30 (2.6%)
27年度	1,150	101 (8.8%)	32 (2.8%)

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数

	低出生体重児数	未熟児養育医療申請件数
佐倉	13	5
臼井	14	5
志津	53	17
根郷	16	5
和田	1	0
弥富	0	0
千代田	4	0
計	101	32

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）

単胎・双胎の別	25年度	26年度	27年度
単体	16	26	19
双胎	10 (5組)	2 (1組)	12 (6組)
双胎のうちの1人	2	2	1
計	28	30	32

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）

体 重 在胎週数	体 重					計
	499g 以下	500～ 999g	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	
～27週 (超早産児)	0	1	1	0	0	2
28～33週	0	1	2	3	1	7
34週～36週 (後期早産児)	0	0	1	10	24	35
37週～	0	0	0	2	55	57
計	0	2	4	15	80	101

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

体 重 在胎週数	499g 以下	500～ 999g	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	3	0	0	0	0	3
28～33 週	0	1	4	5	1	0	11
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	2	11	1	1	15
37 週～	0	0	0	2	0	1	3
計	0	4	6	18	2	2	32

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

医療機関名	25 年度	26 年度	27 年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	20	12	10
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	3	5	5
成田赤十字病院	0	5	9
船橋中央病院	1	2	1
千葉大学医学部附属病院	0	1	0
君津中央病院	1	0	2
国保旭中央病院	0	0	1
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	1
順天堂大学医学部附属浦安病院	0	0	1
県外の医療機関	3	5	2
計	28	30	32

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

平成27年度の未熟児養育医療の申請件数は32件と前年度よりも件数は増加している。出生時体重の内訳をみると、1500～1999g（低出生体重児）の後期早産児（在胎週数34週～36週）が多い。また、多胎児が3割強となっている。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子事業にて発育・発達を確認し、3歳児健診を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

平成25年度から、低出生体重児の届出、未熟児養育医療及び未熟児訪問指導が都道府県から市町村へ権限移譲され、市でも、「低出生体重児支援マニュアル」や、「未熟児訪問指導記録」を作成し、未熟児への支援体制の確立を目指してきたところであるが、今後、対象児の支援状況をみながら、よりよい支援体制やマニュアルの構築に向けて検討していきたい。

(2) 未熟児訪問指導

《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2500g未満の児
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

《実績》

①低出生体重児訪問状況（新生児訪問再掲）

年 度	対象者数（人）	訪問人数（人）	訪問率（%）
25年度	129	107 (うち養育医療該当17人)	82.9
26年度	130	96 (うち養育医療該当19人)	73.8
27年度	101	92 (うち養育医療該当20人)	91.1

《考察》

未熟児養育医療の対象児については、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしており、児の入院中から連絡をとり、入院中の不安に対する助言を行ったり、退院後、早期の訪問を目指している。

また、近隣の指定養育医療機関にて開催される低出生体重児支援等連絡会や、周産期連絡会に参加し、医療機関との情報共有や事例検討を行っており、未熟児を含め、周産期のよりよい支援に活かすため、今後も医療機関との連携を進めていきたい。

15. 母子保健事業未受診者勧奨事業

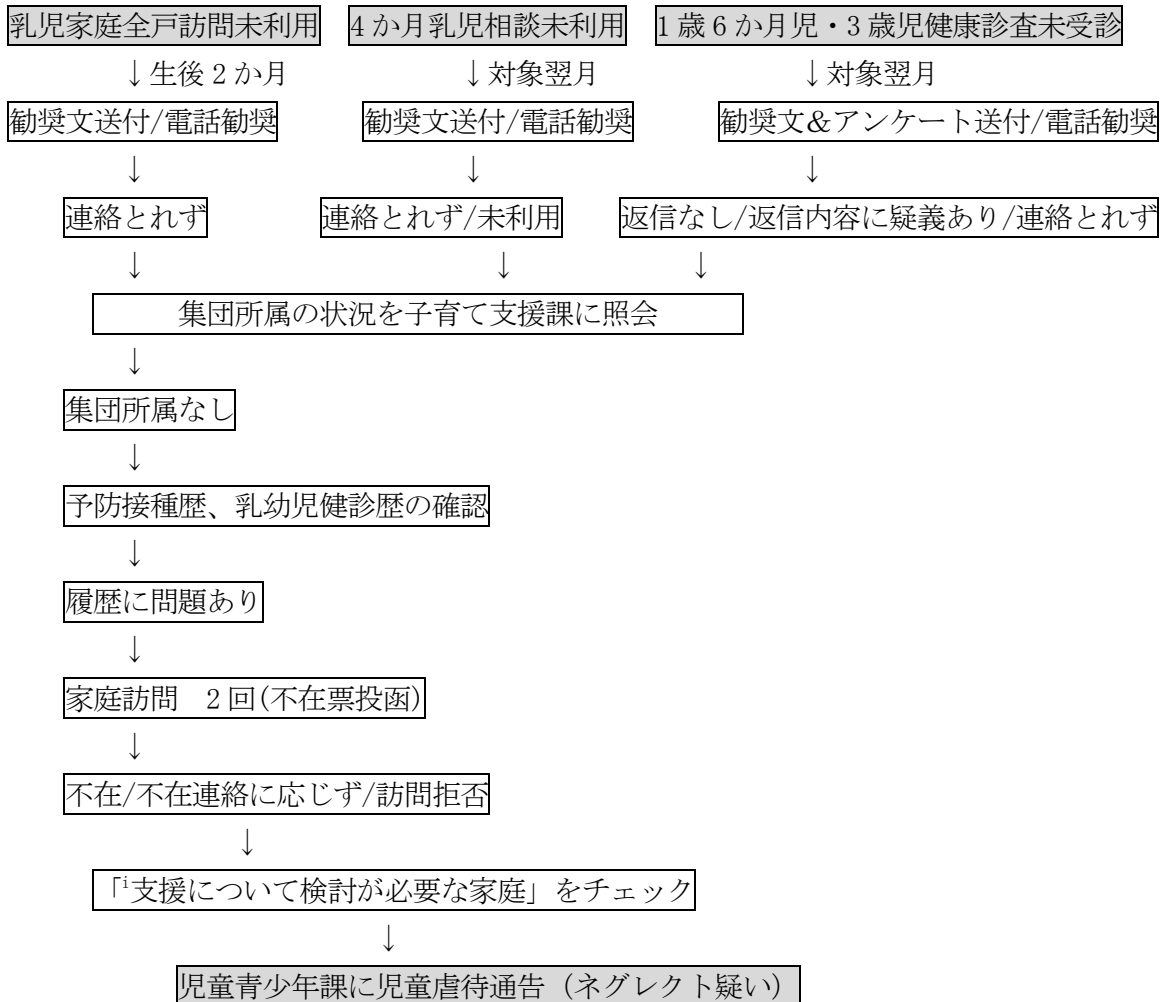
根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第12条 児童虐待の防止に関する法律	
健康さくら21（第2次） 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 9.6% → 0% 97.4% → 100%

《目的》

母子保健法第10条及、第11条、第12条に基づき、妊婦産婦・乳幼児に対し、保健指導、健康診査、家庭訪問を行う。必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行う。これにより、状況の悪化を防止する。

《内容》

事業の流れ



《実績》

① 実施状況

(人)

平成 27 年度	受診率 (前年比)	勧奨数	保健師 訪問数	通告数	勧奨後の受診状況 (割合%)	
					受診あり	受診なし
全戸訪問	94.4 (1.7↑)	197	15	0	154 (78.2)	43 (21.8)
乳児相談	90.2 (2.5↑)	211	7	0	108 (51.2)	103 (48.8)
1歳6か月児	92.6 (2.8↓)	236	3	1	146 (61.9)	90 (38.1)
3歳児健診	88.5 (1.7↑)	369	2	0	212 (57.5)	157 (42.5)

*前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

*「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨結果

(人)

状 況		全戸訪問	乳児相談	1歳6か月児健診	3歳児健診
勧奨文送付・電話勧奨による把握内容	今後受診(訪問)予定	142	103	150	231
	医療機関・前住地で受診済	3	10	6	11
	必要ないので受けない・保育園/幼稚園で受けたので必要ない	9	10	5	39
	拒否・受診できない(仕事で忙しい・交通手段がない等)	4	14	15	23
	里帰り・市外/海外居住	4	7	7	5
	転出	4	4	3	1
	その他(継続支援中・伝言のみ等)	8	11	14	16
期限内(勧奨文送付から1か月以内)に把握できず		23	52	36	43
合計		197	211	236	369

③「期限内(勧奨文送付か1か月以内)に把握できず」だった児の把握結果

(人)

事業名	期限内(勧奨文送付1か月以内)に把握できず	把握(①+②)								未把握(平成28年6月末現在)
		①訪問で把握			②訪問以外で把握					
		継続支援なし	継続支援あり		文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	子育て支援課からの集団所属情報	通告後、児童青少年課で把握			
全戸訪問	23	23	13	12	1	10	10	0	0	0
乳児相談	52	52	0	0	0	52	50	2	0	0
1歳6か月児健診	36	35	0	0	0	35	28	6	1	1
3歳児健診	43	36	2	2	0	34	19	15	0	7
合計	154	146	15	14	1	131	107	23	1	8

《考 察》

1歳6か月児健診や3歳児健診については、未受診勧奨を実施したにも関わらず、未受診勧奨対象者のうちおよそ40%は未受診であった。特に未受診者が多い3歳児健診では、未受診理由として「保育園・幼稚園で受けたので必要ない」と答える者が多い。3歳児健診は、保育園や幼稚園で検査できない「視力・聴力検査」を実施する重要な健診であること等を、電話勧奨時に伝えていく必要がある。

また、「今後受診（訪問）予定」と回答していても、その後未訪問・未受診となっている者がいた。その割合は、全戸訪問・乳児相談では7%前後だが、1歳6か月児健診では15%、3歳児健診では18%とやや多かった。次年度は、受診状況の把握を早期に行い、未受診者には再度電話勧奨をすることで、受診率向上につなげていきたい。

継続支援中のケースや、地区担当保健師の介入が必要と判断したケースには、地区担当保健師による電話勧奨を行っている。しかし、その進捗管理が十分にできておらず、勧奨結果の把握が困難だった。次年度は、記録票を活用し、地区担当保健師による勧奨結果を適切な時期に把握することで、子育て支援課への集団所属確認や、事業担当による家庭訪問、児童青少年課への通告など、時期を逸することなく実施できるよう努めていきたい。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2・（1）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）を踏まえた対応について」による「留意すべきポイント（別紙）」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自	
健康さくら21 (第2次) 目標値	(市の現状) → (目標)	
	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合	79.9% → 100%
	・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合	83.9～ 98.7% → 100%
	・避妊法を正確に知っている高校生の割合	男子 65.0% → 増加 女子 82.2% → 増加
	・性感染症を正確に知っている高校生の割合	13.8～ 96.8% → 増加
	・性についてオープンに話せる家庭の割合	32.9% → 増加
	・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合	幼児保護者34.7% → 増加 小学生保護者44.2% → 増加
	・自己肯定感を持てる中・高校生の割合	男子 42.0% → 増加 女子 28.7% → 増加
	・育児に関して肯定的な意見を持つ中・高校生の割合	男子 64.2% → 増加 女子 76.6% → 増加

《目的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代への悪影響も及ぼしかねないものである。

正しい性に関する知識の普及とエイズ予防等の性感染症予防に努めると共に、10代の望まない妊娠の回避や人工妊娠中絶率の上昇を防ぐことにより青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通じて問題の理解と情報の提供をする。

《内容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③健康教育教材の貸与、健康教育

《実績》

- ①養護教諭研修会への参加

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
7回	5回	5回	5回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校
24年度	小学2年生	おへそのひみつ	170	—	224/3校
	小学4年生	生命誕生	54	—	
25年度	小学2年生	おへそのひみつ	238	20	353/5校
	小学4年生	生命誕生	60	—	
	小学6年生	心の健康 (大脳の働き)	55	—	
26年度	小学2年生	おへそのひみつ	316	—	400/5校
	小学4年生	生命誕生	84	—	
27年度	小学2年生	おへそのひみつ	102	68	181/3校
	小学4年生	生命誕生	79	14	

③健康教育教材の貸与、健康教育

ア. 沐浴人形の貸与

市内小学校2校、中学校9校の計11箇所、延べ15回貸与

イ. 妊婦ジャケットの貸与

市内小学校1校、中学9校の計10箇所、延べ12回貸与

《考 察》

小学校において、児童と保護者を対象に協働授業を実施した。授業後に実施した児童のアンケートでは、「自分の命を大切にしていこうと思った」、「母親の大変さがわかった、生まれたことに感謝したい」、「妊婦さんには席を譲ったり、手伝ったりしたい」等の結果が得られた。また、2年生の保護者からも「(児を出産した)8年前のことを思い出した」とこれまでの子育てを振り返る機会にもなり、改めて「命の大切さを忘れないでほしい」というメッセージを子どもたちを送る機会となった。

協働授業の展開により、児童の自己肯定感を育むきっかけづくりとなっているが、27年度は保健授業の協働実施校が3校にとどまり、実施人数も減少しているため、引き続き、現段階で得られた反応や効果を伝えながら、市内全域の小中学校での授業展開を目指したい。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・BCGを1歳までに受ける人の増加 98.4%→100% ・麻しん予防接種を受ける人の増加 1期 95.0%→100% 2期 89.7%→100%

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることを目的とする。

《予防接種実施時期》

平成27年4月1日から平成28年3月31日（実施日時については、各医療機関が定める）

※インフルエンザは、平成27年10月1日から平成27年12月31日

《予防接種実施場所》

市内の81個別予防接種協力医療機関（平成28年3月末時点・医療機関により実施している予防接種の種類が異なる）、千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種のつづりを個別通知。
- ・市内の個別予防接種協力医療機関を、予診票同封の案内文・健康カレンダー・ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生日の翌月に予診票等を個別通知。
- ・市内の個別予防接種協力医療機関を、予診票同封の案内文・健康カレンダー・ホームページに掲載。

※子宮頸がん予防接種は、予診票の自動発送はせず、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明した上で予診票を発行。

高齢者

- ・65歳以上の対象者に、氏名、住所、生年月日を印字した予診票を個別通知。
- ・60歳以上65歳未満の対象者のうち希望者には健康増進課に連絡をもらい、予診票を個別に送付。

- ・市内の個別予防接種協力医療機関を、予診票同封の案内文・ホームページに掲載。

《普及啓発概要》

個別通知

○定例 99 回

- ・出生者及び7歳半までの転入者（毎月：12回）、日本脳炎2期対象者（毎月：12回）、二種混合2期対象者（毎月：12回）への予診票と案内文の送付
- ・4か月児乳児相談のお知らせ封筒にBCGの案内文を同封（毎月：12回）
- ・1歳6か月児健診のお知らせ封筒にMRの案内文を同封（毎月：12回）
- ・3歳児歯科健診のお知らせ封筒に日本脳炎の案内文を同封（毎月：12回）
- ・乳児相談未来所勸奨文の中にBCG接種について記載し接種勸奨を実施（毎月：12回）
- ・1歳6か月児健診、2歳歯科健診、2歳半歯科健診のお知らせ封筒におたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度のリーフレットを同封（毎月：12回）
- ・高齢者肺炎球菌の予診票、案内文の送付（4月・9,478通：1回）
- ・高齢者インフルエンザの予診票、案内文の送付（9月末・49,622通：1回）
- ・高齢者インフルエンザの予診票等送付封筒に、高齢者肺炎球菌定期予防接種制度の案内文を同封（接種対象年度や接種履歴により案内文の内容を分けた。1回）

○新規 14 回

- ・1歳の誕生日月にMR、水痘の接種勸奨およびおたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度の周知はがき送付。（毎月：12回）
- ・高齢者インフルエンザ定期予防接種の制度案内はがきを、12月下旬の誕生日に65歳以上になる方へ送付（11月・94通：1回）
- ・高齢者肺炎球菌未接種者へ、制度の案内はがき送付（2月・5,714通：1回）

○未接種勸奨 101 回

- ・日本脳炎の経過措置勸奨（平成9年度生まれ：18歳）はがき送付（8月・1,229通：1回）
- ・二種混合未接種者へ勸奨はがき送付（8月・1,665通：1回）
- ・MR2期末接種者へ勸奨はがき送付（11月・648通：1回）
- ・MR2期末接種者全員に電話（2月・361件：1回）
- ・MR2期末接種者、電話で不在だった方へ勸奨はがき送付（2月・202通：1回）
- ・乳児相談、1歳6か月健診や3歳児健診の保健師相談で未接種者へ勸奨（毎月：96回）

広報紙・ポスター・ホームページ他

○広報紙・ポスター掲示

①おたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度

- ・こうほう佐倉に掲載（2回）
- ・制度案内のポスターを医療機関、保健センター、市民課、子育て支援課、児童青少年課、保育園に掲示

②日本脳炎に関して

- ・こうほう佐倉に掲載（1回）

③麻疹、風疹に関して

- ・こうほう佐倉に掲載（2回）

④インフルエンザに関して

- ・こうほう佐倉に掲載（4回）
- ・定期接種案内のポスターを医療機関に掲示

⑤高齢者肺炎球菌に関して

- ・こうほう佐倉に掲載（3回）
- ・定期接種案内のポスターを医療機関に掲示

○ホームページ：随時更新

⇒おたふくかぜワクチン接種費用助成、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、中東呼吸器症候群（MERS）、ジカ熱等

その他

- ・養護教諭研修会で予防接種について説明（9月）
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（1回）
- ・就学時健診における予防接種説明

平成27年10月8日から11月20日の間のうち、14日間、23小学校に対し実施。

《接種率の算定基準》

平成17年度より厚生労働省の算定基準を用いている。

(1) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザb菌による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン0.5mlを27日以上の間隔をおいて3回皮下注射
追加		初回接種後7か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成23年4月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

平成27年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	1,176	1,196	101.7
2回目	1,176	1,169	99.4
3回目	1,176	1,185	100.8
4回目	1,176	1,117	95.0
合計	4,704	4,667	99.2

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
25年度	5,115	113.0
26年度	4,748	103.8
27年度	4,667	99.2

《考察》

平成25年度定期接種となってから、100%前後の高い接種率となっているものの、接種率は低下傾向となっている。今後様々な角度から低下の原因を分析し、効果的な接種勧奨方法を検討していく。

(2) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成23年4月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

平成27年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1回目	1,176	1,201	102.1
2回目	1,176	1,175	99.9
3回目	1,176	1,187	100.9
4回目	1,176	1,112	94.6
合計	4,704	4,675	99.4

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
25年度	4,860	107.3
26年度	4,698	102.7
27年度	4,675	99.4

《考察》

平成25年度定期接種となってから、100%前後の高い接種率となっているものの、接種率は低下傾向となっている。今後様々な角度から低下の原因を分析し、効果的な接種勧奨方法を検討していく。

(3) BCG予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後1歳未満	乾燥BCGワクチンを1滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市では、佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる3か月からを原則の接種期間としている。

《実績》

平成27年度実施結果

対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1,176	1,189	101.1

年度別実施状況

年度	区分	B C G	
		実施者数(人)	接種率(%)
23年度		1,137	95.6
24年度		1,136	95.7
25年度		1,011	89.3
26年度		1,162	101.6
27年度		1,189	101.1

《考察》

平成26年度以降接種率が100%を超え大幅に向上した。接種率向上の理由の一つに、平成25年4月からBCG予防接種の接種期間が6か月未満から1歳未満に引き上げられたことが考えられる。

今後もBCG予防接種の必要性等とともに、接種期間の周知方法を工夫しながら接種勧奨に努めていく。

(4) 不活化ポリオ

《目的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	不活化ポリオワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
第1期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成24年9月から急性灰白髄炎の定期の予防接種において不活化ポリオワクチンが導入され、経口生ポリオワクチンは廃止された。

※平成28年2月に4回を超える不活化ポリオワクチン（IPV）接種後の有効性及び安全性が確認され、添付文書上の注意事項「国内において4回を超える接種後の有効性及び安全性は検討されていない」の記載が削除されました。

《実績》

平成27年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（%）
第1期	1回	1,180	14	1.2
	2回	1,180	44	3.7
	3回	1,180	59	5.0
	追加	1,180	298	25.3
合計		4,720	415	8.8

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
24年度	4,816	79.4
25年度	2,500	53.9
26年度	1,328	28.4
27年度	415	8.8

《考察》

平成25年度に4種混合ワクチンが導入されたことにより、新規接種者の多くの方が四種混合に移行しており、接種率の低い状態になっている。

(5) 麻しん (はしか)・風しん

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5m l を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方>
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	
		・麻しん単抗原ワクチン 0.5m l を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5m l を 1 回皮下注射

※第 3 期 (中学 1 年生)・第 4 期 (高校 3 年生) の麻しん風しん混合予防接種は、平成 24 年度で終了した。

《実績》

平成 27 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻しん風しん	第 1 期	1,190	1,155	97.1
	第 2 期	1,461	1,352	92.5
	長期療養		1	
	合計	2,651	2,508	94.6
麻しん	第 1 期	1,190	0	—
	第 2 期	1,461	0	—
	合計	2,651	0	—
風しん	第 1 期	1,190	0	—
	第 2 期	1,461	0	—
	合計	2,651	0	—

年度別麻しん接種率の推移 (麻しん風しん実施者+麻しん実施者)

年度	期別	実施者数 (人)	接種率 (%)
23 年度	第 1 期	1,167	95.0
	第 2 期	1,247	89.7
	第 3 期	1,337	83.6
	第 4 期	1,433	85.3
24 年度	第 1 期	1,228	97.9
	第 2 期	1,329	95.7
	第 3 期	1,379	90.4
	第 4 期	1,207	74.9
25 年度	第 1 期	1,177	94.8
	第 2 期	1,395	95.7
	長期療養	2	
26 年度	第 1 期	1,188	95.5
	第 2 期	1,318	91.6
	長期療養	0	
27 年度	第 1 期	1,155	97.1
	第 2 期	1,352	92.5
	長期療養	1	

年度別風しん接種率の推移（麻しん風しん実施者＋風しん実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（%）
23 年度	第 1 期	1, 167	95. 0
	第 2 期	1, 247	89. 7
	第 3 期	1, 339	83. 7
	第 4 期	1, 433	85. 3
24 年度	第 1 期	1, 228	97. 9
	第 2 期	1, 329	95. 7
	第 3 期	1, 380	90. 4
	第 4 期	1, 211	75. 1
25 年度	第 1 期	1, 177	94. 8
	第 2 期	1, 395	95. 7
	長期療養	2	
26 年度	第 1 期	1, 188	95. 5
	第 2 期	1, 318	91. 6
	長期療養	0	
27 年度	第 1 期	1, 155	97. 1
	第 2 期	1, 352	92. 5
	長期療養	1	

《考 察》

例年実施している未接種者に対するはがきや電話連絡等による勧奨に加え、平成 27 年度は、1 歳の誕生日月に、第 1 期の接種勧奨はがきの送付を実施した。その結果、接種率の向上がみられた。

麻しん風しんを排除するには、2 回の接種がそれぞれ 95%以上になることが必要とされている。今後は、95%を下回っている第 2 期接種について、勧奨時期等の周知方法を工夫し未接種勧奨を行っていく。

(6) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT

第1期 四種混合DPT-IPV・三種混合DPT（二種混合DT）

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種別	対象		実施方法
四種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射
三種混合	第1期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射
二種混合	第1期 (初回)		百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを2回皮下注射
	第1期 (追加)		百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実績》

平成27年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)	
四種混合	第1期	1回	1,180	1,168	99.0
		2回	1,180	1,182	100.2
		3回	1,180	1,182	100.2
		追加	1,180	1,139	96.5
	合計	4,720	4,671	99.0	
三種混合	第1期	1回	1,180	0	0
		2回	1,180	0	0
		3回	1,180	0	0
		追加	1,180	1	0.1
	合計	4,720	1	0.0	

二種混合	第1期	1回	1,169	0	—
		2回	1,169	0	—
		3回	1,169	0	—
		追加	1,169	0	—
	合計	4,676	0	—	

年度別接種率の推移（四種混合1期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（%）
24年度	4,816	14.7
25年度	3,476	75.0
26年度	4,491	96.0
27年度	4,671	99.0

年度別接種率の推移（三種混合1期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（%）
23年度	5,221	108.9
24年度	4,417	91.7
25年度	1,456	31.4
26年度	405	8.7
27年度	1	0.0

《考 察》

平成26年3月の三種混合製造終了に伴い、三種混合接種未完了分を四種混合に移行するようになったことで、接種の種類や間隔が接種歴により異なり煩雑になった。そのため、三種混合接種未完了者の予診票発行時には、わかりやすく接種スケジュール等の説明ができるよう努めている。

今後も、四種混合の接種率を維持し、接種スケジュール等迷わずに接種できるよう、周知等工夫していく。

第2期 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT

《目的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実績》

平成 27 年度実施結果

種別		対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
二種混合	第 2 期	1,583	1,130	71.4

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
23 年度	1,292	82.8
24 年度	1,227	81.9
25 年度	1,092	73.2
26 年度	1,167	76.3
27 年度	1,130	71.4

《考 察》

接種率の低下傾向がみられる。今後様々な角度から低下の原因を分析し、効果的な接種勧奨方法を検討していく。

(7) 日本脳炎

《目的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後6か月～90か月未満	日本脳炎ワクチンを6日以上の間隔 において0.5mlを2回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第1期 (追加)		初回接種後6か月以上の間隔をおい て0.5mlを1回皮下注射
第2期	9歳～13歳未満	0.5mlを1回皮下注射
特例(経過措置)	平成17年度から平成21年度にかけての積極的勧奨の 差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7 年4月2日から平成19年4月1日生まれ)20歳未満	第1期、第2期の未接種分を接種

《実績》

平成27年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
第1期	1回目	1,327	1,258	94.8
	2回目	1,327	1,259	94.9
	追加	1,286	1,113	86.5
第2期		1,417	759	53.6
特例	第1期	1回目		84
		2回目		88
		追加		207
	第2期	1,640	311	19.0
合計		6,997	5,079 (4,700)	72.6 (67.2)

※特例第1期の対象者数は、平成26年度、平成27年度いずれも算出方法が変更となっている。

※()は、特例第1期の実施者数を除いて算出したもの。

第1期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
23年度	6,535	155.1
24年度	5,610	47.6
25年度	3,779	94.6
26年度	3,878	99.4
27年度	3,630	92.1

※24年度に対象者数算定方法が示され、勧奨対象年齢が対象数に計上されている。

第2期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
23年度	1,026	69.0
24年度	755	50.3
25年度	496	32.4
26年度	647	45.0
27年度	759	53.6

(特例) 第1期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24年度	1,544	20.4
25年度	796	9.2
26年度	667	23.5
27年度	379	

※特例第1期の対象者数は、平成26年度、平成27年度いずれも算出方法が変更となっている。

(特例) 第2期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24年度	151	
25年度	222	13.5
26年度	325	20.0
27年度	311	19.0

※平成24年度は第2期の接種勧奨はなかったため、対象者の算定がされておらず接種率も算出されていない。

《考 察》

特例(経過措置)については、対象者の算出方法が年度によって異なるため、接種率の比較ができないが、第1期及び第2期の接種率が向上するよう、勧奨方法を検討していく。

第2期の接種率は、向上傾向であるが、他の学童予防接種の接種率と比較すると低い。第2期対象年齢の方は、平成17年度から平成21年度にかけての積極的勧奨の差し控えの影響を受けている可能性があるため、正確な情報を周知していけるよう工夫していく。

(8) 水痘（みずぼうそう）

《目的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチンを 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

※水痘予防接種は平成 26 年 10 月より定期接種に位置づけられた。

※平成 26 年度のみ、3、4 歳児に対し 1 回接種できる経過措置が行われた。

《実績》

平成 27 年度実施結果

期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	1,190	1,203	101.1
2 回目	1,190	1,166	98.0
長期療養		1	
合計	2,380	2,370	99.6

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
26 年度	2,494	66.1
27 年度	2,370	99.6

※平成 26 年度は、経過措置を含んでいる。

《考察》

定期接種開始年度である平成 26 年度は接種率が低かったため、平成 27 年度からは、1 歳の誕生日月に接種勧奨はがきを送付し、制度を周知した結果、接種率は大幅に向上した。今後も、周知方法等を工夫していく。

(9) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

ガーダシル

- ・子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。
- ・尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回 筋肉注射
ガーダシル	の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回 筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとされた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能だが、接種を希望する方は、ワクチンの有効性とリスク等について十分にご理解いただいたうえで、接種を受けていただく。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

《実績》

平成 27 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	757	7	0.9
2 回目	757	6	0.8
3 回目	757	6	0.8
合計	2,271	19	0.8

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
25 年度	406	17.8
26 年度	8	0.4
27 年度	19	0.8

《考察》

平成 25 年度より定期接種に位置づけられたが、平成 25 年 6 月 14 日厚生科学審議会において副反応の説明ができるまで積極的な勧奨を控える旨の決定がされた。そのため、予診票の自動発送を中止し、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明したうえで予診票を発行した。

今後も国の検討内容を注視し、対応に努めていきたい。

(10) インフルエンザ

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
① 65 歳以上の者 ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	インフルエンザHAワクチンを 1 回皮下注射 〔ワクチンの型〕 ① A/カリフォルニア/7/2009 (H1N1) ② A/スイス/9715293/2013 (H3N2) ③ B/プーケット/3073/2013 (山形系統) ④ B/テキサス/2/2013 (ビクトリア系統)

※平成 27 年度から、ワクチンの型が 3 価から 4 価に変更になっている。

《実績》

平成 27 年度実績

対象年齢	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	49,660	26,904	54.2
60～64 歳	111	40	36.0
合計	49,771	26,944	54.1

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率 (%)
23 年度	22,233	55.4
24 年度	22,697	53.4
25 年度	23,772	52.7
26 年度	26,021	54.5
27 年度	26,944	54.1

《考察》

インフルエンザ予防接種は、接種対象者（65 歳以上の者）全員に個別通知をしており、制度の周知は図れていると考えている。しかしながら、本人に努力義務はないこともあり、接種率は 50% 台で横ばいに経過している。今後は、制度のわかりやすい周知方法を検討していく。

(11) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
定期接種対象者は、過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない以下に該当する者 ①平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実績》

平成 27 年度実施結果

対象年齢	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	10,871	5,398	49.7
60～64 歳	88	2	2.3
合計	10,959	5,400	49.3

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 26 年度	4,801	43.6
平成 27 年度	5,400	49.3

《考察》

肺炎は、日本人の死因第 3 位の疾患となっている。肺炎によって亡くなる方の約 95%が 65 歳以上といわれており、肺炎は 65 歳以上の方にとって軽視できない疾患である。肺炎球菌のワクチンは、肺炎の全てを予防するワクチンではないが、接種することによって、重症化防止などの効果が期待されており、平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種に位置づけられた。

対象者が毎年変わるため、個別通知を 3 回実施する等、きめ細やかな周知を図っている。今後も対象者への情報提供に努めていく。

2. 予防接種（任意）

平成 26 年 5 月 1 日から子育て支援の一助とするため、おたふくかぜ予防接種費用の一部助成制度が開始となった。

（1）おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内容》

①対象及び実施方法

- ・1～2 歳児（生後 12 か月～36 か月未満）の市民（接種日時点）

※平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金（3,000 円）を振り込む

③実施時期及び実施場所

- ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
- ・市内実施医療機関・または、市外医療機関での接種も可能

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載。
- ・市内実施医療機関、市民課、各出張所、子育て支援課、児童青少年課、市内保育園・幼稚園、児童センター、保健センター等にてポスター掲示及びリーフレット配布。
- ・母子事業（1 歳 6 か月時健診、2 歳、2 歳半歯科）の問診票にリーフレットを同封。

《実績》

平成 27 年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,764	975

※対象者数は、平成 27 年 9 月末時点の 1 歳児と 2 歳児の数から、平成 26 年度助成済の 1 歳児 707 人を除した数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
平成 26 年度	2,501	964
平成 27 年度	1,764	975

《考察》

平成 26 年度から開始された制度であるため、平成 27 年度から 1 歳の誕生日月に制度の案内はがきの個別通知を開始し、周知の強化を図った。平成 26 年度助成を利用した方は平成 27 年度には対象とならないが、助成数は増加しており、周知の効果はみられたと考える。今後も、制度の周知を工夫していく。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生及び結核の蔓延を予防する。

《内容》

① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月3日～12月9日、市内17会場、57日間実施。
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内41医療機関で実施。
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の65歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・70歳のかた
- ・平成26年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
23年度	39,305	10,947	27.9
24年度	41,258	11,864	28.8
25年度	46,430	12,523	27.0
26年度	48,822	13,580	27.8
27年度	50,100	14,209	28.4

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診者 (人)	結核発見数 (人)
集団	50,100	6,545	13.1	77	1.2	66	1
個別		7,664	15.3	220	2.9	178	0
合計	50,100	14,209	28.4	297	2.1	244	1

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		要精密検査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診 状況	
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未受診者 (人)	結核
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	7,980	1,555	19.5	22	0	0.0	5	22.7	11	50.0	0	0.0	6	27.3	3	0
	70～74	6,535	2,070	31.7	46	1	2.2	15	32.6	24	52.2	3	6.5	3	6.5	13	0
	75～79	4,577	1,606	35.1	38	0	0.0	6	15.8	23	60.5	5	13.2	4	10.5	5	0
	80歳以上	4,159	1,033	24.8	38	2	5.3	11	28.9	16	42.1	5	13.2	4	10.5	12	0
	小計	23,251	6,264	26.9	144	3	2.1	37	25.7	74	51.4	13	9.0	17	11.8	33	0
女性	65～69	8,573	2,500	29.2	33	1	3.0	7	21.2	17	51.5	3	9.1	5	15.2	3	0
	70～74	6,731	2,524	37.5	47	1	2.1	4	8.5	31	66.0	3	6.4	8	17.0	8	0
	75～79	4,732	1,728	36.5	35	0	0.0	5	14.3	19	54.3	4	11.4	7	20.0	3	1
	80歳以上	6,813	1,193	17.5	35	1	2.9	6	17.1	21	60.0	3	8.6	4	11.4	6	0
	小計	26,849	7,945	29.6	150	3	2.0	22	14.7	88	58.7	13	8.7	24	16.0	20	1
男性	集団	23,251	3,203	26.9	37	0	0.0	20	54.1	13	35.1	0	0.0	4	10.8	10	0
	個別		3,061		107	3	2.8	17	15.9	61	57.0	13	12.1	13	12.1	23	0
女性	集団	26,849	3,341	29.6	37	0	0.0	13	35.1	18	48.6	0	0.0	6	16.2	1	1
	個別		4,604		113	3	2.7	9	8.0	70	61.9	13	11.5	18	15.9	19	0
合計	50,100	14,209	28.4	294	6	2.0	59	20.1	162	55.1	26	8.8	41	13.9	53	1	

《考 察》

受診数は629人増加しているが、65歳以上人口の増加もあるため、受診率としては0.6%の増加にとどまっている。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
-------	--------------

《目的》

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場、健康相談等の保健事業、各保健センターにおいて交付

《実績》

健康手帳の交付状況 (単位：冊)

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
23年度	2,598	4,733	7,331	508	401	909	3,106	5,134	8,240
24年度	2,869	4,892	7,761	360	314	674	3,229	5,206	8,435
25年度	3,114	5,710	8,824	581	433	1,014	3,695	6,143	9,838
26年度	3,046	5,401	8,447	878	561	1,439	3,924	5,962	9,886
27年度	3,306	6,347	9,653	835	644	1,479	4,141	6,991	11,132

健康手帳の変遷

19年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
20年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
21年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
22年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
23年度	慢性閉塞性肺疾患(COPD)の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患(COPD)についての説明を加えた。
24年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加した。
25年度	国の方針によりHbA1cがJDSからNGSPに表記変更となったことを受け、JDSとHbA1cの値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
26年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報(肝炎ウイルス、骨の健康) ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
27年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目(健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報)を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた

《考 察》

健康手帳は、毎年を受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理できるので、生活習慣病の予防に効果がある。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 2 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ① 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目 的》

- 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。40～64 歳の市民を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)
- 地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進 (上記以外の「衛生教育」)

《内 容》

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
一般健康教育	メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会	特定保健指導の対象となった者及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたい者	5 コース実施。 (1 コース 2 回。健康管理センター 2 コース、西部保健センター 2 コース、南部保健センター 1 コース)	・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。 ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。 ・試食を通し、減塩の工夫やカロリーを減らす方法を知る。	健康アドバイス会、健康票送付時に案内文同封、チラシによる PR・広報等
	出前健康講座 (内容により歯周病・ロコモ・COPD・病態別に分かれる)	市内在住・在勤の者	午前 9 時から午後 8 時の間の 2 時間以内。 (年末年始を除く)	自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。内容は出前健康講座メニューから選択するか、申請者と協議のうえ決定する。	ホームページ、チラシ、保健事業での PR 等
	2 人で作るヘルシー料理教室	結婚 5 年以内のご夫婦	日時：11 月 22 日(日) 11:00～14:00 会場：スマイルキッチン料理教室	調理実習や試食を通じて食生活に対する意識を高め、生活習慣病予防についての知識を普及する。	個別通知、チラシ配布、スマイルキッチン料理教室ホームページ

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
その他の教育	検診会場でのがん予防健康教育	子宮がん、乳がん検診受診者	子宮がん、乳がん検診会場での実施	乳がんの自己検診法について健康教育を実施する。	
	健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発	民生・児童委員協議会地区定例会 地域連絡協議会	各地区組織の会議等で実施	がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防について健康教育を実施する。	各地区組織に依頼
歯周疾患	糖尿病予防学習会 出前健康講座	各教室の参加者	各教室での実施	糖尿病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防方について健康教育を実施する。	各教室に準ずる
ロコモティブシンドローム	骨粗しょう症検診での健康教育 出前健康講座	骨粗しょう症検診受診者 出前健康講座参加者	骨粗しょう症検診会場 出前健康講座で実施	骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について健康教育を実施する。	出前健康講座に準ずる
	メタボ予防のための運動習慣づくり教室	特定保健指導の対象となった者及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な者	6コース実施。 (1コース2回。健康管理センター2コース、西部保健センター2コース、南部保健センター1コース、市民体育館1コース)	健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くように健康教育を実施する。	健康アドバイザー協会、健康アドバイス会、健診結果送付時に案内文同封、チラシによるPR・広報
	ウォーキング出前教室	市内に居住地を有する18歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする *27年度は市内小中学校等の保護者を対象とする	市内の5校の家庭教育学級に出前健康講座として実施 (王子台小学校、小竹小学校、白銀小学校、寺崎小学校、南部中学校)	効果的なウォーキング方法の知識と技術について、健康運動指導士から指導を受け、日常生活の中でウォーキングを実践できるように健康教育を実施する。	家庭教育学級運営研修会にてPR
	運動器具トレーニング講習会	市内に居住地を有する18歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする	西部保健センター、南部保健センターで月1回実施	運動習慣づくりを目的に、エルゴメーター(自転車)を使用したトレーニングについて講習会を実施する。	ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
ロコモティブシンドローム	サーキットトレーニング講習会	市内に居住地を有する18歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする	西部保健センターで2ヵ月に1回実施。	平成19年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業(佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業)により自治体向けに開発された映像を使用して実施する。	ホームページ、チラシ、保健センターでチラシの設置 保健事業でのPR等
	玄米ダンベル体操講習会		西部保健センター、南部保健センターで月1回実施。	運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操」鈴木正成編(日本放送協会2002年)に基づく玄米ダンベル及び映像を使用して実施する。	
	更新講習会	運動器具トレーニング、玄米ダンベル自由開放参加者	西部保健センターおよび南部保健センターで年1回実施。	ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ(軽い筋力トレーニング)、体力テストを実施する。	
COPD	出前健康講座	出前健康講座参加者	出前健康講座で実施。	COPD(慢性閉塞性肺疾患)とは何か、症状、対処方法などについて健康教育を実施する。	出前健康講座に準ずる
病態別健康教育	糖尿病予防学習会	特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていない者 (空腹時血糖) 100~149mg/dl または、 HbA1c[NGSP値]5.6~6.9% (年齢)40~65歳未満の者	1コース2課構成で実施。 1課開始までに初回面接を全員実施。 (会場) 健康管理センター	(初回面接)一人30~60分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。生活改善のための動機づけについて健康教育を実施する。 1課:病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク 2課:病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク 修了式	個人広報通知(特定健診受診者)
	出前健康講座	出前健康講座参加者	出前健康講座で実施。	肥満、高血圧等と個人の生活習慣との関係、生活習慣病に関する健康教育を実施する。	出前健康講座に準ずる
	慢性腎臓病(CKD)予防講演会	市内在住・在勤の者	日時:9月17日(木) 14:00~16:00 会場: 健康管理センター	テーマ:「成人の8人に1人!? 新たな国民病CKD」 講師:聖隷佐倉市民病院 鈴木理志副院長 内容:腎専門医による慢性腎臓病予防に関する講演	結果報告、ポスター、健診票を送付時にチラシを同封等

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
衛生教育	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修				
	こころの健康づくり講演会&映画上映会				
※詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載					

《実績》

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成23年度	183	6,781	938	4,666	1,177	0
平成24年度	202	7,175	889	4,943	1,343	0
平成25年度	205 (164)	7,198 (4,216)	874	4,342 (4,216)	1,810	172
平成26年度	194 (155)	7,356 (3,493)	1,259	3,539 (3,493)	2,558	0
平成27年度	203 (134)	8,469 (3,470)	1,110	3,651 (3,470)	3,591	117

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲。【衛生教育[精神]】はこころサポーター市役所職員向けのみ含む

40～64歳の教育種類別実績

※健康増進事業実施要領に基づく再掲（「一般、その他」に【衛生教育[精神]】こころサポーター市役所職員向けのみ含む）

	一般、その他	歯周疾患	骨粗鬆症	慢性閉塞性肺疾患	病態別	計
回数	84	4	42	1	3	134
延人数	2,781	29	613	3	44	3,470

【一般健康教育の内訳】

出前健康講座（一般健康教育、衛生教育[精神]のみ。食生活改善推進員の出前も含む）

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	64 (36)	1,812 (394)	265	394	1,153

メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会 1コース2回を計5コース実施。(計10回)

※()内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター		9 (4)	15 (6)	0	6	9
2. 西部保健センター		24 (5)	43 (10)	2	10	31
3. 健康管理センター		19 (6)	33 (10)	2	10	21
4. 南部保健センター		13 (3)	23 (5)	0	5	18
5. 西部保健センター		24 (15)	42 (26)	0	26	16
計		89 (33)	156 (57)	4	57	95

2人で作るヘルシー料理教室

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1	12 (2)	10	2	0

乳がん、子宮がん検診会場でのがん予防健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	28 (23)	3,511 (1945)	589	1,945	977

健診(検診)PRと生活習慣病予防の啓発

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	9 (1)	349 (150)	0	150	199

【歯周疾患健康教育】

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
糖尿病予防学習会	1 (1)	14 (14)	0	14	0
出前健康講座	8 (3)	118 (15)	0	15	103
計	9 (4)	132 (29)	0	29	103

【ロコモティブシンドローム健康教育】※()内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲 骨粗しょう症検診での健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	8 (8)	937 (543)	205	543	189

出前健康講座 ※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	3(3)	91(33)	7	33	51

メタボ予防のための運動習慣づくり教室 1 コース 2 回を計 6 コース実施。(計 12 回)

※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター		7 (1)	13 (2)	0	2	11
2. 西部保健センター		19 (2)	35 (4)	0	4	31
3. 市民体育館		10 (5)	18 (9)	0	9	9
4. 健康管理センター		21 (5)	39 (10)	0	10	29
5. 西部保健センター		23 (12)	40 (22)	0	22	18
6. 南部保健センター		9 (5)	16 (9)	0	9	7
計		89 (30)	161 (56)	0	56	105

ウォーキング出前教室

依頼団体	人数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 王子台小学校		11 (5)	6	5	0
2. 小竹小学校		13 (8)	5	8	0
3. 白銀小学校		10 (7)	3	7	0
4. 寺崎小学校		11 (6)	5	6	0
5. 南部中学校		18 (16)	2	16	0
計		63 (42)	21	42	0

運動器具トレーニング講習会 ◆西部保健センターは、全 12 回だが参加者 0 人にて 1 回未実施。
南部保健センターは、全 12 回だが参加者 0 人にて 5 回未実施。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	11	40 (12)	2	12	26
南部保健センター	7	15 (7)	0	7	8
計	18	55 (19)	2	19	34

サーキットトレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6	49 (18)	4	18	27
計	6	49 (18)	4	18	27

玄米ダンベル体操講習会 ※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	12	67 (22)	3	22	42
南部保健センター	6	13 (6)	0	6	7
計	18	80 (28)	3	28	49

◆南部保健センターは、12 回開催予定であったが、内 6 回は申込み者が 0 人のため、6 回のみ開催。
玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	1	11 (0)	0	0	11
南部保健センター	1	10 (0)	1	0	9
計	2	21 (0)	1	0	20

【COPD（慢性閉塞性肺疾患）健康教育】

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
出前健康講座	1(1)	22(3)	19	3	0
健診会場での 禁煙教育	2(2)	85(85)	0	85	0
計	3(3)	107(88)	19	88	0

【病態別健康教育】

糖尿病予防学習会 1 コース 2 回を 1 コース実施

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター		15	29 (29)	0	29	0
計		15	29 (29)	0	29	0

慢性腎臓病（CKD）予防講演会

場所	人数	回数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター		1	88(15)	0	15	73

【衛生教育[精神]】 ※「8. こころの健康づくり」に再掲あり

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
市民・市内在勤者向け	1	61	2	25	34	0
養護教諭向け	1	30	0	30	0	0
市役所職員向け	1	36	16	20	0	0
計	3	127	18	75	34	0

こころの健康づくり講演会&映画上映会

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
計	1	490	9	93	271	117

《考 察》

・ メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会

申し込みは健康アドバイス会から11人、チラシから16人、広報を見て24人、その他45人（うち38人は地域新聞を見て）合計96人で、地域新聞からの申し込みが4割を占めた。参加者の実人数は89人で26年度より6人増加したが、特定保健指導対象者の参加は積極的支援3人、動機付け支援14人で参加率は19.1%だった。また、65歳以上が60.9%（うち75歳以上が9.0%）、40～64歳は36.5%、39歳以下は2.6%と若い世代の参加が少なかった。アンケート結果から参加動機は減塩の方法やカロリーを控える方法など、知識を得るため64%以上で多く、参加者の多くから食生活を改善しようとする意識の変化が見られた。しかし、高齢の参加者から「高齢者の食事について知りたかった」との感想もあり、低栄養にも配慮が必要な高齢者の食事については、メタボ予防・生活習慣病予防を目的として実施する本講座の指導内容とは異なることから、次年度は、対象年齢の上限を特定保健指導に合わせ74歳とし、引き続き生活習慣病予防の講座として実施していく。

・ 出前健康講座

家庭教育学級からの派遣依頼は6校（延人数138名）であった。1校で最大3回の依頼があり26年度に比べ依頼回数は2回増加している。6校のうち3校は26年度から連続の依頼であり、出前健康教育が好評であったことが伺える。

26年度はメタボ予防に関する依頼が多かったため、講座では、筋トレなど運動を取り入れたが、27年度は食生活に関する依頼が多く、バランスの良い食事や生活習慣病予防、高齢者の低栄養を予防する食事について実施した。今後も、課として重点的に啓発する内容を明確にし、健康教育のメニューに取り入れ、積極的にPRを行っていきたい。

・ 2人で作るヘルシー料理教室

市では、40歳代男性の肥満の割合が高いこと、30歳代女性のやせの割合が高いという健康課題から、若いうち、健康なうちに良い生活習慣を習得してほしいとの意図で、結婚というタイミングを迎えた対象者へ料理教室を開催した。

婚姻による住基異動のあった方へ、個別通知による勧奨を実施したが当初申し込みが少なく、教室開催の難しさを感じた。当日は、公共施設ではないおしゃれな雰囲気の中、どの夫婦も仲良く、協力しながら楽しそうに参加していた。講師からは、ヘルシーかつ満足感のある献立のポイントや、食べ方、食べる順番などの説明があり、参加者からは、「栄養や調理技術について意識するきっかけになった」、「カロリーを抑える工夫について知ることができた」、「さっそく家でも作ってみます」等好評であった。

・メタボ予防のための運動習慣づくり教室

1 コース 2 回で実施したが、両日とも出席した方の参加率は 85.6% と高かった。特定保健指導動機づけ支援対象者の参加は 26 名、積極的支援対象者は 3 名であった。特定保健指導からの参加率は 32.5% と増加した。増加した背景には、教室の参加基準を変更し、医師の許可があれば参加できるようにしたためと考える。参加の実人数は 65 歳以上が 66%、40~64 歳は 34% であった。65 歳以上の参加者が多いため、若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。

教室終了 2~3 か月後に実施したアンケートでは、約 6 割が「週 2 回 60 分以上の運動習慣がある」と回答している。1 日の生活活動時間については、「60 分以上」が約 6 割と最も多かった。今後も日常生活の中に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を周知し、身体活動を増やすことに重点をおいた教室展開としたい。

健康寿命を延ばすためには若いうちからロコモティブシンドロームの予防が重要であるため、次年度よりロコモ予防のための運動実技を取り入れ啓発したい。また、教室受講後も地域で運動が継続できるように、参加者へ佐倉市内で実施している運動事業を紹介する等工夫をした。

・ウォーキング出前教室 [出前健康講座として実施]

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、27 年度小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で出前健康講座として 5 校（小学校 4 校、中学校 1 校）で実施した。

参加者の状況を 26 年度と比較すると、人数は 16 人増加し、年代別では 20~39 歳は 2%（26 年度）から 33%（27 年度）、40~64 歳は 93%（26 年度）から 66%（27 年度）と、若い世代の参加者が増加している。

教室参加時に実施した健康チェックでは、妊婦健診以来の血圧測定という方が多く、自身の健康管理の重要性を知る良い機会となっていた。

参加後のアンケートでは、参加者の約 8 割が、ウォーキングの効果的な方法を学ぶことができ、約 6 割が今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度は、今年度同様に小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で、美姿勢や音楽に合わせた運動等、さらに楽しいきっかけ作りとなるような内容での実施を検討していきたい。

・玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング講習会・サーキットトレーニング講習会

平成 27 年度は、南部保健センターの玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング講習会の開催を月 1 回としたが、約半数の講習会に申込者がいない状況であったため、次年度に向け開催回数を検討していきたい。

参加人数は西部保健センターを含め全体的に減少している。参加者は 65 歳以上が増加傾向にある。メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切であることから、若い年代に事業を利用していただけるよう、周知方法などを検討していきたい。

・糖尿病予防学習会

参加者は 25 名定員に対し 19 名の申込みであったが、教室参加前の事前調査に参加したのみで都合が合わずに欠席となった者が 4 名おり、結果としては 15 名の参加であった。周知方法は、特定

健診の結果から対象となる者に対し個別通知（169 通）を行ったほか、こうほう佐倉にて募集を行っているが、19名の申込みのうちこうほう佐倉での申し込みは1名、ほかは全て個別通知によるものであった。参加者に申込みの動機を確認したところ、多くの参加者が案内文が届いたことがきっかけとなっていると回答、また、「糖尿病」はよく耳にする病気であり、その「怖さ」を知っているからこそ参加したとの参加者が数多く見られた。参加者からの声では、講義内容はどれも好評であり、参加者全員が満足していた。教室運営についてもグループワーク中心の内容が好評であった。

佐倉市において、糖尿病の予防は重要な課題となっており早期の対策が必要と考えられている。実際に参加した者の声では好評を得ているものの、参加に至らない多くの対象者がおり、それら対象者を参加につなげることが今後の検討事項である。

・慢性腎臓病（CKD）予防講演会（成人の講演会）

申込みは115名だったが、悪天候の影響で当日欠席する方が多く、88名の参加であった。周知方法としては、健診結果に講演会の案内を同封したことが効果的だった。また、健診を実施している時期に講演会を開催したことも、健診の必要性の強化につながったと思われる。参加者の中には、すでに腎臓病治療中の者が11名おり、腎臓病の場合、生活習慣病予防に有効とされている栄養指導や運動指導が180度変わってしまうため、腎臓病の方への保健指導は十分に注意しなければならないと感じた。

講演会では、慢性腎臓病の「早期発見・悪化予防」に重点を置いていたため、今後は慢性腎臓病を「予防」するための講演会を企画する必要がある。次年度以降は、慢性腎臓病の原因疾患になりうる糖尿病や高血圧症の発症・重症化予防の講演会を検討していきたい。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21（第2次）	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。

②健康教育に健康相談を併設し実施する。

③各イベント等に健康相談を併設し実施する。

④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、特定健診（健康診査）結果の裏面に案内を記載、地区活動時にPR。

《実績》

①健康相談年度別実績

年度	開催回数		延人数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)	40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
平成23年度	81	19	443			27
			10	158	275	
平成24年度	121	25	1,024			60
			121	424	479	
平成25年度	165	23	857			57
			19	324	514	
平成26年度	143	23	620			47
			54	230	336	
平成27年度	187	23	873			39
			60	404	409	

②平成 27 年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40 歳～64 歳
重点相談	高 血 圧	13
	高脂血症	3
	糖 尿 病	23
	歯周疾患	6
	女性の健康	1
	病 態 別	3
	骨	170
総合健康相談		185

③禁煙相談（特定健診会場実施分）

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上	
禁煙相談 (特定健診会場実施分)	12	0	142	134	276

④電話相談 合計 1,488 件

内訳	件数 (割合%)
母子の健康に関すること	1,139(76.6%)
生活習慣に関すること	128 (8.6%)
こころの健康	39 (2.6%)
感染症に関すること	17 (1.1%)
歯科に関すること	22 (1.5%)
その他健康・病気に関すること	143 (9.6%)

《考 察》

定例健康相談の開催回数は、平成 26 年度と同じ 23 回であったが、延べ人数は平成 26 年度 47 人に対し平成 27 年度は 39 人と減少した。定例外健康相談の開催回数は、平成 26 年度 143 回に対し平成 27 年度 187 回と増加し、延べ人数は平成 26 年度 620 人に対し平成 27 年度は 873 人と増加した。定例健康相談については、健診会場や各保健センターで市民へ周知し、身近な健康相談の場としての利用を呼びかけていきたい。

禁煙相談については、今年度新たに 10～12 月の特定健診会場（12 会場）に出向き、禁煙相談を行う等、健康に関心のある方が多く集まる場所に積極的に出向き、相談できる機会を提供することで相談者が増加している。次年度以降も特定健診会場での禁煙相談をはじめ、各イベントや、出前健康講座などの機会に個別の相談の機会を提供できるように工夫し対応していきたい。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

- ア 集団健診（6月3日～12月9日、市内17会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施

- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内42医療機関）

③ 周知方法

- ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

- イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

⑤ 受診に係る費用

無料

《実績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
23年度	644	37	5.7
24年度	785	43	5.5
25年度	722	35	4.8
26年度	735	36	4.9
27年度	802	42	5.2

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	39	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	72	3	4.2	2	2.8	0	0.0	0	0.0
	60～64	57	3	5.3	2	3.5	1	33.3	0	0.0
	65～69	91	3	3.3	1	1.1	0	0.0		
	70～74	88	6	6.8	5	5.7	0	0.0		
	75歳以上	91	2	2.2						
	小計	438	17	3.9	10	2.3	1	5.9	0	0.0
女性	40～49	63	10	15.9	8	12.7	1	10.0	0	0.0
	50～59	49	2	4.1	2	4.1	0	0.0	0	0.0
	60～64	38	2	5.3	2	5.3	0	0.0	0	0.0
	65～69	50	1	2.0	0	0.0	0	0.0		
	70～74	51	2	3.9	1	2.0	0	0.0		
	75歳以上	113	8	7.1						
	小計	364	25	6.9	13	3.6	1	4.0	0	0.0
男性	集団	438	9	3.9	10	2.3	1	5.9	0	0.0
	個別		8							
女性	集団	364	15	6.9	13	3.6	1	4.0	0	0.0
	個別		10							
合計		802	42	5.2	23	2.9	2	4.8	0	0.0

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。

このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。

次年度も引き続き対象者への通知をしていきたい。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2		
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値			(市の現状) → (目標)
	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	32.2% → 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	16.7% → 50%
		40 歳台	39.1% → 50%
60 歳台		33.8% → 50%	

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・70 歳の節目のかた。

平成 26 年度に市の検診を受診したかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

チャンネルさくら： 5 月 22 日～28 日放送分で歯科健診の必要性を PR した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室、市内小学校でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会佐倉地区、60 歯科医療機関に委託し、口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実績》

① 受診状況 対象者数 149,770 人 (19 歳以上の市民)

受診数 935 人 (男性 292 人、女性 643 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移 (人)

年度	受診者数
23 年度	719
24 年度	786
25 年度	854
26 年度	860
27 年度	935

③地区別年代別受診数（人）

地区	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
佐倉	16	25	17	17	36	32	143
臼井	15	33	29	16	51	53	197
志津	41	45	61	41	99	127	414
根郷	15	29	17	13	16	10	100
和田	3	1	1	1	2	1	9
弥富	1	1	0	0	1	0	3
千代田	6	17	6	11	19	10	69
総数	97	151	131	99	224	233	935

④年齢別現在歯数の状況（人）

	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
24歯以上	97	151	129	97	192	172	838
20～23歯	0	0	1	2	22	31	56
19歯以下	0	0	1	0	10	30	41

⑤年齢別歯周疾患罹患状況（人）

	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
健全な歯肉	6	13	18	4	14	10	65
出血あり	54	64	56	42	88	64	368
歯石あり	14	19	13	10	20	28	104
中程度歯周炎	22	49	39	33	69	78	290
重度歯周炎	1	6	5	10	33	51	106
診査対象外	0	0	0	0	0	2	2

⑥年齢別歯間部清掃用具を使う人の割合（％）

	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	全年齢
歯間部清掃用具を使う人の割合	7.2	36.4	33.6	51.5	49.6	41.6	39.0

⑦補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40歳	28	3	1	24
50歳	12	1	1	10
60歳	18	2	1	15
70歳	15	1	0	14

《考 察》

受診数は、75名増加した。性別で見ると、女性が68.8%、男性が31.2%と男性の受診数が少なく、年齢で見ると19歳～29歳の受診数が全体の10.4%と少ないため、今後も男性・若年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発普及していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患である骨粗しょう症を早期発見するとともに、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図る。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

②実施方法

- ・期 間 8月3日から9月5日、4会場延べ8日間実施。
- ・費 用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者に委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 70歳になる女性
- ・25, 30, 35, 40, 45, 50歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
(無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施)

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各健診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
23年度	25,552	893	3.5
24年度	25,922	968	3.7
25年度	26,616	1,051	3.9
26年度	26,511	1,184	4.5
27年度	12,898	1,188	9.2

②検診実施結果

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	要医療 (人)
集団のみ	12,898	1,188	9.2	161	13.6	128	61

③性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

性別	年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果						精密検査受診状況			
					異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
					人	%	人	%	人	%	人	%		
女性	20	827	31	3.7	29	93.5	2	6.5	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	845	36	4.3	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	948	79	8.3	79	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,035	122	11.8	122	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,308	171	13.1	171	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,274	185	14.5	183	98.9	2	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,124	171	15.2	163	95.3	5	2.9	3	1.8	1	33.3	2	0
	55	1,084	57	5.3	41	71.9	13	22.8	3	5.3	3	100.0	0	1
	60	1,280	106	8.3	26	24.5	48	45.3	32	30.2	26	81.3	6	14
	65	1,824	131	7.2	29	22.1	38	29.0	64	48.9	49	76.6	15	22
70	1,349	99	7.3	8	8.1	32	32.3	59	59.6	49	83.1	10	24	
合計	12,898	1,188	9.2	887	74.7	140	11.8	161	13.6	128	79.5	33	61	

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

④栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	34	要指導	138	140
40～64歳	170	要精密検査 (希望者)	3	161
65歳以上	85	異常を認めず (希望者)	148	887
合計	289	合計	289	1,188

- ・平成26年度から各会場に栄養士を2名ずつ配置し、受付業務とアドバイス業務に分かれて対応している。このことにより、時間がない方にも個別対応が可能となった。
- ・異常なし判定の方にも、予防に努めていただくため健診結果と一緒に資料を配布した。
- ・異常なし判定の希望者が要指導判定者より多く来所し、会場によってはコーナーに入りきれず、待ち時間も長くなり途中で帰宅される方もいた。年齢層も幅広く、ライフステージに応じたアドバイスを十分に行えなかったところもあるが、若い世代や異常なし判定者への予防教育をするよい機会となった。

⑤その他

- ・精検未受診者に対し個別通知による受診勧奨及び状況把握を実施した。受診に繋がったのは30%。受診の意志のない者は32%。受診しない理由は、「骨折をしたことがない」「食事に気をつけている」等であり、自分なりに気をつけていることや自覚症状がないためであることがわかった。
- ・切れ目のない支援を目的に平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施。(年2回)

《考 察》

25、30、35歳の若い世代および40、45、50歳の閉経前後の対象者へ受診勧奨を実施したことで、受診者の増加につながり、早期の意識付けにつながったと考えられる。

若い世代(20歳)の要指導者も2人おり、検診の積極的な受診勧奨と骨粗しょう症予防の食生活に

ついて周知していく必要がある。

要精密検査者の医療機関未受診者勧奨は、勧奨後に受診した人がいる一方で 32%の人が「受診しない」を選択していた。今後も精密検査の必要性を感じられるよう、さらなる強化が必要である。

また、65 歳以上の受診者に対して、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
 - ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）
- 上記の方で、過去にB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を過去に受けたことがないかた
現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
過去に肝炎の治療を受けたことがないかた

②実施方法

ア 集団健診（6月3日～12月9日、市内4会場延べ38日間）

健診業者に委託し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津コミュニティセンター会場のみ）

- ・費用 500円（税込み）
40, 45, 50, 55, 60歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内39医療機関で実施。
- ・費用 無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付

- I. 40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- II. 40, 45, 50, 55, 60, 70歳のかた
- III. 平成26年度に市の健診（検診）を受診したかた
- IV. 国指定の無料検診クーポン券対象のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

	受診者数 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
23年度	432	6	1.4	1	0.2
24年度	378	4	1.1	3	0.8
25年度	329	2	0.6	2	0.6
26年度	586	4	0.7	1	0.2
27年度	3,031	19	0.6	4	0.1

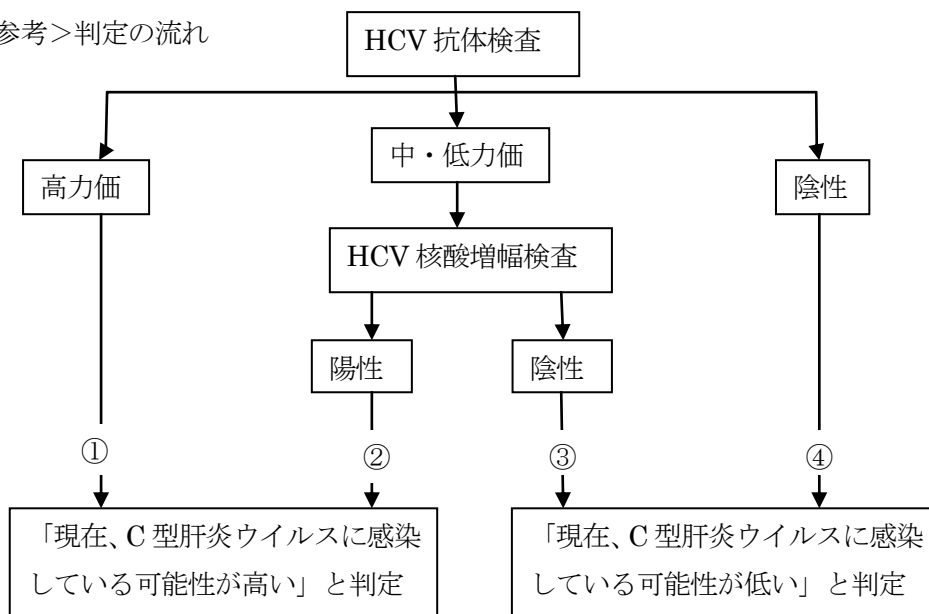
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可能 性が極めて高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	407	2	407	0	0	0	407
41～44	265	1	265	1	0	0	264
45～49	281	0	281	0	0	0	281
50～54	147	1	147	0	0	1	146
55～59	183	0	183	0	0	1	182
60～64	376	3	376	0	0	1	375
65～69	679	4	679	1	0	1	677
70～74	467	7	467	1	0	1	465
75～79	163	0	163	1	0	0	162
80歳以上	63	1	63	0	0	1	62
集団	2,880	19	2,880	4	0	6	2,870
個別	151	0	151	0	0	0	151
合計	3,031	19	3,031	4	0	6	3,021

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可能 性が極めて低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	407	2	407	0	0	0	407
45	115	0	115	0	0	0	115
50	58	0	58	0	0	0	58
55	48	0	48	0	0	0	48
60	89	0	89	0	0	1	88
集団	566	2	566	0	0	1	565
個別	151	0	151	0	0	0	151
合計	717	2	717	0	0	1	716

<参考>判定の流れ



《考 察》

国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額については、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため、集団検診での予約制を廃止し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診実施会場のうち、肝炎ウイルス検診が行える会場で、肝炎ウイルス検診を実施。この結果、平成 26 年度に比べて、受診者が約 5 倍増加し、陽性者も同様に増加した。陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、次年度は陽性者フォローアップ事業を開始していく。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2										
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <p>・がん検診の受診者の割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>27.3% → 50%</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>18.3% → 50%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>16.8% → 50%</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>33.9% → 50%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>29.2% → 50%</td> </tr> </table>	胃がん検診	27.3% → 50%	子宮がん検診	18.3% → 50%	乳がん検診	16.8% → 50%	肺がん検診	33.9% → 50%	大腸がん検診	29.2% → 50%
胃がん検診	27.3% → 50%										
子宮がん検診	18.3% → 50%										
乳がん検診	16.8% → 50%										
肺がん検診	33.9% → 50%										
大腸がん検診	29.2% → 50%										

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 3 日～12 月 9 日、市内 17 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 900 円 (税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 25 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円 (税込み)
- ・胃部直接撮影を実施 (医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70 歳のかた
- ・平成 26 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
23年度	46,442	13,118	28.2
24年度	52,479	13,344	25.4
25年度	52,479	13,661	26.0
26年度	52,479	13,866	26.4
27年度	52,479	14,198	27.1

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	52,479	7,401	14.1	108	1.5	99	3
個別		6,797	13.0	507	7.5	428	18
計	52,479	14,198	27.1	615	4.3	527	21

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	※ ¹ 人	※ ² 人	人
男性	40～44	806	223	27.7	221	99.1	2	0.9	2	100.0	0	0	0
	45～49	581	184	31.7	181	98.4	3	1.6	3	100.0	0	0	0
	50～54	588	146	24.8	143	97.9	3	2.1	3	100.0	0	0	0
	55～59	816	154	18.9	150	97.4	4	2.6	2	50.0	0	2	0
	60～64	2,570	404	15.7	390	96.5	14	3.5	13	92.9	0	1	0
	65～69	4,216	1,235	29.3	1,188	96.2	47	3.8	42	89.4	0	5	1
	70～74	4,026	1,626	40.4	1,551	95.4	75	4.6	62	82.7	2	11	4
	75～79	2,812	1,252	44.5	1,175	93.8	77	6.2	70	90.9	3	4	7
	80歳以上	2,621	713	27.2	648	90.9	65	9.1	50	76.9	2	13	2
小計	19,036	5,937	31.2	5,647	95.1	290	4.9	247	85.2	7	36	14	
女性	40～44	2,231	575	25.8	566	98.4	9	1.6	8	88.9	0	1	0
	45～49	1,900	428	22.5	420	98.1	8	1.9	7	87.5	0	1	0
	50～54	2,084	408	19.6	400	98.0	8	2.0	6	75.0	0	2	0
	55～59	3,444	493	14.3	481	97.6	12	2.4	10	83.3	0	2	0
	60～64	5,457	1,005	18.4	962	95.7	43	4.3	37	86.0	0	6	0
	65～69	5,551	1,810	32.6	1,750	96.7	60	3.3	54	90.0	3	3	1
	70～74	4,347	1,752	40.3	1,657	94.6	95	5.4	81	85.3	3	11	2
	75～79	3,380	1,151	34.1	1,101	95.7	50	4.3	42	84.0	2	6	1
	80歳以上	5,049	639	12.7	599	93.7	40	6.3	35	87.5	2	3	3
小計	33,443	8,261	24.7	7,936	96.1	325	3.9	280	86.2	10	35	7	
男性	集団	19,036	3,222	31.2	3,168	98.3	54	1.7	49	90.7	1	4	3
	個別		2,715		2,479	91.3	236	8.7	198	83.9	6	32	11
女性	集団	33,443	4,179	24.7	4,125	98.7	54	1.3	50	92.6	2	2	0
	個別		4,082		3,811	93.4	271	6.6	230	84.9	8	33	7
合計		52,479	14,198	27.1	13,583	95.7	615	4.3	527	85.7	17	71	21

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

『健康さくら21』における胃がん検診の受診率の目標値は、国の「がん対策推進基本計画」の目標値50%としている。今年度の受診率は27.1%であり、昨年度と比べて0.7%の増加となっている。

受診数は増えているが、目標値と現在の受診数との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診PRと併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

受診数は男性 5,937 人、女性 8,261 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 14 人、女性 7 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。一方で、要精密検査においては未把握者が多い。この中には、要精密検査であるにも関わらず、未受診者もいると考えられるため、勧奨の実施により、未受診者を減らせるよう努めていく必要がある。

(2) 子宮頸がん検診

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月8日～2月29日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・20・30・40・50・60・70歳のかた
- ・平成26年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成25年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 地区回覧で周知啓発を実施

エ 母子保健事業実施時に案内チラシを配布

オ 「がん検診推進事業」利用後、未受診となっている者へ個別通知を実施

カ 成人式にてPRちらしを配布

《実 績》

①過去5年間の実施状況（無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
23年度	19,821	3,714	18.7
24年度	20,694	3,752	18.1
25年度	20,694	3,716	18.0
26年度	20,694	4,122	19.9
27年度	20,694	4,359	21.1

※対象者数：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年での受診のため）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者 (人)
集団	20,694	1,830	8.8	23	1.3	23	6	0
個別		2,529	12.2	34	1.3	25	14	0
計	20,694	4,359	21.1	57	1.3	48	20	0

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診数 人	未受診 ^{*1} 人	未把握 ^{*2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	866	112	12.9	109	97.3	3	2.7	1	0	2	1	0
25～29	695	268	38.6	260	97.0	8	3.0	7	0	1	4	0
30～34	1,044	333	31.9	327	98.2	6	1.8	4	0	2	3	0
35～39	1,369	379	27.7	369	97.4	10	2.6	9	0	1	2	0
40～44	1,116	445	39.9	436	98.0	9	2.0	9	0	0	2	0
45～49	950	345	36.3	336	97.4	9	2.6	8	0	1	5	0
50～54	1,042	331	31.8	328	99.1	3	0.9	3	0	0	1	0
55～59	1,722	302	17.5	301	99.7	1	0.3	1	0	0	1	0
60～64	2,728	537	19.7	535	99.6	2	0.4	2	0	0	1	0
65～69	2,775	557	20.1	556	99.8	1	0.2	1	0	0	0	0
70～74	2,173	512	23.6	507	99.0	5	1.0	3	0	2	0	0
75～79	1,690	168	9.9	168	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
80歳以上	2,524	70	2.8	70	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	20,694	4,359	21.1	4,302	98.7	57	1.3	48	0	9	20	0
集団	20,694	1,830	21.1	1,807	98.7	23	1.3	23	0	0	6	0
個別		2,529		2,495	98.7	34	1.3	25	0	9	14	0
合計	20,694	4,359	21.1	4,302	98.7	57	1.3	48	0	9	20	0

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 9 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

平成 27 年度より検診の対象者を 20 歳以上の偶数年齢の方から、20 歳以上の前年度未受診者へ変更した。

「健康さくら 21」におけるがん検診は、受診率 50%を目標としているが、今年度 21.1%(昨年度比 1.2%増加)と目標に達していない。

前年度に引き続き、国の「がん検診推進事業」を利用してから、一度も検診を受けていない対象者に対し、個別通知を行い、受診勧奨を実施した。

目標達成のために、引き続き未受診者の掘りおこしと、未受診者の未受診の理由に応じた啓発を行うことが必要である。また、様々な状況での健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要があると考えられる。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 27 年 4 月 9 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 27 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」

「平成 27 年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業実施要綱」より
(平成 27 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に再勧奨を実施することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

●働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に受診を再勧奨することで、検診受診の動機付けの向上によるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 27 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

《新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業》

年 齢	生 年 月 日
20歳	平成 6 (1994) 年4月2日～平成 7 (1995) 年4月1日

《働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業》

年 齢	生 年 月 日
右の生年月日のうち平成 25 年度にクーポン券を利用せ	平成 4 (1992) 年4月2日～平成 5 (1993) 年4月1日
	昭和 62 (1987) 年4月2日～昭和 63 (1988) 年4月1日

ず、過去5年度に一度も市の 同検診を受診していない者	昭和57（1982）年4月2日～昭和58（1983）年4月1日
	昭和52（1977）年4月2日～昭和53（1978）年4月1日

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月8日～2月29日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月29日、市内7医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

勸奨はがきの送付

- ・対象者のうち、検診未受診者へ勸奨ハガキを送付
（21歳：7月・1月、その他の年齢：1月）

アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11月）
（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	23年度	5,696	898	15.8
	24年度	5,154	885	17.2
	25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8

② 検診実施結果（27年度）

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	3,972	108	2.7	2	1.9	2	0	0
個別		250	6.3	7	2.8	3	3	0
計	3,972	358	9.0	9	2.5	5	3	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%					
20歳	812	48	5.9	46	95.8	2	4.2	0	0	2	0	0
22歳	826	43	5.2	43	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
27歳	783	72	9.2	68	94.4	4	5.6	3	0	1	2	0
32歳	760	105	13.8	103	98.1	2	1.9	1	0	1	1	0
37歳	791	90	11.4	89	98.9	1	1.1	1	0	0	0	0
小計	3,972	358	9.0	349	97.5	9	2.5	5	0	4	3	0
集団	3,972	108	9.0	106	98.1	2	1.9	2	0	0	0	0
個別		250		243	97.2	7	2.8	3	0	4	3	0
合計	3,972	358	9.0	349	97.5	9	2.5	5	0	4	3	0

④アンケート結果

アンケート配布数 3,687人

回収数 500人（回収率 13.6%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	240	48.0
市以外に受診の機会あり	149	29.8
未回答	111	22.2

●市以外に受診の機会がない人の、検診を受けない理由（複数回答可）

1. 当てはまる、2. どちらかといえば当てはまると回答数が多かった理由	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	178人／227人中	78.4
休日等の検診がない	119人／229人中	52.0
検診の場所がわからない	108人／224人中	48.2
今は健康	103人／226人中	45.6
検診が面倒	98人／224人中	43.8

《考 察》

平成 25 年度で「がん検診推進事業」が終了し、今年度は「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」が実施された。

この対象者のうち未受診者へ行ったアンケート結果では、市以外に検診の機会がない者のうち、78.4%は「そのうち受けようと思っていた」と回答している。また、45.6%の者は「今は健康だから」と回答している。20 歳から 30 歳代では、そのうち受けようとする検診意図がある一方で、今は健康だからと検診に無関心な二面性が見られる傾向にある。今回わかったことを基に、今後も対象に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 26 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 12 月 2 日～2 月 25 日、4 会場延べ 17 日間（40 歳代 7 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車輦でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者、
働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業対象者のみ、
聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 29 日
- ・費 用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 26 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月 1 日～2 月 24 日、4 会場延べ 5 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車輦での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6月1日から12月10日、市内15医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・平成26年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ 「がん検診推進事業」利用後、未受診となっている者へ個別通知を実施。

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者□(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲:人)	超音波受診者 (再掲:人)	受診率□(%)
23年度	36,095	6,290	3,440	2,850	17.4
24年度	38,267	6,146	3,087	3,059	16.1
25年度	38,267	6,311	3,032	3,279	16.5
26年度	38,267	6,962	3,632	3,330	18.2
27年度	38,267	7,516	3,576	3,940	19.6

② 検診実施結果(27年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見者 (人)
マンモグラフィ	集団	33,443(※1)	3,329	10.7	187	5.6	184	9
	個別		247		23	9.3	22	0
	合計	33,443(※1)	3,576	10.7	210	5.9	206	9
超音波	集団	38,267(※2)	551	10.3	13	2.4	13	0
	個別		3,389		124	3.7	119	10
	合計	38,267(※2)	3,940	10.3	137	3.5	132	10
合計		38,267(※3)	7,516	19.6	347	4.6	338	19

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：27年度）

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
					人	%	人	%				
女性	30～34	2,087	412	19.7	400	97.1	12	2.9	12	0	0	1
	35～39	2,737	587	21.4	563	95.9	24	4.1	22	0	2	0
	40～44	2,231	885	39.7	812	91.8	73	8.2	71	0	2	0
	45～49	1,900	658	34.6	606	92.1	52	7.9	49	0	3	4
	50～54	2,084	640	30.7	610	95.3	30	4.7	30	0	0	1
	55～59	3,444	595	17.3	571	96.0	24	4.0	23	0	1	1
	60～64	5,457	852	15.6	821	96.4	31	3.6	31	0	0	4
	65～69	5,551	1,227	22.1	1178	96.0	49	4.0	49	0	0	3
	70～74	4,347	919	21.1	889	96.7	30	3.3	29	0	1	4
	75～79	3,380	506	15.0	486	96.0	20	4.0	20	0	0	1
	80歳以上	5,049	235	4.7	233	99.1	2	0.9	2	0	0	0
小計	38,267	7,516	19.6	7,169	95.4	347	4.6	338	0	9	19	
マンモグラフィ	集団	33443(※1)	3,329	10.7	3,142	94.4	187	5.6	184	0	3	9
	個別		247		224	90.7	23	9.3	22	0	1	0
超音波	集団	38267(※2)	551	10.3	538	97.6	13	2.4	13	0	0	0
	個別		3,389		3,265	96.3	124	3.7	119	0	5	10
合計	38267(※3)	7,516	19.6	7,169	95.4	347	4.6	338	0	9	19	

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

④検診種類別検診実施結果及び精密検査受診状況

<マンモグラフィ検査：27年度>

年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	2,231	623	27.9	567	91.0	56	9.0	56	0	0	0
45～49	1,900	440	23.2	400	90.9	40	9.1	37	0	3	3
50～54	2,084	434	20.8	409	94.2	25	5.8	25	0	0	0
55～59	3,444	373	10.8	356	95.4	17	4.6	16	0	1	0
60～64	5,457	488	8.9	468	95.9	20	4.1	20	0	0	1
65～69	5,551	730	13.2	701	96.0	29	4.0	29	0	0	2
70～74	4,347	337	7.8	324	96.1	13	3.9	13	0	0	2
75～79	3,380	127	3.8	117	92.1	10	7.9	10	0	0	1
80歳以上	5,049	24	0.5	24	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	33,443	3,576	10.7	3,366	94.1	210	5.9	206	0	4	9
集団	33,443	3,329	10.7	3,142	94.4	187	5.6	184	0	3	9
				247	224	90.7	23	9.3	22	0	1
合計	33,443	3,576	10.7	3,366	94.1	210	5.9	206	0	4	9

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：27年度>

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
30～34	2,087	412	19.7	400	97.1	12	2.9	12	0	0	1
35～39	2,737	587	21.4	563	95.9	24	4.1	22	0	2	0
40～44	2,231	262	11.7	245	93.5	17	6.5	15	0	2	0
45～49	1,900	218	11.5	206	94.5	12	5.5	12	0	0	1
50～54	2,084	206	9.9	201	97.6	5	2.4	5	0	0	1
55～59	3,444	222	6.4	215	96.8	7	3.2	7	0	0	1
60～64	5,457	364	6.7	353	97.0	11	3.0	11	0	0	3
65～69	5,551	497	9.0	477	96.0	20	4.0	20	0	0	1
70～74	4,347	582	13.4	565	97.1	17	2.9	16	0	1	2
75～79	3,380	379	11.2	369	97.4	10	2.6	10	0	0	0
80歳以上	5,049	211	4.2	209	99.1	2	0.9	2	0	0	0
小計	38,267	3,940	10.3	3,803	96.5	137	3.5	132	0	5	10
集団	38,267	551	10.3	538	97.6	13	2.4	13	0	0	0
個別		3,389		3,265	96.3	124	3.7	119	0	5	10
合計	38,267	3,940	10.3	3,803	96.5	137	3.5	132	0	5	10

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診は、50%を目標としているが、19.6%（昨年度比 1.4%増加）と目標値に達していない。

今年度より集団検診の予約方法にインターネットによる申し込みを開始し、30歳代・40歳代は定員を超える申し込みがあった。今後は集団検診・個別検診ともに受診枠の整備を図る必要がある。

平成26年度に引き続き、国の「がん検診推進事業」を利用してから、一度も検診を受けていない対象者に対し、個別通知を行い、受診勧奨を実施した。今後もさらなる未受診者の掘りおこしと、未受診者の未受診理由に応じた啓発を行うことが必要である。

また、様々な状況での健診PRと併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させる啓発活動を推進し、さらなる未受診者勧奨を行っていく必要がある。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象でこの制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 27 年 4 月 9 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 27 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」

「平成 27 年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業実施要綱」より

(平成 27 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に再勧奨を実施することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

●働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に受診を再勧奨することで、検診受診の動機付けの向上によるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 27 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

《新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業》

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日

《働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業》

年 齢	生 年 月 日
右の生年月日のうち平成 25 年度にクーポン券を利用せ	昭和47（1972）年4月2日～昭和48（1973）年4月1日
	昭和42（1967）年4月2日～昭和43（1968）年4月1日

ず、過去5年度に一度も市の 同検診を受診していない者	昭和37（1962）年4月2日～昭和38（1963）年4月1日
	昭和32（1957）年4月2日～昭和33（1958）年4月1日

② 実施方法

ア 集団検診

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12月2日～2月25日、市内4会場延べ17日間実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月29日、市内1医療機関（聖隷佐倉市民病院）で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

はがき送付

- ・対象者のうち、53歳の乳がん検診未受診者へ勸奨ハガキを送付（1月）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	22年度	6,628	1,177	17.8
	23年度	6,418	1,355	21.1
	24年度	6,040	1,025	17.0
	25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7

② 検診実施結果（27年度）

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	4,971	262	5.3	23	8.8	23	0
個別		247	5.0	23	9.3	22	0
計	4,971	509	10.2	46	9.0	45	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40歳	1,210	181	15.0	162	89.5	19	10.5	19	0	0	0
42歳	1,068	107	10.0	98	91.6	9	8.4	9	0	0	0
47歳	990	78	7.9	69	88.5	9	11.5	8	0	1	0
52歳	807	88	10.9	82	93.2	6	6.8	6	0	0	0
57歳	896	55	6.1	52	94.5	3	5.5	3	0	0	0
小計	4,971	509	10.2	463	91.0	46	9.0	45	0	1	0
集団	4,971	262	10.2	239	91.2	23	8.8	23	0	0	0
個別		247		224	90.7	23	9.3	22	0	1	0
合計	4,971	509	10.2	463	91.0	46	9.0	45	0	1	0

《考 察》

平成25年度で「がん検診推進事業」が終了し、今年度は「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」が実施された。

クーポン対象者への再勧奨としてアンケートを実施予定であったが、メディアで取り上げた反響が大きく、集団検診の予約枠を超えての申し込みがあり、アンケートを実施することができなかった。

今後も対象に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月3日～12月9日、市内17会場、57日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内41医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・平成26年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
23年度	46,442	16,278	35.1
24年度	52,479	16,986	32.4
25年度	52,479	17,289	32.9
26年度	52,479	18,365	35.0
27年度	52,479	19,039	36.3

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	52,479	10,173	19.4	94	0.9	82	0
個別		8,866	16.9	243	2.7	199	8
計	52,479	19,039	36.3	337	1.8	281	8

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診 ※ ¹ 人	未把握 ※ ² 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	806	248	30.8	246	99.2	2	0.8	2	100.0	0	0	0
	45～49	581	219	37.7	218	99.5	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	50～54	588	181	30.8	181	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	55～59	816	180	22.1	174	96.7	6	3.3	6	100.0	0	0	0
	60～64	2,570	500	19.5	498	99.6	2	0.4	2	100.0	0	0	0
	65～69	4,216	1,555	36.9	1,532	98.5	23	1.5	20	87.0	0	3	1
	70～74	4,026	2,070	51.4	2,022	97.7	48	2.3	35	72.9	3	10	0
	75～79	2,812	1,606	57.1	1,568	97.6	38	2.4	33	86.8	1	4	0
	80歳以上	2,621	1,033	39.4	995	96.3	38	3.7	26	68.4	2	10	1
	小計	19,036	7,592	39.9	7,434	97.9	158	2.1	125	79.1	6	27	2
女性	40～44	2,231	670	30.0	667	99.6	3	0.4	3	100.0	0	0	0
	45～49	1,900	485	25.5	484	99.8	1	0.2	1	100.0	0	0	0
	50～54	2,084	461	22.1	457	99.1	4	0.9	3	75.0	0	1	1
	55～59	3,444	599	17.4	593	99.0	6	1.0	6	100.0	0	0	1
	60～64	5,457	1,287	23.6	1,272	98.8	15	1.2	13	86.7	0	2	0
	65～69	5,551	2,500	45.0	2,467	98.7	33	1.3	30	90.9	0	3	1
	70～74	4,347	2,524	58.1	2,477	98.1	47	1.9	39	83.0	0	8	1
	75～79	3,380	1,728	51.1	1,693	98.0	35	2.0	32	91.4	0	3	1
	80歳以上	5,049	1,193	23.6	1,158	97.1	35	2.9	29	82.9	1	5	1
	小計	33,443	11,447	34.2	11,268	98.4	179	1.6	156	87.2	1	22	6
男性	集団	19,036	4,209	39.9	4,165	99.0	44	1.0	34	77.3	1	9	0
	個別		3,383		3,269	96.6	114	3.4	91	79.8	5	18	2
女性	集団	33,443	5,964	34.2	5,914	99.2	50	0.8	48	96.0	0	2	0
	個別		5,483		5,354	97.6	129	2.4	108	83.7	1	20	6
合計		52,479	19,039	36.3	18,702	98.2	337	1.8	281	83.4	7	49	8

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を国の目標値50%としている。今年度は昨年度と比較して、1.3%増加している。

検診別の受診者数は集団検診が減少し、個別検診の受診者が増加している。年齢別にみると男女とも40～64歳まで及び80歳以上の受診率が低い。

目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対し検診受診の動機付けが必要であることから、様々な状況での健診PRと併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後引き続き未受診者に勧奨を行い、受診につなげていくよう努めていく必要がある。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月3日～12月9日、市内17会場延べ57日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内45医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・平成26年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
23年度	46,442	15,375	33.1
24年度	52,479	15,302	29.2
25年度	52,479	15,760	30.0
26年度	52,479	16,846	32.1
27年度	52,479	18,255	34.8

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	52,479	9,960	19.0	517	5.2	443	13
個別		8,295	15.8	604	7.3	450	18
計	52,479	18,255	34.8	1,121	6.1	893	31

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診 ※ ¹ 人	未把握 ※ ² 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	806	293	36.4	280	95.6	13	4.4	9	69.2	2	2	0
	45～49	581	274	47.2	262	95.6	12	4.4	9	75.0	0	3	0
	50～54	588	236	40.1	228	96.6	8	3.4	8	100.0	0	0	1
	55～59	816	217	26.6	197	90.8	20	9.2	17	85.0	2	1	1
	60～64	2,570	580	22.6	545	94.0	35	6.0	26	74.3	3	6	0
	65～69	4,216	1,403	33.3	1,302	92.8	101	7.2	88	87.1	7	6	1
	70～74	4,026	1,804	44.8	1,676	92.9	128	7.1	105	82.0	10	13	6
	75～79	2,812	1,465	52.1	1,312	89.6	153	10.4	124	81.0	16	13	7
	80歳以上	2,621	861	32.9	753	87.5	108	12.5	75	69.4	19	14	4
小計	19,036	7,133	37.5	6,555	91.9	578	8.1	461	79.8	59	58	20	
女性	40～44	2,231	745	33.4	709	95.2	36	4.8	27	75.0	3	6	0
	45～49	1,900	604	31.8	586	97.0	18	3.0	10	55.6	5	3	1
	50～54	2,084	597	28.6	574	96.1	23	3.9	17	73.9	3	3	0
	55～59	3,444	719	20.9	689	95.8	30	4.2	22	73.3	2	6	0
	60～64	5,457	1,436	26.3	1,382	96.2	54	3.8	51	94.4	0	3	1
	65～69	5,551	2,328	41.9	2,231	95.8	97	4.2	85	87.6	6	6	0
	70～74	4,347	2,292	52.7	2,166	94.5	126	5.5	107	84.9	14	5	8
	75～79	3,380	1,482	43.8	1,399	94.4	83	5.6	67	80.7	9	7	0
	80歳以上	5,049	919	18.2	843	91.7	76	8.3	46	60.5	17	13	1
小計	33,443	11,122	33.3	10,579	95.1	543	4.9	432	79.6	59	52	11	
男性	集団	19,036	3,992	37.5	3,726	93.3	266	6.7	228	85.7	17	21	6
	個別		3,141		2,829	90.1	312	9.9	233	74.7	42	37	14
女性	集団	33,443	5,968	33.3	5,717	95.8	251	4.2	215	85.7	17	19	7
	個別		5,154		4,862	94.3	292	5.7	217	74.3	42	33	4
合計	52,479	18,255	34.8	17,134	93.9	1,121	6.1	893	79.7	118	110	31	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

『健康さくら21』の大腸がん検診の受診率の目標値は、国の「がん対策推進基本計画」の目標値50%としている。今年度は34.8%であり、昨年度に比べて2.7%の増加となっている。

受診数は増えているが、目標値と現在の受診数の差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことのない対象者の抽出と、個人に対して検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診PRと併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。また、要精密検査であるにも関わらず、未受診者がいる現状があり、今後検診受診者の増加と併せ、初めて検診を受診する人も増えるため、併せて要精密検査と判定される人も増加する

ことが考えられる。検診受診者数を増やすとともに、要精密検査になった場合には、必ず精密検査を受診するよう啓発を行う必要がある。

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」

(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 27 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の男性及び女性のかた

●大腸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和49(1974)年4月2日～昭和50(1975)年4月1日
45歳	昭和44(1969)年4月2日～昭和45(1970)年4月1日
50歳	昭和39(1964)年4月2日～昭和40(1965)年4月1日
55歳	昭和34(1959)年4月2日～昭和35(1960)年4月1日
60歳	昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月3日～12月9日、市内17会場延べ57日間実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内45医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

対象者全員に個人通知

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 再勧奨(個別通知)

10月に未受診者へ実施

《実績》

① 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	12,105	1,105	9.1	49	4.4	35	0
個別		644	5.3	37	5.7	25	0
計	12,105	1,749	14.4	86	4.9	60	0

② 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数		受診者数		健診結果				精密検査受診状況			
		人	%	異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者	未把握	がん	
				人	%	人	%	人	%	※ ¹ 人	※ ² 人	人	
男性	40	1,354	108	8.0	101	93.5	7	6.5	6	85.7	0	1	0
	45	1,321	109	8.3	104	95.4	5	4.6	3	60.0	0	2	0
	50	1,124	103	9.2	102	99.0	1	1.0	1	100.0	0	0	0
	55	1,114	84	7.5	77	91.7	7	8.3	6	85.7	1	0	0
	60	1,121	148	13.2	141	95.3	7	4.7	3	42.9	1	3	0
	小計	6,034	552	9.1	525	95.1	27	4.9	19	70.4	2	6	0
女性	40	1,308	236	18.0	221	93.6	15	6.4	10	66.7	3	2	0
	45	1,275	205	16.1	199	97.1	6	2.9	2	33.3	3	1	0
	50	1,125	189	16.8	179	94.7	10	5.3	6	60.0	2	2	0
	55	1,083	214	19.8	202	94.4	12	5.6	8	66.7	0	4	0
	60	1,280	353	27.6	337	95.5	16	4.5	15	93.8	0	1	0
	小計	6,071	1,197	19.7	1,138	95.1	59	4.9	41	69.5	8	10	0
男性	集団	6,034	353	9.1	339	96.0	14	4.0	10	71.4	1	3	0
	個別		199		186	93.5	13	6.5	9	69.2	1	3	0
女性	集団	6,071	752	19.7	717	95.3	35	4.7	25	71.4	4	6	0
	個別		445		421	94.6	24	5.4	16	66.7	4	4	0
合計	12,105	1,749	14.4	1,663	95.1	86	4.9	60	69.8	10	16	0	

《考察》

がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切である。無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

①訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20歳代	30歳代	40～64歳	65歳以上
生活習慣病	16	16	0	0	5	11
がん至急精密検査勧奨	10	11	0	1	2	8
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	1	0	0	1	0
歯科	13	13	0	0	1	12
その他	1	1	0	0	0	1
計	41	42	0	1	9	32

②年度別訪問指導実績

年 度	実人数	延人数
23年度	28	38
24年度	40	54
25年度	40	48
26年度	46	53
27年度	41	42

《考 察》

訪問指導を行った者のうち、特定健康診査及びがん検診の結果で至急受診が必要な者への保健指導が16人で39.0%であった。そのうち特定健診でパニックデータ値となった者については、初回、訪問での指導を行うほか、半年後、電話や訪問にてその後の状況を確認し、評価まで行うこととしている。ケースにより状況は異なるものの、どのケースも半年後、継続した受診が行えており、ほとんどのケースでデータの改善や行動変容が見られている。重症化予防において、健診直後に行う受診勧奨の訪問は有効な手段と思われる。

訪問による口腔衛生指導は13人で31.7%であった。歯科衛生士による訪問歯科診療後の口腔内の状況を確認し、今後の口腔ケアなどの指導を行うことにより身体状況の改善につながっている。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査(健康診査)) 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施の割合 29.0% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 36.0% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法（平成26年度）

- ア 集団健診（6月1日～12月8日、市内18会場延べ57日間）
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内42協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：平成26年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成27年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定・BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・尿検査
- イ 詳細な健診の項目（医師の判断により受診する項目）
心電図検査・眼底検査
前年度の健診受診結果より1～4のすべてに該当し、かつ健診診察医師が必要と判断した者
 1. 血糖 空腹時血糖 100mg/dl以上またはHbA1c 5.6%以上
 2. 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上またはHDLコレステロール 40mg/dl未満
 3. 血圧 最高(収縮期)血圧 130mmHg以上、最低(拡張期)血圧 85mmHg以上
 4. 腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上 またはBMI(男女) 25kg/m²以上
 貧血検査
既往歴、自覚症状により健診診察医師が必要と判断した者

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者及び市民税非課税世帯は無料

《実績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第一期					第二期				
	20年度 (法定)	21年度 (法定)	22年度 (法定)	23年度 (法定)	24年度 (法定)	25年度 (法定)	26年度 (概算)	27年度	28年度	29年度
特定健康診査 目標受診率	30%	40%	50%	60%	65%	35%	40%	45%	50%	60%
実績値	31.3%	28.2%	29.0%	29.4%	31.1%	31.6%	31.9%	—	—	—
特定保健指導 目標実施率	45%	45%	45%	45%	45%	40%	45%	50%	55%	60%
実績値	31.7%	37.9%	36.0%	34.1%	29.6%	26.5%	—	—	—	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
22年度 (法定報告値)	32,323	集団健診	6,553	20.3	70.0
		個別健診	2,543	7.9	27.2
		人間ドック等	264	0.8	2.8
		合計	9,360	29.0	100.0
23年度 (法定報告値)	33,455	集団健診	6,627	19.8	67.4
		個別健診	2,831	8.5	28.8
		人間ドック等	380	1.1	3.9
		合計	9,838	29.4	100.0
24年度 (法定報告値)	34,174	集団健診	6,480	19.0	61.0
		個別健診	3,209	9.4	30.2
		人間ドック等	933	2.7	8.8
		合計	10,622	31.1	100.0
25年度 (法定報告値)	34,547	集団健診	6,326	18.3	57.9
		個別健診	3,405	9.9	31.2
		人間ドック等	1,186	3.4	10.9
		合計	10,917	31.6	100.0
26年度 (概算数値)	37,875	集団健診	6,814	18.0	56.3
		個別健診	3,968	10.5	32.8
		人間ドック等	1,311	3.5	10.8
		合計	12,093	31.9	100.0

※平成26年度 佐倉市国民健康保険人間ドック助成利用者（40～74歳） 1,145人

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
22年度	14,375	集団健診	852	5.9	37.4
		個別健診	1,428	9.9	62.6
		合計	2,280	15.9	100.0
23年度	14,708	集団健診	917	6.2	33.5
		個別健診	1,817	12.4	66.5
		合計	2,734	18.6	100.0
24年度	15,546	集団健診	1,007	6.5	31.5
		個別健診	2,194	14.1	68.5
		合計	3,201	20.6	100.0
25年度	15,910	集団健診	1,068	6.7	29.6
		個別健診	2,541	16.0	70.4
		合計	3,609	22.7	100.0
26年度	16,784	集団健診	1,170	7.0	28.6
		個別健診	2,924	17.4	71.4
		合計	4,094	24.4	100.0

④平成26年度未受診者勧奨

1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、平成21～23年度の3年間で全年齢、平成24年度は、40～74歳で一度も未受診勧奨をしていない方、平成25年度は、60～69歳で特定健康診査を一度も受診していない方を対象として実施

平成26年度は、若い年代である40・50歳で特定健康診査を一度も受診していない方（4,356人）と退職などで新たに国民健康保険に4月1日以降に加入した60歳以上の方（1,103人）を対象として実施

2. 勧奨方法

ハガキによる個別通知を実施

3. 勧奨結果

対象者5,459人のうち特定健康診査の受診者は314人（未受診勧奨者全体の5.1%）

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画』（平成25～29年度 5か年計画）で平成29年度までに国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

平成26年度の実施結果（概算実績）は、31.9%で、前年度の31.6%から0.3%の上昇を見込んでいる。

特定健康診査未受診の方の中には、人間ドック等の利用者も多く健診結果の提供の周知及び回収方法が課題となっていた。平成24年度から、20歳以上の国民健康保険加入者に対して「人間ドック助成事業」を開始したことにより、人間ドック助成者を含む職場健診等の情報提供者の占める割合が、人間ドック助成事業開始前3.9%から10.8%と3倍近く増え、受診率の積み上げとなっている。

受診率の向上に向けて、住民への周知・啓発を引き続き行うとともに、医療機関に通院中の方へのアプローチや医師会等との連携について検討をしていく必要がある。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・特定保健指導の実施の割合 36% → 60%

《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。図1

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

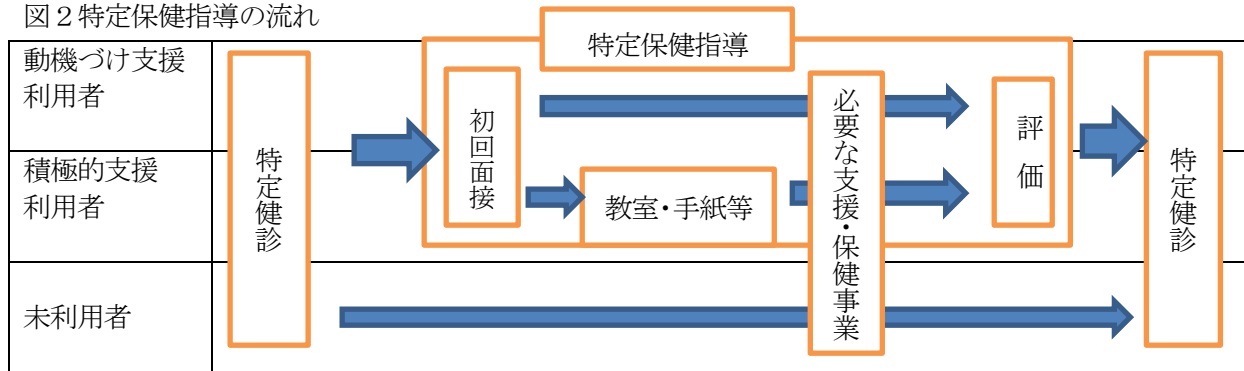
腹囲	追加リスク ①血圧 ②脂質 ③血糖	喫煙歴	対象	
			40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当	なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当	なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		1つ該当		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と6か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と6か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

グループ支援型 13回/個別支援型 32回(本人希望日による個別14回含む)/訪問型 1回

・方法

健診結果の返却、及び説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法講習会」2課・5コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

健康アドバイス会に参加した者には、その場で勧奨。また、健康アドバイス会に参加しなかった

者は個別通知。

⑤ 終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「6か月経過後のマイヘルスプラン宣言書振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「マイヘルスプラン宣言書振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定健康診査	対象者数 (人)	33,455	34,174	34,547	34,668	(37,773)
	受診者数 (人)	9,838	10,622	10,917	11,204	(12,159)
	受診率 (%)	29.4	31.1	31.6	32.3	(32.2)
特定保健指導	対象者数 (人)	1,227	1,390	1,270	1,331	(1,213)
	終了者数 (人)	419	411	337	312	-
	実施率 (%)	34.1	29.6	26.5	23.4	-

動機づけ支援	対象者数 (人)	976	1,112	1,049	1,096	(1,018)
	利用者数 (人)	415	406	306	282	(207)
	終了者数 (人)	411	394	306	284	-
	実施率 (%)	42.1	35.4	29.2	25.9	-
積極的支援	対象者数 (人)	251	278	221	235	(195)
	利用者数 (人)	73	69	44	34	(27)
	終了者数 (人)	8	17	31	28	-
	実施率 (%)	3.2	6.1	14.0	11.9	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援のいずれの場合でも、初回面接から6か月経過後に、行動変容の状況等の終了時評価を実施し完了となることから、平成27年度の終了時評価が完了できるのは、平成28年9月末となる。このため、27年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているため、法定報告数の法定報告後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考察》

特定保健指導の実施率は、年々減少傾向にある。対象者に対し特定保健指導の利用勧奨を電話及び手紙で行っているが、なかなか利用に至らない現状がある。電話での利用勧奨では、電話がつかない者が多い。日曜日の開催や、本人の日程に合わせて指導を行う旨伝えているものの、それでも利用には至らず、実施手順について対象者のニーズにあったものとなるよう検討が必要と思われる。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条(正しい知識の普及) 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少(人口10万人当たり) 26.11人→19.52人

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「産後うつ」「育児ノイローゼ」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成25年度	2	4	2	6	2	4	6	14
平成26年度	2	5	2	6	2	5	6	16
平成27年度	2	5	2	5	2	3	6	13

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	0	2	8	3	13

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者		
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族
人数	6	7	13	8	2	5

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	9	3	4	1	0	0

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	6	7

《考 察》

利用者数は前年度に比べ減少している。主な相談内容は、健康問題が最も多く、次いで家族問題であった。相談後、必要な者に対し、保健師による継続支援を実施している。今年度は13件中6件(46%)が継続支援となった。また、医療受診が必要な者には、相談内容連絡票を活用し、受診につながりやすいように工夫している。今後も必要と思われる相談者に対し、活用していきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 25 年度	2	6	3	12	1	2	6	20
平成 26 年度	2	4	3	9	1	3	6	16
平成 27 年度	2	3	3	9	1	3	6	15

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	9	5	1

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者（複数人来所あり）		
	男	女		本人	（別掲）家族同席	家族
人数	3	12	15	14	4	5

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		（再掲）治療中の精神疾患の相談				
人数	9	1	5	0	1	2

⑤継続支援の有無

内訳	有		無
		（再掲）母子ケース	
人数	11	6	4

《考察》

カウンセラー相談も利用者数は年々減少している。相談者は、8割が女性であり、子育て中の母子の利用が多かった。精神科医の相談と異なり、カウンセラー相談は悩んでいる本人自身が来所することが多く、自身の気持ちのコントロールに関することや精神疾患を持つ家族への対応方法についての相談があった。また、カウンセラー相談でも継続支援を実施しており、今年度は15件中11件（73%）が継続支援となった。このうちの約半数が母子ケースとなっている。母の気持ちのコントロールや児への関わり方等、母が対処行動を学ぶ機会となっている。今後も母子への支援方法の1つとして積極的に活用してもらえよう周知していきたい。

（3）千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業

《目的》

国からの「地域自殺対策緊急強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
講師	① 臨床心理士 田口 学氏 ② 精神保健福祉士 澤登 和夫氏 ③ 精神科医 林 偉明氏
日時	① 平成 27 年 10 月 9 日 14：15～16：15 ② 平成 27 年 10 月 26 日 14：00～16：30 ③ 平成 28 年 1 月 29 日 14：00：～16：00
対象/参加者数 /会場	① 公立幼稚園，市内小中学校養護教諭：30人（志津コミュニティセンター） ② 市民・市内在勤者：61人（健康管理センター） ③ 市役所職員：36人（市役所社会福祉センター）

《考察》

ゲートキーパー養成研修は、対象に合わせて3回実施した。今年度、初めて若年層の自殺予防に焦点を当て、養護教諭向けの研修会を開催した。ゲートキーパーの基本を学ぶほかに、生徒・児童の自殺にLGBTも関連している等の情報を得ることができ「実践に活かせる内容であった」と好評であった。次年度はさらに多くの先生方に若年者の自殺について理解を深めてもらうため、市内小中学校教諭向けに研修を計画し若年層の自殺予防につなげていきたい。また今後とも、市民向け・市役所職員向けのゲートキーパー養成研修を継続し、多くの市民・職員にゲートキーパーの役割を啓発していきたい。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会&映画上映会
内容	講演「今日が本番、今が本番、この一瞬こそが本番」 映画「最高の人生の見つけ方」
講師	成田市 長寿院住職 篠原 鋭一 氏
日時	平成 28 年 3 月 5 日（土） 13：00～16：40
対象 / 会場	市民・近郊の方 / 市民音楽ホール
参加者数	490人（申込制としたが、当日参加も可とした）

《考察》

講演会・映画上映会の周知については、市内医療機関や公共機関、主要施設、商業施設など広範囲にチラシ・ポスターを掲示した。また他課の講演会で、チラシの配布や、地域新聞に掲載された影響もあり、予定人数を大幅に超えての申し込みがあり、開催1週間前に申し込みを締め切った。最終的には、当日のキャンセルがあり、事前申し込みをしない方も入場でき、大きな混乱もなく、多くの方に参加していただくことができた。参加者は講演内容から60代以上の方が半数以上であった。アンケートでは、いのちのつながりから、いのちの大切さ、人とのつながりを感じた、こころの持ちようを学んだとの声が目立った。映画上映も好評で、講演・映画ともに満足度が高かった。次回は平成29年度に実施予定であるが、若い世代のこころの健康づくりをテーマに計画していきたい。

(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 14 課 2 関係機関計 20 名。健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課、社会教育課、人事課、収税課、社会福祉協議会、印旛健康福祉センター
開催日	平成 28 年 1 月 8 日 (金) 13:30~15:25
内容	<ul style="list-style-type: none">・自殺の現状について (国・市の現状) : 市保健師・自殺対策基本法の改正に伴う取り組みの変化 : 印旛健康福祉センター保健師・市の取り組みと、他の自治体の取り組み事例の紹介 : 市保健師・情報交換 (各課・関係機関の取り組みについて)

《考察》

今年度より収税課、社会福祉協議会、印旛健康福祉センターにも参加を依頼した。会議の中で自殺予防の周知啓発を協力してくださるとの声や、各種相談事業を実施している課から、「相談員より、精神的な相談を受けることがありどこに回したらよいか困ることがある」との話が出ているなどの情報があり、今後の連携を考える上での参考になった。今後も他課他機関と協働し、全庁的に自殺予防への理解を深め、佐倉市として自殺対策をどのように進めていくかといった具体的な検討が出来る場としていきたい。

(5) 普及啓発活動

時 期	実施内容
9月10日～16日 自殺予防週間 (9月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防週間ポスター、相談窓口カードを一緒に掲示 (関係施設 33 か所) ・ 保健センター、市役所 1・2 号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・ 図書館 3 施設にポスター、のぼり旗設置。うち 1 施設で啓発コーナーと関連図書の展示
9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民カレッジ生 90 人に対し、メンタルヘルスについて講義 (こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパー研修について周知)
平成 28 年 3 月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 1 階ロビーと保健センターに啓発コーナー設置 (ポスター、パネル、リーフレットの展示)、1・2 号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・ 全図書館にポスターとのぼり旗設置。うち 2 施設で啓発コーナーと関連図書を展示 ・ 強化月間ポスターと、相談窓口カードを一緒に掲示 (関係施設 33 か所) ・ 広報…自殺対策強化月間の記事を掲載 ・ ホームページ…強化月間の特集記事掲載。図書館啓発やゲートキーパー養成研修の内容を掲載

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら21（第2次） 目標値			(市の現状) → (目標)
	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	新設の指標 → 70.0%
		60歳台	81.3% → 90.0%
	・6024達成者の割合		53.3% → 70.0%
	・8020達成者の割合		34.1% → 50.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	32.2% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区 後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

- ① 日時 平成27年10月25日 10:00～16:30
- ② 場所 ウィシュトンホテルユーカリ 4階
- ③ 対象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたっと・北総 よみうり・オニオン新聞・各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

コーナー名	内 容	参加者数 (人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	185
口腔がん健診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	152
お薬相談コーナー	佐倉市薬剤師会によるお薬手帳の啓発および薬に関する相談	81
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	109
	口臭測定	28
食育コーナー	栄養相談	8
	食育ゲーム	40
健康相談コーナー	健康相談・禁煙相談・希望者に血圧測定	41
体組成測定	体組成測定・パネル展示（生活習慣予防・ロコモ予防）	106
大人のすうじ盤コーナー	大人のすうじ盤・パネル展示	167
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文（合計115点）	

延べ 917人

(2) よい歯のコンクール

《目的》

歯の健康が優れている方を表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内容》

- ①日 時 平成 27 年 5 月 10 日 9:30~11:00
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部：80 歳以上で自分の歯が 20 本以上ある方
(過去に一度も参加していない方)
親子の部：昨年度 3 歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のない方
標語の部：市内在住、在勤、在学している方
作文の部：市内在住、在勤、在学している 20 歳以上の方
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑤周知方法 こうほう佐倉、市のホームページ、歯科医院からの紹介
3 歳児健診会場でむし歯のない幼児の保護者にチラシ配布
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部(作品数)	作文の部(作品数)
23	4	4	1	0
24	8	8	4	0
25	7	12	2	0
26	14	12	5	2
27	10	11	3	0

《考察》

歯ッピーかみんぐフェアについては、平成 26 年度に引き続き、会場はウィシュトンホテルでの開催となり、多くのかたが来場された。特に、成人の来場者が多く見られた。口臭測定コーナーでは、機械の不具合のため例年より実施数が減少している。また、今年度より佐倉市薬剤師会によるコーナーも設置された。歯みがきコーナーでは、歯間部清掃用具などの指導も行い、熱心に話しをきく来場者の姿が伺えた。

よい歯のコンクールについては、高齢者の部 10 名、親子の部 11 組の参加があった。親子の部について、より多くのかたに周知し参加していただくため、平成 27 年度の 3 歳児健診より問診票にて参加希望を伺うこととした。また、よい歯のコンクールの様子や歯と口の健康づくりについてホームページや広報に掲載することで、8020 運動や歯と口の健康づくりの知識について普及啓発を行ってきたい。

年度	テーマ・内容	開催情報
26	ピロリ菌を除菌してきれいな胃を取り戻そう！ ～胃がん予防の時代へ～	音楽ホール 2月15日(日) 300人
27	失明につながる眼の病気	音楽ホール 3月6日(日) 709人

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
23	うつ病を正しく知る 「その痛みは“うつ病”かもしれません」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
	アンチエイジングのための「スッキリさわやか笑顔エクササイズ」 ～筋肉は何歳からでも応えてくれる～	志津コミセン 2月19日(日) 150人
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「歯科医からのCOPDの患者さんへのアドバイス」	音楽ホール 2月24日(日) 450人
25	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 2月9日(日) 中止(大雪)
26	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 6月22日(日) 99人
27	食べることと歩くことが出来れば人生は幸せ ～あいうべ体操とひろのば体操～	志津コミセン 6月7日(日) 262名

《考 察》

平成27年度の医師会及び歯科医師会の講演会は、参加者が多く、市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くの方が参加して頂ける内容を検討し実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら21 (第2次) 目標値	<p>(市の現状) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥満・やせの割合：20～60歳台男性の肥満者 29.7%→28.0% 40～60歳台女性の肥満者 18.0%→15.0% 20歳台女性のやせの者 7.1%→5.0% 40歳台男性の肥満者 43.6%→減少 ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 新設の指標→80.0% ・朝食を必ず食べる人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 男性：20歳台 59.4%→60%、30歳台 57.9%→60% 女性：20歳台 62.9%→70%、30歳台 67.8%→70%、40歳台 61.7%→70% ・食事を一人で食べる子どもの割合 <ul style="list-style-type: none"> 「朝食」：小学生 32.1%→減少、中学生 53.9%→減少 「夕食」：小学生 2.3%→減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》

- ① 対象者：市民（性別問わず） ②開催時期：9月から1月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：こうほう佐倉8月15日号・ポスター及びチラシの配布 ・地区回覧
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容の一部	時間	講師
1	開講式・オリエンテーション	9:30～10:05	保健師
	佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら21 (第2次)」について、佐倉市の保健事業について	10:10～11:00	
	食生活の現状と課題	11:10～11:50	
2	食事バランスガイドについて	9:30～10:30	栄養士
	食育の推進、食育推進計画について、食育DVD視聴	10:35～11:20	〃
	簡単おやつを紹介、試食	11:30～11:50	〃
3	栄養素の働きと食品成分表の使い方	9:30～10:25	栄養士
	食品の計量と食中毒予防	10:30～10:50	〃
	バランスのとれた食事の調理実習	11:00～12:50	〃
	歯と咀嚼、お口の健康体操	13:00～13:40	歯科衛生士
4	メタボリックシンドローム予防とがん予防	9:30～10:20	保健師
	こころと体の健康づくり	10:30～11:00	〃
	高齢期からの健康づくり	11:10～11:50	他課 保健師

学習内容の一部		時 間	講 師
5	生活習慣病予防と食生活について	9:30～	栄養士
	適正体重、必要エネルギー量の算出	10:50	
	調理実習(おいしい生活習慣病予防の食事)	11:00～12:50	〃
	身体活動と運動習慣のある生活	13:00～13:40	保健師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動DVD視聴	9:30～10:00	栄養士
	各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会	10:00～11:30	栄養士・推進員
	閉校式(修了証書授与)	11:30～11:50	

《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成 23 年	2	4	6	2	0	0	2	16	16	100
平成 24 年	2	2	10	2	0	1	4	21	21	100
平成 25 年	3	9	7	2	0	1	1	23	23	100
平成 26 年	0	4	4	2	0	0	0	10	9	90
平成 27 年	10	2	5	5	1	0	1	24	24	100

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：年間テーマ

「健康さくら21 栄養・食生活」の目標に向かって、地域の健康づくりを進めましょう

1. 生活習慣病予防の食事を普及しよう(減塩と野菜料理の普及)
2. ライフステージ別の食育を推進しよう

合同研修会 場所：健康管理センター

- ・ 4月24日(金) (午後) 参加者 71名
委嘱状の交付式・26年度活動報告・27年度研修計画及び研修予定について
佐倉市歯科口腔保健基本計画について
- ・ 6月19日(金) (午後) 参加者 71名
1) 27年度プロジェクト活動計画について
2) 講演「高齢者福祉課が行う介護予防事業について」
講師 高齢者福祉課 主査補 領家 玲子 氏
3) 佐倉市の健(検)診について
- ・ 3月17日(木) (1日) 参加者 82名(養成講座修了者11含む)
1) 各支部の活動報告 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」
2) 各プロジェクトの活動報告
3) 講演「楽しく学ぼう糖尿病漫談とメタボ予防体操」

講師 元千葉県立東金病院検査課長 生活習慣病療養指導室長

糖尿病療養指導士 外口 徳美致 氏

地区研修会 場所：保健センター、ミレニアムセンター佐倉、和田公民館、弥富公民館

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月・・・地区活動計画について 参加者 88名

7月・・・講義『食育ガイド』を使った食育の取り組みを実践～できることから始めよう！～
調理実習「素材を味わうおやつレシピ」（じゃが飯せんべい、カレー風味のおからと豆腐の揚げボール、ヨーグルトマト寒天、ノンカフェインの麦茶ミルク）

参加者 88名

9月・・・講義『生活習慣病予防と慢性腎臓病（CKD）について学ぶ』

調理実習「生活習慣病予防のためのヘルシーレシピ（しらたきご飯、ノンフライコロッケ、山海サラダ、さつま芋とりんごのポタージュ） 参加者 88名

2月・・・平成27年度地区活動反省と次年度の活動について 参加者 76名

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21（第2次）や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、4つのプロジェクト活動を実施

	みんなの食育	高血圧予防講習会	媒体作成トマトの会	料理研究会 さざんか
目的	・健康さくら21や佐倉市食育推進計画の各世代に対する食育を研究する。	・高血圧予防のための減塩を普及させるため、病態や要因を学び、食材選びと調理法で減塩できる方法を研究し、講習会を通して減塩を推進する。	・地区活動で利用できる新しい媒体の作成と貸出をしている媒体を推進員の研修等で展示し、地区活動で活用できるようにPRする。	・あまり手をかけずに短時間でできる、栄養バランスが整ったレシピを研究し、考案したレシピを地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	12回	10回	9回	9回
活動内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男性料理教室(初級)の実施(初心者を対象とした、料理の基本を学べる内容で3回1コースを2回開催し、延75名参加) ・小学生親子料理教室の実施(行事食・伝統料理の継承を目的として節分の祭り寿司を作る教室を開催し、8組16名が参加) ・平成26年度に実施した食育アンケート結果の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、栄養士から高血圧の実態と、原因となる食品や高血圧予防に効果のある食品について学んだ。 ・講習会で行う調理実習用のレシピを考案した。 ・「食改さんと学ぼう！高血圧と減塩料理」として、高血圧予防講習会2回1コースを開催し、延29名が参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区活動で利用できる新しい媒体「子どもとおやつパネル」、「知っておきたい塩分目安パネル」「野菜ができたよ！パネルシアター」「料理カードを使った減塩の工夫」を作成した。 ・市の主催事業(ハッピーママスタイル)で野菜を使ったおやつを試食提供と、媒体を使った食育活動を行った。 ・各地区の媒体貸出は40回 	<ul style="list-style-type: none"> ・レシピの作成旬の野菜(夏、冬)を使用し、手軽にできるレシピの考案と、調理実習を行った。 ・作成したレシピを掲載した「さざんか通信No.46」を発行。 ・市主催事業(産業祭り、アグリフォーラム)に参加し、試食の配布と、野菜摂取や食生活改善推進員活動の周知を行った。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ①対象者：市民
- ②方法：食生活改善推進員が7支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷、和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ③テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる
- ④周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
広報番組チャンネル佐倉
- ⑤内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗鬆症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年度	地区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合計
				A 支部	B 支部				
23 年度	委嘱推進員数	10	19	14	24	12	7	6	92
	活動日数(日)	9	31	8	29	13	4	10	104
	参加者延べ数	134	547	183	1,424	565	79	410	3,342
	活動推進員延べ数	42	119	45	106	57	18	51	438
24 年度	委嘱推進員数	6	23	14	25	11	6	6	91
	活動日数(日)	5	33	7	34	9	5	10	103
	参加者延べ数	153	702	141	1,581	466	185	458	3,686
	活動推進員延べ数	24	107	43	122	46	20	47	409
25 年度	委嘱推進員数	9	21	14	30	13	6	7	100
	活動日数(日)	6	28	6	48	11	4	6	109
	参加者延べ数	138	503	129	1,785	647	60	91	3,353
	活動推進員延べ数	31	102	41	192	59	19	29	473
26 年度	委嘱推進員数	11	25	12	29	14	6	7	104
	活動日数(日)	8	23	8	42	10	4	10	105
	参加者延べ数	168	535	136	1,193	404	80	239	2,755
	活動推進員延べ数	49	102	52	150	54	15	50	472

年度	地 区	佐倉	白井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A 支部	B 支部				
27 年 度	委嘱推進員数	11	23	12	28	14	5	7	100
	活動日数(日)	8	17	8	43	13	5	10	104
	参加者延べ数	155	450	135	1,100	498	97	204	2,369
	活動推進員延べ数	40	70	45	140	62	18	41	416

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

養成講座受講者は、20歳から39歳台が1人、40歳から64歳台が12人、65歳以上が11人であった。推進員の少ない地域にチラシの地区回覧を行ったことで、受講者を確保することができた。就労しながらの受講となった者もいるが、皆熱心に受講し、修了率は100%であった。また、翌年に推進員として委嘱を受けた者は21人となった。

食生活改善推進員研修では、合同研修会の参加率は71%、地区研修会の参加率は78.1%であった。研修に参加した推進員89人からのアンケートでは、79人(89%)が研修で学んだことが役に立たと回答している。

食生活改善推進員地区活動では、89人中78人(88%)の推進員が、活動テーマに向かって地域の健康づくりを進める活動ができたと回答している。研修会で学んだ内容を取り入れながら、自治会や他団体と連携した普及活動を行うことが出来た。

また、これまでの食育活動や市民の多世代交流や健康増進に貢献していることが評価され、佐倉市食生活改善推進協議会として、内閣府が主催する「子供と家族・若者応援団表彰」の子供・若者育成支援部門「内閣府特命担当大臣表彰」を受賞することが出来た。

今後も食生活改善推進員の資質の向上が図れるよう、「健康さくら21(第2次)」や「第2次佐倉市食育推進計画」の目標達成に向けた取り組みを計画、支援していきたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動を習慣化している人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成24年度に健康さくら21（第2次）を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら21（第2次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

- ①対象 市民（制限なし）
- ②方法 日時：平成27年10月12日（月） ※体育の日9時～13時
会場：岩名運動公園陸上競技場
主催：健康こども部生涯スポーツ課
- ③内容 「健康さくら21」の平成24年度と同様に年度別重点目標である「身体活動、運動、健康管理（食育、生活習慣病）」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定やエネルギー計算、食育モデル展示、メタボ予防運動などを実施し、運動と健康について啓発を行った。
- ④周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
23	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	250人
24	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	163人
25	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	134人
26	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月13日（月）	113人
27	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月12日（月）	105人

《考察》

「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、主催事業では関わりの薄い属性の市民との接点が拡大でき、異なるチャンネルを通じた行事運営は、参加者の興味や啓発においても相乗効果が認められるので、有効な啓発方法の一つとして活用可能と思われる。

しかし、参加者が減少していることから、別の方法で啓発することも考慮しなければいけない。引き続き、健康さくら21（第2次）の周知が必要となる。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(市の現状) → (目標)</p> <p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動を習慣化している人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目的》

佐倉市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広げていくことを目的とする。

*マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っていても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内容》

- ① 事業の名称 「マイヘルスプラン親子リレー2015」
- ② 対象者 平成9年4月2日～平成24年4月1日生の方とそのご家族
- ③ 周知方法 市内小学生については、学校を通して『「マイヘルスプラン親子リレー2015」記録表』を配布していただき周知を図る。それ以外については、広報佐倉、佐倉市ホームページにて周知した。
- ④ 実施方法 市内在住の3歳～18歳（高校3年生）までの者とその家族（親子）がペアになり参加する事業であり、それぞれが『1.健康に関する目標（マイヘルスプラン）を立てる』『2.マイヘルスプランを3か月間実施し、実施状況を記録する』『3.記録表を提出する』の3つについて実行する。実施状況は親子それぞれの実施状況に応じポイント制とし、また、健診の受診状況や健康に関する行動（講演会や勉強会等）についてもポイント換算する。

規定のポイントに達した親子が応募できることとし、参加賞や応募者の中から抽選でプレゼントがもらえるものとする。

- ⑤ 日時 配布期間：平成 27 年 7 月 9 日～市内小学校ごとに配布
 (健康管理センター及び西部・南部保健センターでも配布を開始)
 実施期間：平成 27 年 7 月 21 日～平成 27 年 10 月 20 日
 応募期間：平成 27 年 10 月 20 日～平成 27 年 11 月 10 日

《実績》

- ① 参加者数：143 組の親子
 ② 参加者の内訳

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	総計
佐倉市立内郷小学校	21	22	30	20	20	15	128
佐倉市立根郷小学校	2	1					3
佐倉市立佐倉小学校		2				1	3
佐倉市立西志津小学校	1	1					2
佐倉市立白銀小学校			2				2
佐倉市立弥富小学校	1	1					2
佐倉市立青菅小学校		1					1
佐倉市立寺崎小学校				1			1
佐倉市立王子台小学校	1						1
総計	26	28	32	21	20	16	143

- ③ 学校表彰：優秀学校賞 佐倉市立内郷小学校

《参加者の取り組み状況》

- ① 各項目のポイント状況

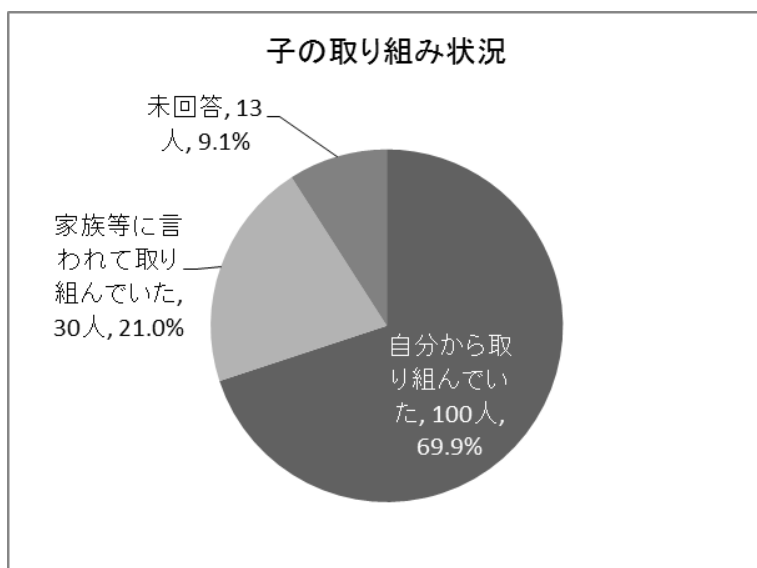
- ・ A：子の目標に対するポイント、B：親の目標に対するポイント、C：親の健診受診に対するポイント、D：親の健康に関する講演会等の参加に対するポイントとしており、A、Bは 92 ポイントが満点、Cは1つの健診につき 1 ポイントまたは 5 ポイント、Dは 1 回の講演会につき 10 ポイントとした。
- ・ A、Bのポイントは実施期間 92 日間のうち目標達成した日数がポイントとなっており、子の方が高いポイントの者の割合が多く、親の方が低いポイントの者の割合が多かった。
- ・ C、Dのポイントは親の健康に関する行動に対するポイントとなっており、健診の受診状況や健康に関する講演会、家庭教育学級等の参加状況に対するポイントとしいる。健診を受けていない保護者(Cのポイントが0)が 26.6%、講演会等の参加がない保護者(Dのポイントが0)が 82.5% とかなり多い結果であった。

② 実行した目標の主な内容

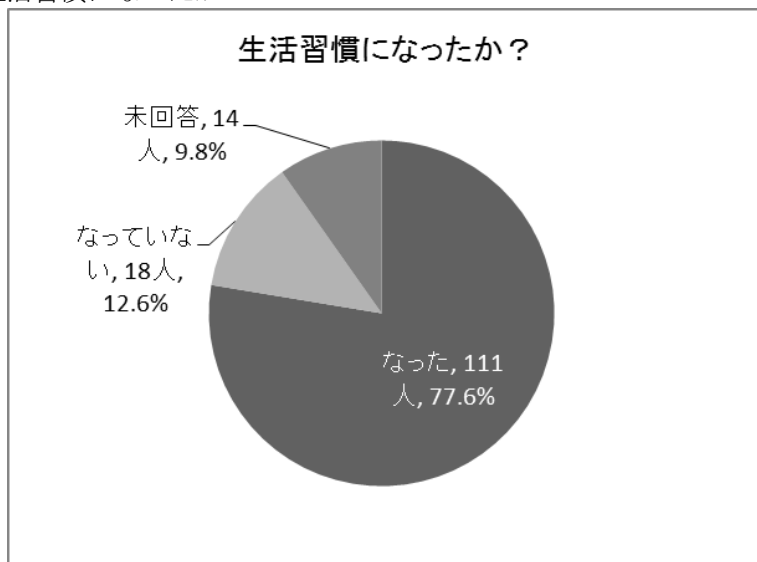
	子の目標	人数	親の目標	人数
食事の目標	1日3食、食べる	15	野菜摂取に関する目標(たくさん食べる、毎食食べる等)	19
	好き嫌いをしない	11	1日3食、食べる	5
	野菜を食べる(毎日食べる、残さず食べるなどを含む)	10	好き嫌いをしない	3
	ごはんを残さずに食べる(給食、弁当を残さないを含む)	6	栄養バランスを考えた食事	2
	毎日バランスのよい食事をする	2	野菜をたくさん食べる、飲酒を控える	1
	好き嫌いをしない、良い姿勢で食べる	1	毎食野菜か果物を食べる	1
	ごはんの時は口を開けなくて姿勢を正す	1	1日3食、お菓子を減らす	1
	姿勢よく食べる	1	3食群を毎日食べる	1
	総計	47	ゆっくりよく噛んで食べる	1
			食べ過ぎに注意する	1
			毎日バランスの良い弁当を作る	1
		毎日朝ごはんを食べる	1	
		総計	37	
生活習慣等の目標	手洗いうがいをする	18	体重をはかる	17
	早寝早起きをする(早く寝る、朝寝坊しない等含む)	15	早寝早起きをする(〇時間以上の睡眠などの記載がある者も含む)	8
	毎日歯磨きをする	7	食後の歯磨き(毎食後、丁寧になどの記載がある者も含む)	6
	毎日体重をはかる	3	うがい手洗いをする	2
	総計	43	寝る2時間前は何も食べない	1
			毎朝起きたら顔を洗う	1
		毎日血圧を測る	1	
		総計	36	
運動の目標	筋トレをする(腹筋、背筋、腕立て伏せ等含む)	10	ウォーキング(1日〇分以上、1日〇歩など各自で目標)	12
	運動をする(体力作りをするを含む)	8	筋トレをする(腹筋をする、スクワットをするなど)	12
	ウォーキング(〇歩歩く、たくさん歩く等含む)	5	ラジオ体操をする	6
	なわとび	3	ストレッチをする	2
	柔軟体操をする	3	ヨガを毎日やる	2
	サッカーをする	2	乗り換えでは階段を使う	2
	雨の日以外、3km走る	1	1時間の運動または1日5000歩、歩く	1
	空手の形を1回	1	フラフープ	1
	新体操をする	1	メタボ解消する(フラフープ)	1
	毎朝家の周りを走る(雨の日は腹筋)	1	レッグマジック1分×3回又は腕立て伏せ10回	1
	毎日ストレッチをする	1	運動	1
	毎日犬の散歩をする	1	犬の散歩の時、姿勢を正しく歩く	1
	毎日柔軟	1	腰痛予防の体操をする	1
	総計	38	自宅周り10週ランニング、筋トレする	1
			職場でなるべくエレベータに乗らず階段を使う	1
			体幹トレーニングを1日10回する	1
			普段の生活に10分以上の運動を取り入れる	1
			毎朝起きたらストレッチをする	1
			毎日3km以上走る	1
		毎日身体を動かす	1	
		野球のコーチ、ゴルフ、プール	1	
		野球のコーチ、プール	1	
		総計	52	

③実施した感想等（記録表に氏名等必要事項と併せ、保護者に記載をお願いした）

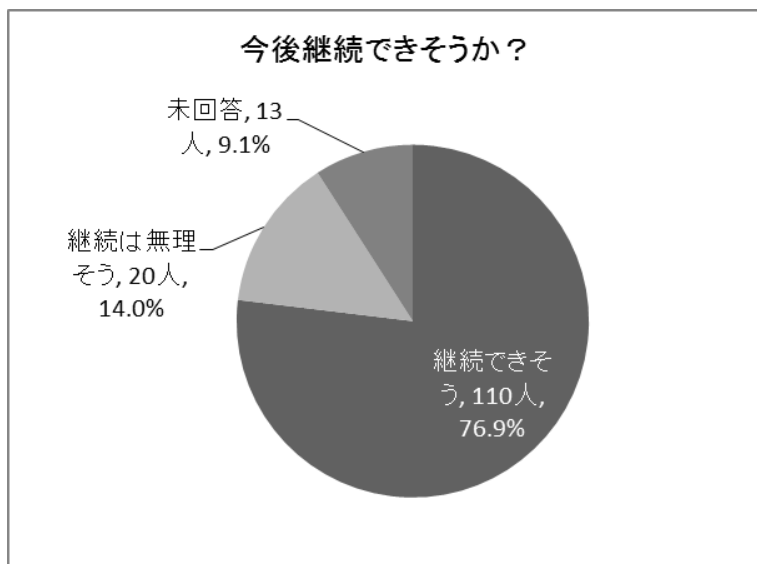
(1) 今回の目標の取り組み状況



(2) 生活習慣になったか？



(3) 今後も継続できそうか？



(4) 保護者の方からの感想

多くの保護者からたくさんの意見、感想の記入があった。

大きく分けて2つ「前向きな意見や感想」と「大変だったとの意見や感想」の記載が見られた。

[前向きな意見・感想 (抜粋)]

- ・家族で頑張ることができて良かった。一緒に頑張れて良かった。お互いにチェックできた。子どもと一緒にできたことが良かった。
- ・意識して取り組むことの必要性を感じた。
- ・今後も続けたい。
- ・楽しかった。
- ・良い生活習慣が身についた。
- ・目標を達成できたことで自信を持つことができた。

[大変だったとの意見・感想 (抜粋)]

- ・毎日意識して取り組むことが大変だった。
- ・健康を維持することがいかに大変なのかを感じた。
- ・大変だった。
- ・無理なく続けられる目標と考えたが、毎日意識することは大変だった。
- ・記入をしながら継続することが大変だった。

《考 察》

参加者が今回立案した目標について、「自分から取り組むことができた」と回答した者が 69.9%、「生活習慣になった」と回答した者が 77.6%、「今後も継続できそう」と回答した者が 76.9%であった。この結果は生活習慣の改善、生活習慣病の予防に効果が期待できるのではないかと思われる。実際に取り組んだ保護者の意見や感想を見ると、前向きな良い感想を持たれている方が多くみられている。

一方、提出状況から、学校全体で取り組んだ小学校以外の参加がとても少なかった。事業に取り組むこと自体が3か月間という長期間にわたる事業であり、どんな簡単な目標であってもそれを継続することはとても大変だったのではないかと思う。

学校全体で取り組んでいた小学校の記録表を見ると、7月～10月までの間で1か月半経過した夏休み明けと2か月半経過した9月末の2回、学校に持参させ、チェックをしていた。このチェックをすることが、3か月間という長期間の取り組みを達成させるカギとなっていると考えられる。

日頃より小学生とその家族の世代を健康づくりのターゲットとし、将来の生活習慣病の予防という視点で事業展開ができないかと模索しているが、参加者が集まらない等実施が難しい状況であった。今回、実際に取り組んだ方は、「大変だった」との意見であっても、「大変だったが取り組むことで良い結果が得られた」との感想を持っており、この取り組みが生活習慣病の予防につながるきっかけとなり得ると考えられる。今回の結果も踏まえ、この若い世代、家族が取り組みやすい内容、方法をさらに検討していく必要があると思われる。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例
-------	----------------------------

《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病等診療所等により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

区分	夜 間
診療時間	午後7時～午後10時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成23年度	71	293人	84人
平成24年度	72	325人	66人
平成25年度	71	279人	104人
平成26年度	72	448人	92人
平成27年度	72	314人	77人

<内科>

- ① 診療日数 72日（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
- ② 受診者数 314人（1日平均 4.4人）
- ③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合
19時台	192	61.2%
20時台	77	24.5%
21時台	45	14.3%
合計	314	100%

④症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	296	94.3%
2	治療を要するが明日でもよい	10	3.2%
3	即時入院が必要で来院してよかった	8	2.5%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0.0%
合計		314	100%

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
15～19	27	8.6%
20～29	56	17.8%
30～39	89	28.3%
40～49	63	20.1%
50～59	24	7.7%
60～69	28	8.9%
70以上	27	8.6%
合計	314	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐倉	41	13.1%
	臼井	56	17.8%
	志津	91	29.0%
	根郷	39	12.4%
	和田	8	2.5%
	弥富	2	1.0%
	千代田	13	4.1%
市外	印旛郡内	48	15.3%
	県内	7	2.2%
	県外	9	2.9%
合計		314	%

⑦二次病院搬送状況 3件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数（人）	割合
1	呼吸器系	112	35.7%
2	伝染性	93	29.6%
3	消化器系	73	23.2%
4	皮膚及び皮下組織	11	3.5%
5	神経及び感覚器	7	2.2%
6	循環器系	4	1.3%
-	その他	14	4.5%
合計		314	100%

< 歯科 >

- ① 診療日数 72日 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)
 ② 受診者数 77人 (1日平均 1.3人)
 ③ 時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合
19時台	34	44.1%
20時台	21	27.3%
21時台	22	28.6%
合計	77	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	57	74.0%
2	治療を要するが明日でもよい	14	18.2%
3	即時入院が必要で来院してよかった	1	1.3%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	5	6.5%
合計		77	100%

⑤ 年齢別

年齢 (歳)	受診者数 (人)	割合
0	0	0%
1～3	4	5.2%
4～5	4	5.2%
6～10	9	11.6%
11～15	5	6.5%
16～19	0	0%
20～29	7	9.1%
30～39	13	16.9%
40～49	13	16.9%
50～59	10	13.0%
60～69	5	6.5%
70以上	7	9.1%
合計	77	100%

⑥ 居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合
市内	佐倉	4	5.2%
	臼井	6	7.8%
	志津	13	16.9%
	根郷	5	6.5%
	和田	2	2.6%
	弥富	0	0%
	千代田	8	10.4%
	印旛郡内	25	32.4%
市外	県内	14	18.2%
	県外	0	0%
合計		77	100%

(2) 休日当番医

《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前9時～午後5時	午後7時～午後10時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実績》

(人)

		区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
昼間	休日当番	内科	2,076	2,443	1,911	2,786	2,141
		外科	813	937	846	883	941
		歯科	213	222	215	214	193
夜間	休日夜間当番	外科	81	125	134	169	155
		耳鼻科	241	286	268	344	-
合計			3,424	4,013	3,374	4,396	3,430

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、第一次救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして第二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、第三次救急医療体制として成田赤十字病院が救命救急センターに指定され対応している。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～翌朝6時	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時
場所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

《実績》

①診療日数 365日(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

②受診者数 11,424人(一日平均 31.30人)

ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～12時台	13～16時台	19～21時台	22～24時台	1～3時台	4～5時台	合計
受診者数(人)	2,393	1,574	4,895	1,680	652	230	11,424
割合	20.95%	13.78%	42.85%	14.70%	5.71%	2.01%	100%

イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～4歳	5～14歳	15歳	合計
受診者数(人)	1,216	5,256	4,864	88	11,424
割合	10.64%	46.01%	42.58%	0.77%	100%

居住地別(人)

地域と内訳				受診者数	割合	
佐倉市内				4,951	43.34%	
印旛郡内	成田市	250	白井市	142	5,450	47.71%
	四街道市	1,739	酒々井町	406		
	八街市	1,352	富里市	305		
	印西市	1,193	栄町	63		
県内	千葉市	288	八千代市	142	694	6.07%
	船橋市	39	他県内	225		
県外				329	2.88%	
合計				11,424	100%	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	58	274
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	67	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	54	
成田赤十字病院	成田市	49	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	46	

④疾病状況

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 呼吸器系疾患	328	535	301	429	273	548	363	373	435	397	456	415	4,853
2 消化器系疾患	158	241	165	186	163	144	124	154	325	297	181	157	2,295
3 代謝性疾患	0	1	2	0	1	1	0	2	0	2	0	1	10
4 感染性疾患	33	56	28	102	85	98	57	52	97	336	472	317	1,733
5 免疫・アレルギー性疾患	71	97	84	106	128	279	185	154	124	67	53	79	1,427
6 神経疾患	18	27	21	20	11	16	17	20	7	16	29	25	227
7 耳鼻咽喉疾患	20	41	21	18	21	55	20	30	42	29	18	20	335
8 皮膚系疾患	18	33	24	33	30	52	30	32	25	13	6	18	314
9 泌尿・生殖器系疾患	3	12	5	8	6	9	3	9	10	3	4	1	73
10 眼疾患	13	16	3	16	10	4	5	5	22	6	4	3	107
11 その他	56	49	36	96	51	32	29	32	37	69	81	84	652
合計	718	1,108	690	1,014	779	1238	833	863	1,124	1,235	1,304	1,120	12,026

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者居住地の広域性に特徴があり、初期急病に対して 97%以上の処置状況から印旛地域において重要な初期救急医療の機能を担っている。

また、初期救急医療機関として小児科に特化し早朝まで診療を行っている医療機関は県内でも他に2か所しかなく、小児の症状は夜間に急変しやすいという事からも、地域の中で重要な役割を担っている。

特に、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、乳幼児の親に安心を提供しているものと考えられる。

他方では、受診者数は胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患により大きく変わるが、機能分担を明確にした医療を提供していることを利用方法の周知と合わせて行う必要がある。

3. 佐倉市難病者等見舞金支給事業

根拠法令等	佐倉市難病者等見舞金支給条例（昭和49年佐倉市条例第11号）
-------	--------------------------------

《目的》

条例で指定する難病者等の長期療養者に対し、見舞金を支給することにより、その心身の安定と福祉の増進を図る。

《内容》

- ①対象者 佐倉市に住所を有する難病罹患者が市が認定したもの
- ②申請方法 申請窓口：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター
必要書類：佐倉市難病者等見舞金支給申請書、特定医療費（指定難病）医療受給者証（写）、千葉県小児慢性特定疾病医療受診券（写）または千葉県特定疾患医療受給者票（写）
- ③支給内容 見舞金：受給資格者へ年2回を支給する。（口座振込）
・課税世帯のかた 月額2,000円
・非課税世帯、生活保護世帯のかた 月額3,000円
- ④周知方法 「こうほう佐倉」掲載、窓口配架（制度の案内）、印旛健康福祉センターにて更新時に見舞金制度の周知依頼

《実績》

①受給資格者（平成27年3月末日：1,169人）

②事業の推移

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
支給額（千円）	60,545	64,270	66,750	69,045	32,850
対前年比（%）	16.1%増	6.2%増	3.9%増	3.4%増	52.4%減
延べ人数（人）	12,109	12,854	13,350	13,809	14,493

※対前年比は、見舞金支給額（扶助費）の対前年度比率、小数点以下第2位を四捨五入4

※平成27年度から見舞金の支給金額を月額5,000円から引き下げた。

《考察》

平成27年1月1日から新たな国の難病者への助成制度が制定されたことにより、佐倉市においても「特定疾患見舞金支給制度」から「難病者等の見舞金制度」に改正した。これにより、平成27年4月から見舞金支給金額を引き下げたことにより、対象者は増加しているが、見舞金の総支給額は大幅に減少した。

なお、平成28年度からは、佐倉市難病者等見舞金支給事業を福祉部障害福祉課に移管する。

4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(市の現状)→(目標) ・佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 新設の指標→60% 要介護高齢者 新設の指標→60%

《目的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア. 入れ歯の修理・調整や作成
イ. むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額

《実績》

①年齢別・男女別申込者数(人)

	男	女	合計
60～64歳	1	1	2
65～69歳	0	2	2
70～74歳	2	0	2
75～79歳	0	2	2
80～84歳	0	0	0
85～89歳	4	1	5
90歳以上	0	3	3
合計	7	9	16

②年齢別診療内容の内訳(複数回答)(人)

	義歯作成	義歯修理・調整	むし歯治療	歯周治療	診査
60～64歳	0	0	0	0	2
65～69歳	0	1	1	0	0
70～74歳	0	2	0	0	0
75～79歳	1	1	1	0	0
80～84歳	0	0	0	0	0
85～89歳	1	3	1	1	0
90歳以上	0	2	1	0	0
合計	2	9	4	1	2

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成 23 年度	29	82	2.8	58	82
平成 24 年度	23	83	3.6	66	83
平成 25 年度	11	46	4.2	41	46
平成 26 年度	11	40	3.6	30	40
平成 27 年度	16	55	3.4	39	55

④ 在宅歯科研修会

ア. 講演会

- * 日 時 平成 27 年 11 月 13 日(金) 19 時から 21 時
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『高齢者や要介護者のドライマウスの原因と対処法』
- * 講 師 鶴見大学歯学部 教授 斎藤 一郎
- * 参加人数 60 人

イ. 在宅歯科特別講演会 (印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市共催行事)

- * 日 時 平成 27 年 12 月 11 日(金) 19 時 30 分から 21 時 30 分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『下顎総義歯の吸着について』
- * 講 師 佐藤歯科医院 ラ・フランス・オフィス (山形県) 院長 佐藤 勝史
- * 参加人数 35 人

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による対応が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、今後は市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施するための検討を行った。

今後も要介護高齢者は増加傾向にあり、在宅療養になっても引き続き歯科医師に診てもらうことのできる訪問歯科診療の必要性が高まっていることから、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるために、平成 28 年度からは在宅療養者と協力歯科医院の支援及び訪問歯科診療の啓発に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日)

※委嘱時点名簿

役職	氏名	選出区分	備考
会長	越部 融	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	鹿野 純生	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	佐藤 仁	医師	
	加藤 良二	医師	
	有田 誠司	医師	
	望月 敬	歯科医師	
	長島 聖司	歯科医師	
	田中 茂雄	薬剤師	
	岡田 行彦	薬剤師	
	久保 秀一	千葉県印旛保健所 所長	
	今井 定男	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	鹿野 純生	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	佐藤 仁	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	小林 照久	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	田中 茂雄	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	久保 秀一	千葉県印旛保健所 所長	
	今井 定男	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

予防接種専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成27年8月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予防接種実施状況について 日本脳炎特例(実施規則附則第4条の対象者)用予診票について 	4名

(委嘱期間：平成25年8月26日～平成27年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	越部 融	医師	平成27年6月30日退任
副委員長	澤井 清	医師	越部委員退任により副委員長
	鹿野 純生	医師	
	佐藤 仁	医師	越部委員退任により7月1日より委員を委嘱
	都祭 敦	医師	

(委嘱期間：平成27年8月26日～平成29年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	鹿野 純生	医師	
	佐藤 仁	医師	
	都祭 敦	医師	

健診専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成27年10月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度各種健診(検診)事業実施状況の報告 平成27年度各種健診(検診)事業の変更点について 	6名
平成28年3月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度各種健診(検診)事業実施状況について 平成28年度各種健診(検診)事業の変更点について 	5名

(委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	佐藤 仁	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

母子保健専門委員会

開催日	内容	出席人数
平成 28 年 3 月 25 日 (金)	・1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査実施状況について ・3 歳児健康診査 尿検査判定基準の見直しについて	4 名

(委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分
委員長	越部 融	医師
副委員長	泉 均	医師
	佐藤 仁	医師
	川村 麻規子	医師
	山森 真紀	医師

(委嘱期間：平成27年8月26日～平成29年8月25日)

役職	氏名	選出区分
委員長	川村 麻規子	医師
副委員長	鹿野 純生	医師
	佐藤 仁	医師
	泉 均	医師
	山森 真紀	医師

母子・成人歯科保健専門委員会

開催日	内容	出席人数
平成27年10月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度母子・成人歯科保健事業実績報告について ・幼児歯科健診におけるフッ化物歯面塗布の間隔について ・1歳6か月児健診時配布用リーフレット(案)について ・平成28年度成人歯科健康診査について 	5名

(委嘱期間：平成26年5月30日～平成27年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	長島 聖司	歯科医師	平成27年6月30日退任
副委員長	秀島 潔	歯科医師	
	大谷 一郎	歯科医師	
	中島 一郎	歯科医師	平成27年6月30日退任
	平野 啓行	歯科医師	平成27年6月30日退任

(委嘱期間：平成27年7月1日～平成27年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 光弘	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	

(委嘱期間：平成27年8月26日～平成29年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 光弘	歯科医師	

副委員長	古谷 彰伸	歯科医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	大谷 一郎	歯科医師	

訪問歯科専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 27 年 8 月 3 日 (月)	・平成 26 年度訪問歯科診療事業報告について ・訪問歯科診療の見直し(案)について	7 名
平成 27 年 10 月 9 日 (金)	※歯科口腔保健専門委員会と合同開催 ・平成 28 年度訪問歯科事業 (案) について	6 名

(委嘱期間：平成 26 年 5 月 30 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	望月 敬	歯科医師	平成 27 年 6 月 30 日退任
副委員長	古谷 彰伸	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	田中 宏	歯科医師	平成 27 年 6 月 30 日退任
	渡邊 征男	歯科医師	
	堀 勝	歯科医師	

(委嘱期間：平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
	岩井 貴之	歯科医師	

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
副委員長	古谷 彰伸	歯科医師	

	林 英昭	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	堀 勝	歯科医師	
	岩井 貴之	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	

歯科口腔保健専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 27 年 8 月 3 日 (月)	・ 口腔がん検診の実施 (案) について ※訪問歯科専門委員会と合同開催	7 名
平成 28 年 3 月 18 日 (金)	・ 平成 28 年度口腔がん検診の実施 (案) について ・ 平成 28 年度口腔がん検診関係資料 (案) について ・ 口腔がん検診指定医認定研修会 (案) について	9 名

(委嘱期間：平成 26 年 5 月 30 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秤屋 尚生	歯科医師	
副委員長	長島 聖司	歯科医師	平成 27 年 6 月 30 日退任
	望月 敬	歯科医師	平成 27 年 6 月 30 日退任
	出澤 政隆	歯科医師	
	清水 友	歯科医師	
	高尾 正巳	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	

(委嘱期間：平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
副委員長	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秤屋 尚生	歯科医師	
副委員長	出澤 政隆	歯科医師	

	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	清水 友	歯科医師	
	高尾 正巳	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：平成25年11月18日～平成27年11月17日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
副会長	望月 敬	歯科医師	
	鹿野 純生	医師	
	上西 徹二	医師	
	金子 恵子	千葉県印旛保健所 次長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	辻村 匡紀	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	安保 昌浩	市民公募委員	
	小川 美津子	市民公募委員	
	菅原 千賀子	市民公募委員	
	森田 實	市民公募委員	
	和田 啓子	市民公募委員	

開催日	内 容	出席人数
平成27年11月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画「健康さくら21(第2次)」について ・佐倉市健やかまちづくり推進委員会の役割について ・佐倉市健やかまちづくり推進委員会の今後の予定について ・健康増進計画「健康さくら21(第2次)」の進捗状況について ・「マイヘルスプラン」実施状況について 	10名

(委嘱期間：平成27年11月18日～平成29年11月17日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	上西 澈二	医師	
	佐藤 仁	医師	
	金子 恵子	千葉県印旛保健所 次長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	辻村 匡紀	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	安保 昌浩	市民公募委員	
	大川 義郎	市民公募委員	
	小川 美津子	市民公募委員	
	加藤 恵一	市民公募委員	
	森田 實	市民公募委員	

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(平成26年5月1日～平成28年4月30日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	越部 融	市内で予防接種を行う医師	平成27年6月30日退任
副会長	白澤 浩	専門医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	遠山 正博	印旛市郡医師会長	
	鹿野 純生	市内で予防接種を行う医師	
	久保 秀一	印旛保健所長	

	佐藤 仁	市内で予防接種を行う医師	越部委員の退任により 平成27年7月1日から 委員を委嘱
--	------	--------------	------------------------------------

IX 衛生関係統計

1. 人口及び世帯数

※平成27年分より、外国人の方も含まれます。

地区別人口の推移（合併時～平成27年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	35,196	12,969	4,195	5,749	5,504	3,516	3,263	—
昭和35年	37,705	15,090	4,287	6,044	6,057	3,076	3,151	—
昭和40年	40,528	14,935	4,852	8,656	6,147	3,019	2,919	—
昭和45年	58,914	15,833	6,510	21,404	7,071	2,769	2,711	2,616
昭和50年	80,972	19,845	9,011	35,063	8,826	2,709	2,607	2,911
昭和55年	99,616	21,996	15,119	42,147	12,004	2,654	2,539	3,157
昭和60年	120,459	24,813	23,609	51,155	12,579	2,622	2,464	3,217
平成元年	138,411	26,070	29,532	56,678	17,841	2,577	2,364	3,349
平成5年	155,328	29,207	32,114	61,884	22,662	2,532	2,292	4,637
平成10年	170,292	31,168	32,968	68,037	24,549	2,441	2,199	8,930
平成15年	175,033	30,853	32,873	71,808	25,132	2,296	2,052	10,019
平成20年	175,134	30,225	32,023	73,088	25,256	2,171	1,855	10,516
平成25年	175,690	29,538	31,023	75,427	25,079	2,007	1,677	10,939
平成27年	177,411	29,510	30,995	77,024	25,262	1,957	1,655	11,008

地区別人口割合（合併時～平成27年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	36.8%	11.9%	16.3%	15.6%	10.0%	9.3%	—
昭和35年	40.0%	11.4%	16.0%	16.1%	8.2%	8.4%	—
昭和40年	36.9%	12.0%	21.4%	15.2%	7.4%	7.2%	—
昭和45年	26.9%	11.1%	36.3%	12.0%	4.7%	4.6%	4.4%
昭和50年	24.5%	11.1%	43.3%	10.9%	3.3%	3.2%	3.6%
昭和55年	22.1%	15.2%	42.3%	12.1%	2.7%	2.5%	3.2%
昭和60年	20.6%	19.6%	42.5%	10.4%	2.2%	2.0%	2.7%
平成元年	18.8%	21.3%	40.9%	12.9%	1.9%	1.7%	2.4%
平成5年	18.8%	20.7%	39.8%	14.6%	1.6%	1.5%	3.0%
平成10年	18.3%	19.4%	40.0%	14.4%	1.4%	1.3%	5.2%
平成15年	17.6%	18.8%	41.0%	14.4%	1.3%	1.2%	5.7%
平成20年	17.3%	18.3%	41.7%	14.4%	1.2%	1.1%	6.0%
平成25年	16.8%	17.7%	42.9%	14.3%	1.1%	1.0%	6.2%
平成27年	16.6%	17.5%	43.4%	14.2%	1.1%	1.0%	6.2%

地区別世帯数の推移（合併時～平成27年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	6,838	—	—	—	—	—	—	—
昭和35年	7,614	3,284	878	1,179	1,185	521	567	—
昭和40年	8,864	3,417	1,062	1,963	1,339	532	551	—
昭和45年	15,201	4,221	1,638	5,805	1,810	567	567	593
昭和50年	22,347	5,627	2,385	9,749	2,701	594	592	699
昭和55年	28,285	6,596	4,130	12,011	3,503	635	611	799
昭和60年	35,014	7,540	6,689	14,853	3,804	653	623	852
平成元年	41,826	8,374	8,681	17,040	5,508	664	620	939
平成5年	49,684	1,009	9,948	19,843	7,201	682	628	1,373
平成10年	57,641	11,132	10,978	23,237	8,244	712	634	2,704
平成15年	63,456	11,674	11,916	26,282	9,030	741	635	3,178
平成20年	68,183	12,387	12,587	28,499	9,707	766	639	3,598
平成25年	72,398	12,837	12,992	30,700	10,420	768	666	4,015
平成27年	74,809	13,104	13,265	31,988	10,820	778	706	4,148

年齢3区分別人口構成割合

(各年3月末現在「住民基本台帳人口」)

年	総人口			年少人口（0～14才）				生産年齢人口（15～64才）				老年人口（65才以上）			
	総数	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女
平成23年	176,169	87,020	89,149	21,782	12.4	11,225	10,557	115,138	65.3	57,494	57,644	39,249	22.3	18,301	20,948
平成24年	176,072	87,064	89,008	21,588	12.3	11,163	10,425	113,290	64.3	56,684	56,606	41,194	23.4	19,217	21,977
平成25年	175,690	86,883	88,807	21,350	12.2	11,047	10,303	110,498	62.9	55,383	55,115	43,842	25.0	20,453	23,389
平成26年	175,575	86,708	88,867	21,152	12.0	10,970	10,182	108,065	61.5	54,127	53,938	46,358	26.4	21,611	24,747
平成27年	177,411	87,491	89,920	21,210	12.0	11,013	10,197	107,379	60.5	53,772	53,607	48,822	27.5	22,706	26,116

地区別年齢3区分別人口構成割合

(平成27年3月末現在「住民基本台帳人口」)

地区	総人口			年少人口（0～14才）				生産年齢人口（15～64才）				老年人口（65才以上）			
	総数	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女
全市	177,411	87,491	89,920	21,210	12.0	11,013	10,197	107,379	60.5	53,772	53,607	48,822	27.5	22,706	26,116
佐倉	29,510	14,474	15,036	3,048	10.3	1,599	1,449	17,251	58.5	8,714	8,537	9,211	31.2	4,161	5,050
臼井	30,995	15,312	15,683	3,482	11.2	1,830	1,652	18,102	58.4	8,992	9,110	9,411	30.4	4,490	4,921
志津	77,024	37,708	39,316	9,948	12.9	5,145	4,803	46,576	60.5	23,062	23,514	20,500	26.6	9,501	10,999
根郷	25,262	12,756	12,506	2,961	11.7	1,532	1,429	16,341	64.7	8,402	7,939	5,960	23.6	2,822	3,138
和田	1,957	994	963	201	10.3	106	95	1,127	57.6	614	513	629	32.1	274	355
弥富	1,655	842	813	120	7.3	65	55	919	55.5	504	415	616	37.2	273	343
千代田	11,008	5,405	5,603	1,450	13.2	736	714	7,063	64.1	3,484	3,579	2,495	22.7	1,185	1,310

年齢3区分別構成割合、構造指数

市：各年 4月1日現在

県：各年 4月1日現在

国：各年10月1日現在

		年齢3区分別構成割合 (%)				指数			
		総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
平成22年	市	100	12.3	66.2	21.5	18.7	32.4	51.1	173.8
	県	100	13.3	66.2	20.5	20.1	30.9	51.0	153.8
	国	100	13.2	63.7	23.1	20.8	36.3	57.1	174.4
平成23年	市	100	12.4	65.6	22.1	18.8	33.6	52.5	178.6
	県	100	13.3	65.9	20.8	20.1	31.6	51.7	157.0
	国	100	13.1	63.6	23.3	20.5	36.6	57.1	178.1
平成24年	市	100	12.2	64.6	23.2	19.0	35.8	54.8	189.1
	県	100	13.1	65.2	21.7	20.1	33.2	53.3	165.0
	国	100	13.0	62.9	24.1	20.6	38.4	59.0	186.1
平成25年	市	100	12.1	63.2	24.7	19.2	39.1	58.3	203.4
	県	100	13.0	64.2	22.8	20.3	35.6	55.9	183.4
	国	100	12.9	62.1	25.1	20.7	40.4	61.1	194.6
平成26年	市	100	12.0	61.8	26.1	19.5	42.3	61.7	217.1
	県	100	12.9	63.3	23.8	20.3	37.6	57.9	185.2
	国	100	12.8	61.3	26.0	20.9	42.4	63.2	203.3
平成27年	市	100	12.0	60.5	27.5	19.6	45.5	65.2	230.2
	県	100	12.7	62.5	24.7	20.3	39.6	59.9	194.4
	国	100	12.7	60.6	26.7	20.9	44.0	64.9	210.6

資料：市・県 印旛健康福祉センター事業年報
国 国民衛生の動向

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

2. 人口動態

人口動態統計総覧

資料：印旛健康福祉センター事業年報

	人口	出生						死亡				乳児死亡		新生児死亡		死産				周産期死亡				婚姻		離婚	
		10月1日現在	総数	男	女	率(人口)	2500g未満(再掲)	総数	男	女	率(人口)	実数	率(性別)	実数	率(性別)	自然死産		人工死産		総数		後期死産	早期新生児死亡	件数	率(人口)	件数	率(人口)
																実数	率(性別)	実数	率(性別)	実数	率(性別)						
市	平成23年	172,268	1,198	631	567	6.8	112	1,437	743	694	8.2	6	5.0	2	1.7	26	21.1	11	8.9	7	5.8	6	1	734	4.2	281	1.60
	平成24年	172,226	1,179	606	573	6.7	114	1,443	778	665	8.2	2	1.7	1	0.8	14	11.5	20	16.5	4	3.4	3	1	741	4.2	311	1.77
	平成25年	171,773	1,158	601	557	6.6	122	1,534	821	713	8.7	1	0.9	1	0.9	17	14.3	16	13.4	4	3.4	4	-	705	4.0	304	1.73
	平成26年	171,816	1,133	589	544	6.5	132	1,541	839	702	8.8	5	4.4	5	4.4	11	9.5	10	8.7	8	7.0	3	5	667	3.8	282	1.61
	平成27年	176,976	1,146	565	581	6.7	123	1,666	900	766	9.7	1	0.9	1	0.9	17	14.4	14	11.9	3	2.6	2	1	643	3.8	293	1.71
県	平成23年	6,147,619	50,379	25,770	24,609	8.2	4,652	51,689	28,008	23,681	8.4	117	2.3	59	1.2	628	12.2	507	9.8	220	4.4	180	40	32,186	5.2	11,591	1.89
	平成24年	6,195,576	48,881	25,169	23,712	8.0	4,530	53,206	28,934	24,272	8.7	135	2.8	64	1.3	555	11.1	598	12.0	216	4.4	165	51	32,150	5.3	11,521	1.88
	平成25年	6,192,994	48,343	24,794	23,549	7.9	4,514	53,603	29,062	24,541	8.8	110	2.3	50	1.0	573	11.3	557	11.3	168	3.5	138	30	31,375	5.1	11,290	1.85
	平成26年	6,197,784	46,749	23,991	22,758	7.6	4,245	53,975	28,943	25,032	8.8	104	2.2	53	1.1	600	12.5	543	11.3	202	4.3	159	43	30,578	5.0	10,642	1.74
	平成27年	6,130,930	47,014	24,040	22,974	7.7	4,154	56,079	30,309	25,770	9.1	101	2.1	50	1.1	621	12.9	481	10.0	179	3.8	144	35	30,204	4.9	10,916	1.78
国	平成23年	126,180,000	1,050,806	538,271	512,535	8.3	100,378	1,253,066	656,540	596,526	9.9	2,463	2.3	1,147	1.1	1,940	11.1	13,811	12.8	4,315	4.1	3,491	824	661,895	5.2	235,719	1.87
	平成24年	127,515,000	1,037,231	531,781	505,450	8.2	99,311	1,256,359	655,526	600,833	10.0	2,299	2.2	1,065	1.0	11,448	10.8	13,352	12.6	4,133	4.0	3,343	790	668,869	5.3	235,406	1.87
	平成25年	127,298,000	1,029,816	527,657	502,159	8.2	98,624	1,268,436	658,684	609,752	10.1	2,185	2.1	1,026	1.0	10,938	10.4	13,164	12.5	3,862	3.7	3,110	752	660,613	5.3	231,383	1.84
	平成26年	127,083,000	1,003,539	515,533	488,006	8.0	95,768	1,273,004	660,335	612,669	10.1	2,080	2.1	952	0.9	10,905	10.6	12,619	12.3	3,750	3.7	3,039	711	643,749	5.1	222,107	1.77
	平成27年	126,950,000	1,005,677	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,862	10.6	11,755	11.4	3,728	3.7	3,063	665	635,156	4.9	226,215	1.78

主要死因別死亡状況（平成27年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	495	309	186	246.6	悪性新生物	16,443	10,104	6,339	268.2	悪性新生物	370,346			295.5
2	心疾患	312	155	157	141.7	心疾患	9,874	5,140	4,732	161.1	心疾患	196,113			156.5
3	脳血管疾患	183	87	96	85.3	肺炎	5,471	2,937	2,534	89.2	肺炎	120,953			96.5
4	肺炎	154	86	68	84.7	脳血管疾患	4,623	2,305	2,318	75.4	脳血管疾患	111,973			89.4
5	老衰	71	14	57	25.6	老衰	3,560	891	2,669	58.1	老衰	84,810			67.7
6	自殺	41	28	13	23.0	不慮の事故	1,438	872	566	23.5	不慮の事故	38,306			30.6
7	不慮の事故	39	24	15	20.4	自殺	1,182	830	352	19.3	腎不全	24,560			19.6
8	腎不全	24	13	11	14.1	腎不全	921	494	427	15.0	自殺	23,152			18.5
9	大動脈瘤及び解離	21	7	14	13.0	大動脈瘤及び解離	797	432	365	13.0	大動脈瘤及び解離	16,887			13.5
10	肝臓疾患	19	12	7	8.7	肝疾患	661	430	231	8.6	慢性閉塞性肺疾患	15,756			12.5

資料：印旛健康福祉センター事業年報

※印旛健康福祉センター事業年報の中で報告されていない一部のデータについては、掲載しておりません。

部位別悪性新生物死亡数

(死亡率は人口10万対)

年 部位	平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
口唇、口腔 及び咽頭	7	3	10	5	2	7				11	0	11	12	5	17	
食道	18	4	22	16	—	16				16	1	17	15	1	16	
胃	41	20	61	48	12	60				43	19	62	46	31	77	
結腸	22	29	51	23	14	37				16	13	29	24	17	41	
直腸S状結腸移行部 及び直腸	7	10	17	7	5	12				14	4	18	10	5	15	
肝及び肝内胆管	20	11	31	21	7	28				20	8	28	24	10	34	
胆のう及びその他 の胆道	15	8	23	13	8	21				8	11	19	11	11	22	
膵	21	16	37	19	17	36				14	13	27	22	19	41	
喉頭	1	—	1	1	1	2				2	0	2	5	0	5	
気管、気管支 及び肺	42	27	69	52	28	80				52	29	81	69	24	93	
皮膚	1	1	2	—	1	1				1	2	3	1	2	3	
乳房	—	16	16	—	14	14				—	21	21	16	0	16	
子宮	—	10	10	—	7	7				—	9	9	7	0	7	
卵巣	—	8	8	—	7	7				—	9	9	5	0	5	
前立腺	11	—	11	19	—	19				18	—	18	19	0	19	
膀胱	10	3	13	6	3	9				10	4	14	4	2	6	
中枢神経系	—	1	1	1	—	1				1	2	3	2	1	3	
悪性リンパ腫	5	5	10	4	2	6				8	8	16	13	7	20	
白血病	4	4	8	7	5	12				7	4	11	2	3	5	
その他	21	15	36	25	23	48				25	22	47	21	13	34	
計	246	191	437	267	156	423				266	179	445	328	151	479	
死 亡 率	市	253.7			245.6						259.0			246.6		
	県	249.0			249.8						262.8			268.2		
	国	283.2			283.1						293.5			295.5		

資料：印旛健康福祉センター事業年報

—：該当なし

※平成25年度統計については、印旛健康福祉センター事業年報の中で報告されていないため、掲載していません。

3. 母子保健

低体重児届出状況

(単位：人)

年度 \ 体重	総数	499 g 以下	500～ 999 g	1,000～ 1,499 g	1,500～ 1,999 g	2,000～ 2,499 g
平成 22 年度	37	—	2	1	8	26
平成 23 年度	24	—	—	1	3	20
平成 24 年度	60	—	2	5	14	39
平成 25 年度	平成 25 年度より権限移譲され、届出は市町村へ行うこととなった。 ※15. 未熟児養育医療に掲載 (P61～)					

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

4. 結核

年末現在登録者数（年齢階級別）

(単位：人)

年度 \ 区分	総数	0～ 4 歳	5～ 9 歳	10～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
平成 22 年度	31	—	—	—	2	1	4	3	4	3	14
平成 23 年度	39	—	—	—	3	1	7	7	3	5	13
平成 24 年度	67	—	—	—	1	4	11	10	6	10	25
平成 25 年度	68	—	1	—	—	8	16	13	4	8	18
平成 26 年度	47	—	—	—	—	2	9	8	1	9	18
平成 27 年度	46	—	—	—	—	5	7	8	2	6	18

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

5. 精神保健

自立支援医療（精神通院医療）利用者数（各年3月31日時点）

（各年度末現在） （単位：人）

	公費負担患者数
平成22年度	1,865
平成23年度	1,965
平成24年度	2,122
平成25年度	2,191
平成26年度	2,295
平成27年度	2,427

資料：印旛健康福祉センター事業年報

入院患者等の状況

（各年6月30日現在）（単位：件）

	人 口	県内病院への入院患者数	人口万対入院患者数	管内患者入院先（再掲）					
				圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
				管内病院		管外病院			
				数	%	数	%	数	%
平成23年度	172,342	254	14.7	120	47.2	—	—	134	52.8
平成24年度	172,289	242	14.0	128	52.9	—	—	114	47.1
平成25年度	171,818	240	14.0	126	52.5	—	—	114	47.5
平成26年度	171,848	227	13.2	115	50.7	—	—	112	49.3
平成27年度	171,548	255	14.9	124	48.6	—	—	131	51.4

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

*人口 7月1日現在（千葉県毎月常住人口調査による）

佐倉市保健事業のまとめ ー平成27年度ー

平成29年3月発行

発行 佐倉市健康子ども部健康増進課
住所 〒285-0825
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)
電話 043(485)6713
